

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月
ヤマザキ動物看護大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	43
基準 4. 教員・職員	55
基準 5. 経営・管理と財務	68
基準 6. 内部質保証	81
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準 A. 監事による教職員面接	85
V. 特記事項	86
VI. 法令等の遵守状況一覧	87
VII. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	102

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

学校法人ヤマザキ学園は、故山崎良壽が昭和 42(1967)年 12 月 10 日に、「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を建学の精神に掲げ、東京都渋谷区神泉町において自宅の応接間に 7 人の生徒と 13 人の教員とが集い、サロンのような形で私塾として「シブヤ・スクール・オブ・ドッグ・グルーミング」を創立して以来 54 年の歴史を有する。学園の建学の精神は今日に至るまで終始一貫揺るぐことなく継承されている。また、創始者は「21 世紀は資格の時代」との考えから、時を同じくして資格認定事業を行う「日本動物衛生看護師協会」（現特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会）を設立した。

昭和 45(1970)年には、「シブヤ・スクール・オブ・ドッグ・グルーミング」を「シブヤカレッジ」に改称し、高等学校卒業生を対象に、コンパニオンアニマルの健康管理を中心とした体系的な人材養成教育を始めた。さらに時代の流れにより、昭和 52(1977)年には、校名を「ヤマザキカレッジ」に改め、犬、猫の健康管理に加えて鳥類、魚類等の愛玩動物についても、その対象とした。

昭和 58(1983)年に、これまでの 2 年制教育の上に、全日制専攻科 1 年コースとしてヤマザキカレッジ附属「日本動物看護学院」を設置。コース修了者に資格認定試験を行い、合格者にはアニマル・ヘルス・テクニシャン（現 動物衛生看護師）のライセンスを授与した。同時期に日本の獣医大学が 4 年制から 6 年制に改制され、その一期生として新教育を受けた獣医師が社会に巣立つ昭和 59(1984)年に本学でも 3 年間の専門教育を受けたプロフェッショナルを社会へ送り出した。世の中では、高度成長や核家族化が進み、動物たちが人間のパートナーとして見直され始め、それにつれて動物看護師の活躍の場も広がっていた。

昭和 60(1985)年、ヤマザキカレッジ附属「日本動物看護学院」は全日制 3 年コースとして独立させ、動物看護に特化した 3 年間の一貫教育に統一した。

平成 6(1994)年、より厚い社会的な信頼のもと、東京都から学校法人として認可を受け、平成 7(1995)年 4 月には、学校法人ヤマザキ学園「専修学校日本動物学院」として開学した。

平成 16(2004)年 4 月、さらに動物に深い愛情と高い関心を寄せる多くの人々からの期待と要望に応えるために、東京都八王子市南大沢に「ヤマザキ動物看護短期大学」（3 年制、動物看護学科：入学定員 100 人）を開学、コンパニオンアニマルにかかわる学問領域の確立に向けて大きな第一歩を踏み出した。

平成 19(2007)年 4 月には、同短期大学に専攻科として動物看護学専攻（全日制 1 年、定員 20 人）を新設した。さらに、平成 22(2010)年 4 月、「ヤマザキ動物看護短期大学」を母体として学問領域を広め、より専門的な「ヤマザキ学園大学」（4 年制、動物看護学部動物看護学科：入学定員 180 人）を開学した。それまでの実績に基づき、動物看護に特化した教育の実績に立脚した教育研究の発展に寄与することを目的とした大学である。「シブヤ・スクール・オブ・ドッグ・グルーミング」を創立して以来、現在まで卒業生は 15,000 人を超え、社会の要請に応えうる人材育成の大学として重大な使命を有するに至っている。また、平成 30(2018)年 4 月に大学名を「ヤマザキ学園大学」から「ヤマザキ動物看護大学」に校名変更した。令和 2(2020)年 3 月には「ヤマザキ動物看護大学大学院 動物看護学研究科」（修士課程・入学定員 5 名）の設置認可申請書を提出し、令和 2(2020)年 10 月に設置が

認可された。令和3（2021）年4月に動物看護学部動物看護学科に加え、動物人間関係学科を開設し1学部2学科制となり、さらに同年、ヤマザキ動物看護大学大学院 動物看護学研究科動物看護学専攻（修士課程）が設置される。

【建学の精神】

本学は、学園創立以来継承してきた「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を建学の精神に掲げており、人間は、地球上に存在する多種多様な生命に対し、尊敬の心を持ち、生態系の摂理の中で生かされている生命であるという思想のもと、共に生きるものに限りない愛を注ぐものと考え、この精神を通して、調和のとれた平和な社会の建設に寄与する豊かな人間性と、幅広い視野を持つ人間教育を行うことを目的としている。また、「職業人としての自立」は、動物看護師の社会進出を目指し、動物看護師がヒトと動物の共生社会において必須の職業であることを社会に広く証明する事を目的としている。

【大学の基本理念】

本学は、学園の建学の精神のもと「生命（いのち）を生きる」を教育理念とする。この教育理念は、「動物愛護の精神のもと、人間が自分たちよりも小さな弱い立場の生命に思いやりの心を忘れず、動物たちと豊かに共生すること」である。これは本学の基本理念であり、常にこの基本理念を基盤に教育を行い、本学へ入学を希望するすべての生徒に対してもこの基本理念に共感することを求めている。

本学では毎年10月21日、創始者を偲び追悼記念礼拝を執り行っている。この礼拝では、宗教や宗派を超えて、学生・教職員及び学園関係者が創始者の生前の教え、建学の精神及び教育理念を今一度新たな気持ちで胸に刻んでいる。日々変わる社会において、本学が果たすべき使命は何かを、創始者が出発した原点に立ち戻り考える重要な機会である。本学の学生及び卒業生が建学の精神と大学の基本理念を心に留め置き、職業人として使命感を持った人材となる様、教育のさらなる推進に努める。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の沿革

平成 21 年 10 月	ヤマザキ学園大学動物看護学部動物看護学科設置認可 初代学長に中村經紀が就任
平成 22 年 3 月	南大沢 2 号館竣工
平成 22 年 4 月	ヤマザキ学園大学開学
平成 24 年 1 月	南大沢キャンパスを拡大
平成 24 年 7 月	南大沢キャンパスにマルチフィールド及び管理棟 (グリーンガラスロジ) 完成
平成 25 年 4 月	第 2 代学長に山崎薫が就任
平成 28 年 2 月	南大沢 3 号館竣工
平成 28 年 4 月	ヤマザキ学園大学「動物看護学部動物看護学科」に動物看護学 専攻及び動物人間関係学専攻の 2 専攻を設置
平成 30 年 4 月	ヤマザキ学園大学から「ヤマザキ動物看護大学」へ校名変更
令和 2 年 7 月	ヤマザキ動物看護大学動物看護学部を改組し、「動物看護学科」 と「動物人間関係学科」の設置申請を文部科学省に提出し認可
令和 2 年 12 月	ヤマザキ動物看護大学大学院「動物看護学研究科動物看護学専攻 (修士課程)」の設置申請を文部科学省に提出し認可
令和 3 年 4 月	ヤマザキ動物看護大学「動物看護学部動物看護学科」に加え、 「動物人間関係学科」を開設 ヤマザキ動物看護大学大学院「動物看護学研究科動物看護学専攻 (修士課程)」開設

2. 本学の現況

・大学名 ヤマザキ動物看護大学

ヤマザキ動物看護大学大学院（令和3(2021)年4月1日開設）

・所在地

【南大沢キャンパス】

校舎等	所在地
南大沢キャンパス1号館	東京都八王子市南大沢4-7-2
南大沢キャンパス2号館	
南大沢キャンパス3号館	
グリーンガラスロジ（管理棟）	

・学部構成

<学部>

学部	学科	入学定員
動物看護学部	動物看護学科	100人
	動物人間関係学科	80人

<大学院>

研究科	専攻	入学定員
動物看護研究科	動物看護専攻	5人

・学生数、教員数、職員数

【学生数（令和3(2021)年5月1日現在）】

<学部>

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数				
				1年次	2年次	3年次	4年次	合計
動物看護学部	動物看護学科	100	400	129	216	202	186	733
	動物人間関係学科	80	320	90	-	-	-	90

<大学院>

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数		
				1年次	2年次	合計
動物看護学研究科	動物看護学専攻	5	10	5	-	5

ヤマザキ動物看護大学

【教員数（令和3(2021)年5月1日現在）】

<学部>

学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	兼任教員	計
動物看護学部	動物看護学科	8	2	4	5	8	42	27
	動物人間関係学科	9	1	2	0	3		15

<大学院>（専任教員数及び助手）

研究科名	専攻名	教授	准教授	講師	助教	助手	兼任教員	計
動物看護学 研究科	動物看護学専攻	11	2	0	0	0	7	20

【職員数（令和3(2021)年5月1日現在）】

	正職員	嘱託	パート	計
事務職	16	3	3	22

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1) 使命

医学の進歩に看護学を専門とする看護師が重要な役割を担ってきたように、動物医学の進歩においても、動物看護師の必要性が求められている。

日本における動物看護師教育は、約 55 年前から開始されたが、その内容に関しては、明確なカリキュラムのもとに実施されたものではなかった。当時の動物医療の世界は、動物の「生命（いのち）」は人の命に比べれば軽視されるのが常であり、獣医師資格は国家資格化されていたものの、獣医学そのものが社会的には十分に認知されていない状況であった。従って、動物看護学は獣医学と密接に関係していることから、動物看護学教育もほとんど社会的には認知されていない状況であったといえる。

このような時代背景の中で、本学は動物の命を大切にすると同時に、ヒトの生活に動物の存在が重要な役割を果たすことを確信し、動物看護学教育を専修学校から開始し、短期大学における動物看護学教育を経て、大学における高度専門教育としての動物看護学教育にまで進化させてきた。この変遷は、日本における経済成長の高まりと「ヒトと動物の共生」の影響を強く受けているが、同時に、獣医学教育及び動物看護学教育の必要性が社会的に認知されてきたことにも起因している。つまり、本学における動物看護学教育の使命は、高度な知識と技術を持った動物看護師を養成すること、さらに、それらの知識と技術をもってヒトと動物の共生に広い分野から貢献できる人材を養成することにある。

2) 目的

本学の目的は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命（いのち）を生きる」を教育理念として、人間も動物も大自然の生態系の摂理の中で生き、生かされているという原点を忘れずに、共鳴・共生する生命の思想を貫き、動物看護にかかわる基本的な理論・技能（アート）を身に付け、専門的応用的能力を有する人材を養成することを目的とする。

そのために本学は、

- ① 動物病院を中心に臨床現場で活躍する動物看護師に求められる専門的な知識と技術を修得し、動物看護の新しい領域を追求していく。
- ② 人と動物とのより良い共生生活をめざし、動物介在福祉の現場や動物関連産業分野で活躍し社会に貢献できる。

以上を具体的目的としている。

3) 教育目的

本学の教育目的は、上記の通り、動物看護学を教育の対象とし、動物愛護の精神に則り、人と動物の関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護に係わる高度な知識と技能（アート）を身に付けるための教育を行い、専門的応用的能力を有する人材を養成することである。

上記の目的の①に関しては、動物看護学教育は比較的新しい分野であることから、この分野を発展させるためには、教育と同時に研究を進展させる必要がある。このためには、研究に強い意欲を持つ人材の育成が必要不可欠であると同時に、臨床の学問としての動物看護学を教育することが必要である。さらに高度動物医療に伴う看護技術を習得させる必要がある。②に関しては、人と動物の関係を教授された学生は、社会の各方面に対応できる能力を身に付けていることから、動物に関連する社会の広い分野においても貢献できることを基本理念としている。とくに人間との関係を重要視することによって、動物を介して人間の生活を豊かにすることの重要性を教育することを念頭に置いている。少子高齢の時代にあって、動物の存在が重要視されてきている現在では、日本のみならず、先進各国においても、この分野で活躍する人材育成の必要性が叫ばれている

1-1-② 簡潔な文章化

本学は、建学の精神の下に定めたヤマザキ動物看護大学学則（以下、「大学学則」という。）において、その目的を簡潔に文章化して明確にしている。これらの具体は次のとおりである。

大学学則第1条第1項において、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である「生命の畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命を生きる」を教育理念として、人間も動物も大自然の生態系の摂理の中で生き、生かされているという、原点を忘れずに、共鳴・共生する生命の思想を貫き、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、動物看護にかかわる専門的応用的能力を有する人材を養成することを目的とすると規定している。これらの表現や趣旨はそれぞれ明確にするとともに、本学の「履修ガイド&シラバス」、大学案内及び大学ホームページ等に明示し広く公開している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学教育の特色は、1-1-①で述べたとおり、建学の精神と教育理念に則った教育推進にある。また、建学の精神は、前項に述べたように、大学学則第1条第1項及び第2項にその具体を示している。

平成28(2016)年4月からは動物看護学科を2専攻に分け、動物看護学専攻と動物人間関係学専攻とした。両専攻は令和3(2021)年4月からは動物看護学科と動物人間関係学科として発足した。さらに、本学の教育により育成した人材の輩出が、社会への貢献を果たすべきことを明確に表現し、これまでに培ってきた本学教育の個性・特色を、社会との関わりの中で一層明確化している。

動物看護学科の教育研究目的に関しては、建学の精神及び教育理念を理解し、動物愛護の精神に則り、人と動物の共生思想と倫理観を備え、豊かな人間性と幅広い視野を身に付ける。さらに動物看護学に関する基礎的理論・技術を習得、高度化、専門分化した動物医療において必要とされる応用的理論・技術及び問題解決力を習得する。加えてコミュニケーション能力と社会性を身に付け、専門職、指導者として、使命感を持ち、国際社会に貢献する人材の育成を目的としている。

動物人間関係学科の教育研究目的に関しては、建学の精神及び教育理念を理解し、動物愛護の精神に則り、人と動物の共生思想と倫理観を備え、豊かな人間性と幅広い視野を身に付ける。さらに動物人間関係学に関する基礎的理論・技術を習得、多様化したペット関連産業において必要とされる応用的理論・技術及び問題解決力を習得する。加えてコミュニケーション能力と社会性を身に付け、専門職、指導者として、使命感を持ち、国際社会に貢献する人材の育成を目的としている。

このように各学科の学びの特性を配慮し、本学教育の個性、特色を反映させたものとなっている。

また、地域の生涯学習の機会の拠点として、一般市民に対して伴侶動物の看護に関する知識の修得などの機会を設け、公開講座や動物愛護シンポジウムを開催し社会に貢献している。地域活動として、(公財)八王子市学園都市文化ふれあい財団や大学コンソーシアム八王子をはじめ近隣大学間との連携を図り、行政機関の要請に基づく講演・イベント等に積極的に参加し、地域社会に貢献している。

1-1-④ 変化への対応

本学は、平成25(2013)年度に完成年度を迎えたが、それ以後の大学を取り巻く社会情勢の変化にともない前述したとおり、平成28(2016)年4月からは動物看護学科を2専攻に分け、動物看護学専攻と動物人間関係学専攻とした。両専攻は令和3(2021)年4月から動物看護学科と動物人間関係学科として発足した。さらに、令和2(2020)年の愛玩動物看護師法の制定、動物看護医療の高度化、WHO(世界保健機関)が唱えるOne health、動物との共生共存など人と動物を取り巻く環境の変化に応じて令和3(2021)年4月からはヤマザキ動物看護大学大学院動物看護学研究科動物看護学専攻修士課程が開設した。教育面では新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行の中、対面授業が一時期困難となり、令和2(2020)年4月～7月までは講義はオンライン授業を、実習は対面で実施した。9月

～12月までは講義・実習は対面で実施したが、12月中旬に「非常事態宣言」が出されたことにより、それ以降はオンライン授業となった。

以上のように、大学教育への現実的な要請に基づき、教育環境や教育方法の転換を実現している。このことはディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに基づくもので、大学設置基準第2条や学校教育法第83条などへの法令への適合という視点、大学教育に求められる変化への対応も満たしている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は、設置認可申請書類等において明確に記述している。ただし、社会情勢の変化に対応した人材の育成は社会の要求に対する確に対応できるよう、「中・長期構想委員会」等により、恒常的に将来計画を検討している。具体的には、大学完成年度以降の社会情勢等を踏まえ、随時、使命・目的及び教育目的の見直し等を常設の「中・長期構想委員会」を中心に検討し、平成27(2015)年度にはその一部を実施した他、平成28(2016)年度からは3コース制を改め動物看護学及び動物人間関係学の2専攻を設置し、令和3(2021)年4月からは、動物看護学科と動物人間関係学科として発足した。

また、使命・目的及び教育目的の適切な検証については、「ヤマザキ動物看護大学自己点検・評価規程」第3条に明示しており、これを継続・実施している。

<エビデンス集・資料編>

【資料1-1-1】ヤマザキ動物看護大学学則

【資料1-1-2】三つのポリシー(1学科2専攻) 令和2年度履修ガイド & シラバス pp.1-2

【資料1-1-3】建学の精神・教育理念 2021年大学案内 p.1

【資料1-1-4】中・長期構想委員会構成員

【資料1-1-5】ヤマザキ動物看護大学自己点検・評価規程

【資料1-1-6】ヤマザキ動物看護大学公式ウェブサイト(建学の精神・教育理念)

【資料1-1-7】令和2年度中・長期構想委員会大学部会及び学修総合委員会会議議事録

【資料1-1-8】学外に広がる学び-地域活動- 2021年大学案内 p.36

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学園の理事長は本学の学長を兼務しており、教学側のリーダーとしても諸決定に関わっている。教員各自が使命・目的及び教育目的を常時意識することにより、学長のリーダーシップが保持されている。

また、本学園の創立記念日においては、全教職員が参加する教育研究フォーラム等を開催し、建学の精神及び使命・目的及び教育目的の理解と再確認の機会としている。以上の通り、本学の使命・目的及び教育目的に対する役員・教職員の相互理解と支持は充分である。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、大学案内及び大学ホームページ等に常時明示することによって学内外に開示している。このほか、大学の使命・目的及び教育目的を規定した「ヤマザキ動物看護大学学則」は、毎年発行される「履修ガイド&シラバス」に掲載するほか、学校教育法施行規則第172条の2の定めに基づき、教育情報の公表の一つとして、大学ホームページ上にも明示して、情報の開示を行っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

学園創立50周年を迎え、平成27(2015)年度をもって第一期構想計画は完了したが、次期構想策定として動物看護学専攻と動物人間関係学専攻をそれぞれ動物看護学科と動物人間関係学科として設置するため、令和元(2019)年9月に文部科学省に申請し、令和2(2020)年6月に認可された。

さらに大学院(修士課程)の設置を検討し、動物看護学に特化した大学院を設置するため、令和2(2020)年に文部科学省に申請し、令和3(2021)年1月に認可された。

本学の建学の精神、教育理念と目的は、三つの方針、すなわちディプロマ・ポリシー(卒業認定および学士の学位授与に関する方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)について次のように公示されており、それぞれのポリシーは本学の使命・目的及び教育目的を十分に反映している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1) ディプロマ・ポリシー

修業年限以上在籍し、所定の単位数を修得した学生に対して、卒業を認定し、学士(動物看護学)の学位を授与する。

本学では、動物看護学及び動物人間関係学の2専攻を設置し、動物看護師としての使命を有し、それぞれの特徴を活かした学修により、基本的理論・技術を修得の上、教育目標

である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野と課題解決能力を身に付けた学生に対し、学士（動物看護学）を授与する。卒業生には、人と動物との架け橋として社会に貢献する人材として活躍することを期待する。

2) カリキュラム・ポリシー

本学では動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻において、動物愛護の精神に則り、人と動物の共生の思想と倫理観を身に付けることが不可欠であり、以下のような教養教育及び専門教育課程を編成し実施している。

・教養教育科目では、人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を養う。

・専門教育科目では、専門基礎科目と専門科目と総合科目から編成される。専門基礎科目では、教育の質を保証するために、全ての科目を必修としている。専門科目は、学生の興味や進路に配慮して、動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻において、それぞれの特色を生かした科目で編成される。なお、実習科目は、講義科目に対応させ、1年次から4年次まで段階的に受講するよう編成している。総合科目は、コミュニケーション能力及び時代に即したトピックを学修するための科目として、「アッセンブリーアワーⅠ（動物と看護）」、「アッセンブリーアワーⅡ（動物と環境）」、「アッセンブリーアワーⅢ（動物と職業）」、「アッセンブリーアワーⅣ（動物と社会）」を配置している。

以上の課程の修得により、課題解決能力等の涵養及び社会人としての基礎力の構築に努め、3年次後期の「研究法」及び4年次の「卒業論文」では、研究室制度により個々のテーマに基づく研究成果をまとめるとともに、少人数体制での人間形成を行う。

3) アドミッション・ポリシー

本学が求める学生像は、人と動物の架け橋になる者である。入学者受入方針は以下の通りである。

1. 本学の建学の精神及び教育理念に共感する者。
2. 動物に深い理解と愛情を持ち、人と動物の豊かな共生を目指す者。
3. 動物看護学または動物人間関係学の修得能力を持つ者。
4. 社会の一員として、国際的な視野に立ち、コミュニケーションを大切にする者。
5. 自ら学び、解決策を見出すための努力ができる者。

なお、本学の特色である、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては、変わりゆく社会のニーズに対応するため、適宜部分的な検討を行う。この方針に従い、高等学校においては、理系教科のみならず、文系教科の基礎学力を求める。本学は、アドミッション・ポリシー 1から5に対応した評価を各選抜方法によって行っている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の組織運営は、「学校法人ヤマザキ学園運営組織」により構成されており、管理及び運営に関する規程が整備されている。

大学の教育研究に関わる事項のうち研究に関しては、教授会の中に研究委員会が設置されており、研究の実施に関する事項や教育研究用機器備品の購入・整備に関する事項等が審議されている。特に動物看護学は研究の面で、新しい分野であることから研究の方向性は多岐にわたっている。

また、教育に関しては、教務委員会が機能しており、新しい大学が抱える様々な教育上の問題を解決するため、全教職員が一致して努力している。教員数に関しては、機能的かつ効果的な教育が期待しうる適正な教員数を確保して、教育目的の実現にあたっており、整合性が図られている。これにより、学校教育法第 85 条の規定及び大学設置基準第 3 条、4 条の基準を満たしている。教育研究組織における専任教員数は、大学設置基準第 13 条の基準を満たしている。

本学は開学以来一貫して、「生命（いのち）を生きる」の教育理念に基づき、教育研究の体制の整備に努めてきた。それを達成するために、教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを明確に規定し、大学案内、「履修ガイド&シラバス」、大学ホームページなどを通じて、公表・周知を図っている。また、社会情勢等も踏まえ、必要に応じて随時、使命・目的及び教育目的の見直し等も実施している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

開学 10 年目を迎え、新しい学問である動物看護学を教育することの重要性を強く感じている。従って、教育研究共に、高い目標を設定して努力することが必要であり、動物医療における動物看護学教育の充実と発展のために、本学におけるカリキュラムの充実は不可欠であり、このために、完成年度以降におけるカリキュラムの検討がなされている。

そのため、これまで「ゆるやかな 3 コース制」が学生の履修モデルとして提示されてきたが、2 専攻（動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻）を設け、学生の学修計画をより一層明確にし、有効化するための検討を重ね、平成 24(2012)年度にはその具現化を果たした。さらに、両専攻は令和 3(2021)4 月からは動物看護学科と動物人間関係学科として発足した。

研究に関しては、平成 30(2018)年度からは、3 年次後期の「研究法」で卒業研究のための準備教育を各研究室に分かれて実施している。「卒業論文」は卒業のための必修科目と位置づけられており、動物看護学や動物人間関係学に関わる特色のある論文が多く提出されている。

【基準 1 の自己評価】

本学は開学以来、建学の精神と教育理念を原点にし、動物愛護の精神に則った動物看護学の教育と研究活動を行い、社会に貢献できる人材育成に取り組んできた。

全学的な学部の教育目的及び目標を達成するために、教学部門と法人部門は常に緊密な連携をとり、教学については学長のリーダーシップに則った教育研究を推進し、全教職員が使命・目的及び教育目的をしっかりと理解している。

ヤマザキ動物看護大学

本学は、平成 29(2017)年度に学園創立 50 周年を迎えて、更なる教育研究の充実と活性化のための中・長期構想策定及び学内諸行事について、適宜発行される印刷物やホームページ上に掲載し、建学の精神及び使命・目的を公開している。

以上のことにより、本学では建学の精神が教育理念及び教育目的において具現化されており、基準 1「使命・目的等」を満たしていると判断した。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-1】ヤマザキ動物看護大学学則

【資料 1-2-2】三つのポリシー(1 学科 2 専攻) 令和 2 年度履修ガイド & シラバス pp. 1-2

【資料 1-2-3】令和 2 年度学校法人ヤマザキ学園運営組織

【資料 1-2-4】ヤマザキ動物看護大学研究委員会規程

【資料 1-2-5】ヤマザキ動物看護大学教務委員会規程

【資料 1-2-6】学校法人ヤマザキ学園中期計画

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、創始者の想いに根ざした生命観や自然観に支えられた全人格的な教育を目指したアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を2学科（動物看護学科・動物人間関係学科）それぞれについて策定し、入学試験を実施している。

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項をはじめとして、大学案内、ホームページ等に明示し、全志願者及び全国の高等学校に周知している。

大学の広報においては、学生募集部会及び広報部が常に連携し、令和元(2019)年度はオープンキャンパス8回とミニオープンキャンパス4回、授業見学会1回を実施し、アドミッション・ポリシーはもとより、学部学科説明、入学試験説明、教員による模擬授業、授業・研究紹介及び教職員・学生による個別相談により、入学に際しての不安を取り除き、本学の動物看護学科について理解を深める機会を数多く実施してきた。オープンキャンパス実施後は学生募集部会を開催し、参加者のアンケート集計結果等に基づき、次回のオープンキャンパスに向け、改善を図った。

令和2(2020)年度は、当初、来場型のオープンキャンパス(終日開催)5回、ミニオープンキャンパス(半日開催)4回の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行によって、来場型のオープンキャンパスは3回しか実施することができなかった。そのため、ライブ配信型オープンキャンパスを3回実施し、さらに、決められた期間中にホームページにアクセスすることで、模擬授業、学部説明、入試説明及び施設・設備紹介動画を24時間視聴できるオンデマンド配信型オープンキャンパスを4回実施することで、受験生がいつでも本学の情報を取得できる状況にした。

さらに、資料請求者や全国の高等学校には学生募集要項を送付し、志願者や高等学校からの個別依頼の学校見学や高等学校におけるガイダンス、出張講義及び外部会場で実施される会場ガイダンスにおいても志願者、保護者及び高校教員へアドミッション・ポリシーに基づき、詳細な説明を行った。

特に本学の特色については、動物看護学が新しい学問であることから、入学試験前にオープンキャンパス等（ライブ配信型及びオンデマンド配信型も含む）に積極的に参加し、本学の動物看護学の内容をよく理解した上で受験するように十分な広報をしている。また、新学科の動物人間関係学科についても、動物看護学科との比較を通してその特徴と違いを

丁寧に説明した。

さらに、令和 3(2021)年設置の大学院動物看護学研究科についても、同様にアドミッション・ポリシーが策定され、教育の目的について丁寧に周知を行った。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学の入学者選抜の実施については、文部科学省高等教育局長の「令和 3 年度大学入学者選抜実施要項について（通知）」に基づき、学長を委員長とする入学試験委員会を全学的な取り組みとして年間 12 回開催し、各学科のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保に努めている。

入学試験は、学長を本部長として入学試験本部を置き、本部長の指揮の下、試験教室設営、試験遂行及び採点業務が適正かつ公正に行われるよう管理監督し、運営している。

入学試験実施日は、試験担当者全員が出席して入学試験実施に関する説明会を行い、厳正に試験を実施した。

合格者の判定については、入学試験本部において採点委員が試験結果に関する報告会を行った後、入学試験委員会において入学試験合格者判定会議を行い、教授会で承認を得ている。

入学試験要項の作成、願書の受付及び合格発表等の業務は、入学試験委員会の監督の下、入試課が行い、入学試験問題の作成依頼、印刷及び管理は入学試験委員会の構成員である学部長を中心に実施している。

入学試験問題は、高等学校学習指導要領に基づく公正かつ適切な入学試験問題作成の重要性から外部委託をし、学内においては、学長から任命された入学試験問題作成委員が入学試験問題の適否について、最終的に厳正に審査して問題を作成した。

入学試験問題作成委員は採点委員を兼ね、試験実施中は入学試験本部に待機し、受験生の質問等に対応できる体制を整えた。

入学試験の種類について

令和 2(2020)年度実施の入学試験については、本学では①総合型選抜試験、②学校推薦型選抜試験（指定校制）③学校推薦型選抜試験（公募制）、④一般選抜試験、⑤大学入学共通テスト利用型選抜試験、⑥社会人選抜試験の 6 つの選抜方法を採用し、アドミッション・ポリシーを踏まえた選抜を行っている。

①総合型選抜試験（A 日程から D 日程）

書類審査（入学志願票、調査書、出願時に提出するエントリーシート）と事前に提出された小論文及び本学教員 2 人による個人面接を行った。本学のアドミッション・ポリシーを十分に理解し、オープンキャンパスへの参加を通して、本学の特色や内容をよく理解し、その教育方針に沿って明確な目標を持つ個性豊かで優秀な生徒を選抜した。

②学校推薦型選抜試験（指定校制）（Ⅰ期、Ⅱ期）

本学を専願とし、高等学校長が推薦する生徒で、出身高等学校の全体の学習成績の状況

(評定平均値)が3.4以上を対象として、書類審査(入学志願票、調査書)と出願時に提出する小論文及び本学専任教員2人による個人面接を行い、アドミッション・ポリシーに沿った生徒を選抜した。

③学校推薦型選抜試験(公募制)(Ⅰ期、Ⅱ期)

本学を専願とし、高等学校長が推薦する生徒で、出身高等学校の全体の学習成績の状況(評定平均値)が3.0以上を対象として、書類審査(入学志願票、調査書)と出願時に提出する小論文及び本学専任教員2人による個人面接を行い、アドミッション・ポリシーに沿った生徒を選抜した。

④一般入学試験(Ⅰ期からⅢ期)

書類審査(入学志願票、調査書)と筆記試験を課し、筆記試験では、1.理科の生物基礎または化学基礎いずれか1科目、2.英語、国語総合、数学Ⅰのうち1科目を選択する2科目受験とし、本学が求めているアドミッション・ポリシーを理解し、そのポリシーに基づき、大学で「動物の生命の大切さ」について学ぶことのできる学力の生徒を選抜した。

⑤大学入学共通テスト利用型選抜試験(Ⅰ期からⅢ期)

大学入学共通テストの受験者の中から、書類審査(入学志願票、調査書)と大学入学共通テストの一般入学試験に準じた科目の得点とによって、本学が求めているアドミッション・ポリシーを理解し、そのポリシーに基づき、大学で「動物の生命の大切さ」について学ぶことのできる学力の生徒を選抜した。

⑥社会人選抜試験(Ⅰ期からⅢ期)

書類審査(入学志願票、調査書、出願時に提出する小論文)と本学教員2人による個人面接を行い、本学が求めているアドミッション・ポリシーを理解し、そのポリシーに基づき、大学で「動物の生命の大切さ」について学ぶことのできる学力の者を選抜した。

入学前教育

上記の各入学試験合格者には、①大学への入学の不安を取り除き、学生生活をスムーズに開始できるようにする、また、②高校までの勉強を見直し、本学の魅力等を含めた大学への理解を促すことを目的として入学前教育を実施している。例年、入学前教育は推薦図書への提示及び感想文の作成を本学入学予定者に課し、送られてきた感想文に対しては、本学専任教員が返事を作成し、学生と教員の交流を図っている。

さらに入学予定者に対しスクーリングを行い、入学予定者と専任教員の顔合わせと交流なども実施し、入学前から学生間及び学生と教員の交流ができる場を提供し、入学前から大学という場に慣れてもらえるよう対応している。しかし、令和3(2021)年度入学生については、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止のため、入学前の新入生への対応は、対面で行う内容については全て中止とした。

受入れ後の対策

本学志願者に対して、将来の就職の展望を含め、オープンキャンパス、ガイダンス及び

入学前教育の機会において繰り返し、アドミッション・ポリシーの説明と周知に努めている。入学後に、想像していた教育内容とのギャップや学修において困難を感じ、志望が変化する学生も想定されることから、入学後の学修面で困難を感じている学生については、クラスアドバイザー制度、各教員によるオフィスアワー制度及びカウンセラー（臨床心理士・公認心理師）によるカウンセリングを活用し、重層的にサポートできる体制を整えている。また、将来の志望に関する不安解消対策としては、2 学科いずれかの専門教育を修めることによって幅広い職種の選択が可能であることを説明し、さらに、就職支援課職員との面談の機会を設け、学生の更なる学修意欲向上に努めている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

定員数の確保は最も重要な事項であり、学長を委員長とする入学試験委員会が中心となり適切な学生数の確保に努めている。開学以来の入学者数の推移は、次の表に示すように入学定員 180 人に対し、平成 22(2010)年度 182 人、平成 23(2011)年度 184 人、平成 24(2012)年 200 人、平成 25(2013)年度 195 人、平成 26(2014)年度 183 人、平成 27(2015)年度 173 人、平成 28(2016)年度 162 人、平成 29(2017)年度 176 人、平成 30(2018)年度 188 人、令和元(2019)年度 218 人、令和 2(2020)年度 217 人、令和 3(2021)年度 219 人で、開学以来概ね入学定員を充足している。平成 27(2015)年度は入学定員の 96%、平成 28(2016)年度は同 90%、平成 29(2017)年度は同 98%と定員を割り込んだが、平成 29(2017)年度からは増加傾向にあり、平成 30(2018)年度は、4 年ぶりに定員を満たし、令和元(2019)年度と令和 2(2020)年度は 121%、令和 3(2021)年度は 122%であった。令和 3(2021)年度の学生募集は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行の影響で必ずしも十分に行うことができなかったが、愛玩動物看護師の国家資格化に伴い、受験者数は順調に増加している。今後も入学定員を充足できるようさらに教育内容を充実させ、教職員一丸となって動物看護に対する社会の認知度を上げていく必要がある。【表 2-1-1】

【表 2-1-1】 平成 22 (2012) 年度から令和 3 (2021) 年度入学者数の推移

入試の種類	募集人員	入学者数							募集人員	入学者数	募集人員	入学者数			
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度				平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
指定校推薦入学試験 学校推薦型選抜試験(指定校制)	90	31	28	55	44	31	33	41	70	25	70	32	36	38	79
公募推薦入学試験 学校推薦型選抜試験(公募制)		43	34	13	13	17	17	12				10	13	14	20
一般入学試験 一般選抜試験	50	61	51	52	66	56	50	32	40	35	30	36	23	40	18
大学入試センター利用入学試験 大学入学共通テスト利用型選抜試験	10	/	6	3	11	25	10	19	10	20	10	12	18	9	0
A0入学試験 総合型選抜試験	30	47	64	77	61	54	63	58	60	86	70	95	127	110	108
社会人入学試験 社会人選抜試験	若干	0	0	0	0	0	0	0	若干	0	若干	0	0	0	0
特別入学試験 —	若干	/	1	/	/	/	/	/	—	/	—	/	/	/	/
総数	180	182	184	200	195	183	173	162	180	176	180	188	218	217	219

※入試の種類の下段は令和 3 年度から名称変更

大学院については、設置認可が令和 2(2020)年 10 月 23 日(金)と遅かったが、アドミッション・ポリシーに沿って入学試験を実施し、入学定員 5 人のところ、入学者 5 人(本学学部卒業生 2 人、社会人 3 人)の結果となった。次年度の募集においては、まずは、学内掲示などで学生への周知を徹底し、各研究室担当教員からの個別アプローチ及び学内での大学院説明会を実施し、本学内部進学者の増加を図る。

さらに、本学の卒業生に対して案内書や学生募集要項を送付するなど周知を徹底し、他大学卒業者へのアプローチとしても、全国の動物系学部を持つ大学を中心に案内書と学生募集要項の送付を行っていく。

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

動物看護学は新しい学問であることから、高校生に対して教育内容を分かりやすく説明すると同時に、高等学校教員に対しても高等学校教員対象説明会、高校訪問を通し、就職先における将来性を説明し、動物看護学について一層の理解を深める必要がある。

さらに、八王子学園都市大学による「いちょう塾」等の公開講座やオープンキャンパス

における本学の授業・研究紹介を通し、動物看護の分野に関する社会の認知度を上げ、動物看護学教育に対する理解がさらに深まるように努めていく。

その為には、オープンキャンパスやキャンパスツアーを充実させ、高校生だけでなく、動物看護に関心を持つ多くの小中学生や近隣住民を含めた人たちにも参加を呼びかけるとともに、高校生に対しては、教員による出張講義を積極的に行い、動物看護に興味を持つ志願者の確保に努める。

将来、動物に係わる職業に就きたいと希望する受験生のためにも、動物看護師の職業について理解が深まることによって、入学者数を増やすことは可能であると考えられる。

令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大によって、対面での学生募集活動が制限され、入学試験についても面接をオンライン面接に変更し実施するなど対策を万全にして行った。今後も、本学の建学の精神である「生命への畏敬」、「職業人としての自立」、そして、教育理念の「生命 (いのち) を生きる」の動物愛護の精神のもと、自分たちよりも小さな動物の生命に思いやりの心を持ち、動物たちと豊かに共生することができるよう礼節や思いやりの心を大切にするとともに、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れるために、入学試験における選抜方法やオープンキャンパス等での周知方法を工夫していく。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 2-1-1】ヤマザキ動物看護大学 学生募集要項 2021 (令和 3 年度)
- 【資料 2-1-2】2020 年度実施 大学学生募集イベント日報
- 【資料 2-1-3】ヤマザキ動物看護大学入学試験委員会規程
- 【資料 2-1-4】ヤマザキ動物看護大学入学試験合格者判定会議細則
- 【資料 2-1-5】ヤマザキ動物看護大学学生募集部会規程
- 【資料 2-1-6】令和 2 年度大学学年主任・アドバイザー・アシスタントアドバイザー
- 【資料 2-1-7】令和 2 年度オフィスアワー
- 【資料 2-1-8】令和 2 年度入学試験委員会議事録
- 【資料 2-1-9】令和 2 年度第 1 回学生募集部会議事録
- 【資料 2-1-10】令和 2 年度いちょう塾パンフレット
- 【資料 2-1-11】令和 3 年度入学予定者対象入学前教育推薦図書一覧
- 【資料 2-1-12】進学ガイダンス等参加状況
- 【資料 2-1-13】入学試験におけるコロナ対策 (総合型選抜 A)
- 【資料 2-1-14】入学試験におけるコロナ対策 学校推薦型選抜 (指定校制・公募制)
総合型選抜試験 B~D 日程
- 【資料 2-1-15】ヤマザキ動物看護大学大学院 学生募集要項 2021 (令和 3 年度)

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

「教務委員会規程」第 3 条（委員構成）に規定しているように、教務部長、副教務部長、専任教員、助手で教務委員会を構成し、併せて、事務局として教務・学生課職員に出席を求め、構成員の専任教員、助手だけでなく、委員長の判断に基づき、事務局からの意見を求めるなど、教員と職員の協働を強く意識した委員会運営を行っている。

オリエンテーションや専攻説明会、令和 3（2021）年度から開設される学科の説明会などにおいて、専任教員、助手及び職員が連携して説明、対応に当たった。本学は担任制度（本学における呼称はクラスアドバイザー、アシスタントアドバイザー）を設け、事務局とも連携し、毎年度はじめに定期的及び必要に応じて、学生への個人面談を実施することにより、個々の学生の学修状況や学生生活を把握して、学修支援（授業の出欠状況、単位修得方法や修得状況の把握）を実施している。また必要に応じ、保護者を加えた面談も実施している。

学生への学修支援を充実させる一つとして、教員のオフィスアワーを設定している。ただし教員は、オフィスアワーの時間にかかわらず、学生の相談、学修支援に当たるようにしている。そのため、学生はいつでも比較的自由に教員に相談ができるので、オフィスアワーに限定した利用は低い。オフィスアワーについては、前期のオリエンテーション及び掲示板で学生に周知している。

実習科目においては、教員による教育活動を支援するために、助手（11 人）を各実習に配置し授業準備や片付け、出席確認等の支援を行っている。

学修及び授業支援のため、教務委員会、学生委員会及び学修総合委員会等、教員と職員を委員とする各種委員会を設置している。

また、各委員会は、下部組織（部会）を設置し、個々に具体的方策を検討している。例としては、教務委員会の下部組織として、「動物病院実習部会」、「動物看護師統一認定試験対策部会」、「学修サポート部会」、「リメディアル部会」がある。

部会における検討事項の例としては以下のとおりである。

「動物病院実習部会」は、学内で開講されている動物臨床看護学実習科目においてアレルギー既往学生に対し別室で課題を課す等の対応方法を検討する他、学内教員に対して学外での動物病院実習における巡回協力依頼、併せて、学外での動物病院実習終了後の事後授業で実施するグループワークショップにおける学生指導の協力等を行っている。

「学修サポート部会」では、入学予定者への入学前教育について検討し、推薦図書提示及び感想文の提出を課して指導し、専任教員にはそれらの対応協力を仰いでいる。また、例年、入学予定者に対しスクーリングを行い、入学予定者と専任教員の顔合わせ、交流などを実施し、入学前から学生間及び学生と教員の交流ができる場を提供し、入学前から大学という場に慣れてもらえるよう対応している。しかし、令和 3（2021）年度入学予定者については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、入学前の新入生に

対し対面で行う内容については全て中止とした。

「リメディアル部会」では、「英語」「数理計算（臨床実習において必要とする計算）」「基礎化学」「基礎生物学」及び「国語技法」について、本学教員により独自に Moodle を用いた e-ラーニングプログラムを作成し、対象学生に対して、補習教材としてトレーニングを実施している。リメディアル教育を必要とする対象学生については、プレイスメントテストを行い学生の能力実態を把握・抽出して、基礎学力の向上を目指している。「基礎生物学」及び「国語技法」は平成 28(2016)年度にプレイスメントテストを作成し、その後、平成 29(2017)年度の実施結果に基づいて、独自に Moodle を用いた e-ラーニングプログラムを検討してきた結果、現在「英語」、「数理計算」、「基礎化学」、「基礎生物学」、「国語技法」の e-ラーニングプログラムコンテンツを利用できるように運用領域の拡大が図られ、平成 30(2018)年度からは、さらに、内容の検討、修正及び調整を行なっている。

また、退学者、留年者の実態の把握には、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーによる担任制度を活用し、面談指導や個人指導により中途退学・休学及び留年者の抑止に努めている。学期の開始、終了前の一定の時期ばかりでなく、随時相談があればクラスアドバイザー、アシスタントアドバイザーが面談を実施し、現状の単位修得状況を理解させ、今後どのように履修をしていけば良いのか等の履修指導を行っている。特に GPA(Grade Point Average)のポイントの低い学生に対しては日常的にアシスタントアドバイザーが中心となって学生に関わり、クラスアドバイザーとともに履修状況や勉強方などの指導を強化している。さらに、必要に応じて保護者を加えた面談を行い、大学と保護者の連携も築きながら学生支援を行っている。

なお、成績不振による退学者、留年者を防ぐ為に、修得単位数不足者への指導を、教務部長、副教務部長及び教務・学生課職員が協力しながら、該当者へ「履修に関する説明会」を各学期に行い、履修指導を実施している。

成績不振、修学意欲の喪失による中途退学者、留年者への予防対策の 1 つとして、平成 28(2016)年度から 2 つの専攻（動物看護学専攻、動物人間関係学専攻）を開設し、学生の興味や要求を満たす学問体系の確立を図っている。また、成績不振、修学意欲の喪失による学生が、カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）に気軽に相談できる学生相談室としてカウンセリング室の名称をステップに改称した。

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、オンライン教育体制について、学長のリーダーシップの下、情報技術系担当教員を中心としたワーキングチームを結成し、最終的にはオンライン教育開発委員会として組織を作り教育環境整備が行われた。情報技術系担当教員を含むこの委員会が教員の Moodle 活用によるオンライン授業の教材作り及び配信方法、リアルタイム授業や会議のための Zoom 利用の指導などを講習会開催や Moodle 利用により情報共有を図った。令和 2(2020)年度前期開始時期は、教員及び学生がオンライン教育について慣れない作業によりとまどい等があったが、ワーキングチームの指導もあり、前期中に環境整備がほぼ完了し、前期終盤には教員及び学生ともにオンライン教育体制に対し順応することができた。令和 2(2020)年度後期は、対面式授業とオンライン授業の併用体制が進み、後期終了後に学生に対して調査したアンケート結果からも、授業を受けた充実度がかなり高い評価だったことが判明した。

令和 3(2021)年度はこの作業の継続が必然となることが考えられ、学生の学修環境維持

に努めていく。学内でのオンライン授業体制の整備と並行して、学生の家庭での教育環境整備について、国及び大学からの支援が行われ、学生が家庭における教育環境不備により学修機会の不利益を被らないよう配慮に努めた。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

令和 2(2020)年度において TA(Teaching Assistant)や SA(Student Assistant)による補習などの効果的な授業支援は行われていないが、教員と実習助手を中心とし、職員とも密に情報交換を行いながら、きめ細かい学生対応を行うことで、学生の要望を吸収することに努めつつ、実習事前準備や実習指導、学生からの質問対応を通じて支援を行っている。

令和 3(2021)年度からの大学院開設に伴い、大学院生による TA 制度の整備をすべく、検討を重ねた。

専任教員のオフィスアワーは設定されてはいるが、その時間内に限らず教員は時間の許す限り随時学生への対応を行っており、学生がいつでも比較的自由に教員へ相談ができる体制を整えているため、学修支援はできている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

講義・演習科目や実習科目の学修効果を高める為に、英語教育や数理計算だけでなく、「基礎化学」、「基礎生物学」及び「国語技法」の補習についても、e-ラーニングを利用した学修支援体制を充実させている。英語教育については、能力別クラス分けとも連携して活用されているが、「基礎化学」、「基礎生物学」及び「国語技法」については、引き続きプログラム内容の修正・調整を重ね、併せて大学教育とどのように連動させるか検討中である。

SA 制度の導入については、平成 30(2018)年度から、実習補助について検討を始めた。しかし、実習対応については、検討事項もあることから、まずは、令和 3(2021)年度に開設される大学院において、大学院生による TA の導入を検討し、実際の活用を始める予定である。

専任教員によるオフィスアワーについては、掲示板やオリエンテーションとともに、授業に際して学生に頻繁に通知するなど、周知を工夫し、さらなる学生による活用を促す。

学修及び授業支援のため、教員と職員を委員とする各種委員会を設置しているが、委員会数を整理し、より機能的な委員会活動を行うため、平成 29(2017)年度より各種委員会組織を変更することとした。この改善により、関連問題を直接の関係者で構成された部会において、より具体的に検討できる他、部会を統括する委員会としても部会からの意見を総合的に検討できることとなった。特に教務委員会の下部組織として「リメディアル部会」、「学修サポート部会」等を設置し、より細かい点に関する議論ができる場を作り、学修支援の充実を図っている。令和元(2019)年度は、企業実習委員会を就職委員会の下部組織の部会とする等、再整理を行い、活動しやすい統括を行った。

また、令和 2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大防止の点から、情報技術系担当教員を中心としたワーキングチームによるオンライン教育環境整備

が行われたが、特に令和 3（2021）年度はこの作業の継続が必然となることが考えられ、学生の学修環境維持に努めていく。

今後も実情にあわせた見直しを行っていき、教員と職員間の連携は委員会の上だけではなく、日常的で密な連携を維持することが、学生指導の上ではとても重要となる。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 2-2-1】ヤマザキ動物看護大学教務委員会規程
- 【資料 2-2-2】ヤマザキ動物看護大学学生委員会規程
- 【資料 2-2-3】ヤマザキ動物看護大学学修総合委員会規程
- 【資料 2-2-4】ヤマザキ動物看護大学動物病院実習部会規程
- 【資料 2-2-5】ヤマザキ動物看護大学動物看護師統一認定試験対策部会規程
- 【資料 2-2-6】ヤマザキ動物看護大学学修サポート部会規程
- 【資料 2-2-7】ヤマザキ動物看護大学リメディアル部会規程
- 【資料 2-2-8】令和 2 年度オフィスアワー一覧
- 【資料 2-2-9】学生支援 令和 2 年度履修ガイド&シラバス p. 47
- 【資料 2-2-10】令和 2 年度第 1 回、第 2 回研究科委員会運営会議議事録
- 【資料 2-2-11】令和 2 年度受講授業のオンライン対面に関する学生アンケート調査報告書
- 【資料 2-2-12】オンライン開発プロジェクト

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、全学を挙げて学生の社会的自立を可能とする進路選択の支援を行っているが、専門性の強い科目でカリキュラムが構成されているため、認定動物看護師資格取得の合否が進路に大きく影響する。そのため、資格取得に対応した組織として、教務委員会下部組織に「動物看護師統一認定試験対策部会」を設置し、資格取得を目指す学生指導の支援を実施している。【表 2-3-1】

また、教員と職員で構成された就職委員会を組織し、進路決定における共通の就職に関する課題についても、就職委員会と就職支援課において協議する体制を整えている。平成 29(2017)年度より卒業論文担当教員が指導している学生の就職相談や活動状況の詳細について、就職支援課と情報共有し学生の就職が円滑に進む体制を整えている。

令和 2(2020)年度は、上記の体制を通して令和 3(2021)年 3 月における学生の就職内定率は 99.2%であり、前年と同様に高い内定率で推移している。内訳は動物関連産業が 74.6%、一般企業が 25.4%と卒業生の活躍する場が幅広く変化してきている。

【表 2-3-1】 認定動物看護師資格取得者数の推移

(単位：人)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
志願者	127	181	202	177	154	139	112	88	83
取得者	89	97	126	126	114	90	85	79	67
合格率	70.1%	53.6%	62.3%	71.2%	74.0%	64.7%	75.9%	89.8%	80.7%

令和 2(2020)年度志願者数：83 人（4 年 5 人、3 年 78 人）

合格発表日：令和 3(2021)年 3 月 12 日（金）

上述の資格取得支援及び就職支援として、下記の各種の取組みを行っている。

1) 認定動物看護師資格取得支援

本学は資格取得について、例年学生支援対策を行なっているが、令和 2（2020）年度は下記のような支援対策を行った。

・資格取得ガイダンス

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大により、令和 2(2020)年 4 月 2 日に実施されたオンラインによるオリエンテーションの中で、令和 2(2020)年度の対策講座開講アナウンスと、受験希望者を 4 月中で募ることを周知した。

・学生対策委員の選出

学生が主体となって模擬試験や勉強会を計画し、自ら受験準備をする気構えを作ってもらう一環として、例年、学生の中からその中心活動を担ってもらう者を 10 人前後選出しており、学生対策委員として教員と連携しながら活動を展開している。

・補講

例年であれば、学生対策委員が学生から補講を行う科目をアンケート調査し、それに基づいて教員に補講を依頼しているが、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大のため、対面での補講を中止とし、学生対策委員が作成した演習問題を 4 回に分け、夏休み期間中に受験学生全員にメール配信して演習を行った。

1 回目 9 月 8 日（火）

2 回目 9 月 13 日（日）

3 回目 9 月 22 日（火）

4 回目 9 月 28 日（月）

・模擬試験

1回目	8月1日(土)	10:00~12:00	終了後解答発表、自己採点	
2回目	9月26日(土)	10:00~12:00	終了後解答発表、自己採点	(学生作問)
3回目	10月24日(土)	10:00~12:00	終了後解答発表、自己採点	(学生作問)
4回目	12月19日(土)	10:00~12:00	終了後解答発表、自己採点	
5回目	1月23日(土)	10:00~12:00	終了後解答発表、自己採点	
6回目	2月19日(金)	10:00~12:00	終了後解答発表、自己採点	
7回目	2月24日(水)	10:00~12:00	終了後解答発表、自己採点	

・個人面談指導

模擬試験の結果を踏まえ、成績の低かった学生に対して個人面談指導を行い、効果的学習の指導を行った。

1回目	10月1日(木)	
2回目	10月26日(月)~11月6日(金)	
3回目	2月10日(水)~2月12日(金)	
4回目	2月25日(木)~2月26日(金)	

・直前対策演習

教員が作成した演習問題を毎回30問ずつ解いていくという演習で、例年、対面式で演習させ、その場で採点し、満点になるまで繰り返しの学習を行っているが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大のため、対面での演習を中止とし、受験生に問題を一斉配信し、決められた時間内に解答を返信させ、解答が返信され次第、模範解答を配信し、それをもとに各自自学自習するというスタイルの演習形式をとった。

2月22日(月)~3月6日(土) 13:00~15:00 (休日以外)

ただし、2月22日(月)、2月27日(土)、3月2日(火)は、教員が対応できなかったため、自学自習とした。

2) 就職対策支援

就職総決起セミナー、就職セミナー・企業説明会、動物病院合同説明会、会社訪問・見学会、模擬面接・エントリーシート・履歴書の書き方指導、就職総決起直前セミナー、オンライン集団模擬面接、公務員試験対策講座、新卒応援ハローワーク出張相談会等を開催している。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行においては、就職総決起セミナー・就職セミナーともに、オンライン方式と対面方式を併用し、感染予防に努め、かつ、出来るかぎり学生に有利な方法を工夫して実施。令和2(2020)年度卒業生は、就職内定率(就職者数/就職希望者数)を前述通り99.2%(令和元(2019)年度 99.1%、平成30(2018)年度 99.2%)を維持する。

3) キャリア支援

カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)に基づく具体的な科目として、「キャリアマネジメント入門」(2年次後期)、「キャリアマネジメント演習」(3年次前期)

では、学生の職業観や勤労意識の自己啓発を促すべく、キャリアデザインの理解及び自分に適したキャリアを追求していくための原点（キャリア・アンカー）等を、また、「ペットビジネス起業論」（3年次後期）では、わが国の多様なペット関連市場の各種現状をデータや実例などから吸収し、ビジネスチャンスになりうる商品やサービス等の模索を行う授業を開講した。そして、「アッセンブリーアワーⅠ（動物と看護）」（1年次通年）、「アッセンブリーアワーⅡ（動物と環境）」（2年次通年）、「アッセンブリーアワーⅢ（動物と職業）」（3年次通年）及び「アッセンブリーアワーⅣ（動物と社会）」（4年次通年）では、動物看護師の仕事の特性や適正についての指導、特性にあった内容、社会性及び動物看護師として従事する者の心得等について指導している。

4) 動物病院実習・インターンシップ

「動物病院実習」及び「インターンシップ」については、学外現場での実習となることから、全学教員の協力体制を仰ぐため、教務委員会下部組織として動物病院実習部会、就職委員会下部組織として企業実習部会を配置し、実習先の選定や実習先訪問教員の決定、実習先でのトラブル対応など、科目担当教員と連携して対応を行っている。

「動物病院実習」（3年次通年）は、小動物臨床現場において、学内で学んだ動物看護の知識と実習で修得した技術をもとに、外部の動物病院での実務を通して様々なケースに対応できる実践的能力を身に付けることを目標としている。そして、夏季休業中に最低6日間の実践実習を行っている。実習先動物病院（文部科学省に届け済み）には、予め当該年度の実習生受入れの可否を伺い、承諾していただいた病院には日程、人数及び条件等を文書にて再確認して頂く。受け入れ可能病院が決定したら、学生に病院名及び住所を提示し、希望する動物病院を募り、配置を行っている。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大のため、実習学生の受け入れを受諾していただけない病院もあったが、90人の学生全員を実習生として受け入れてもらえることができた。例年、実習期間中または実習前後には、実習先動物病院へ教員が巡回し、また遠方の病院には電話にて学生の様子や大学へのご要望等を伺い、可能な事例については次年度以降の実習に繋げるように努めている。しかし、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大により、すべての病院に対して電話対応のみ行った。

動物病院実習には全学生に誓約書、実習計画書及び実習記録用紙を持参させ、毎日の実習記録用紙への記入と実習先病院の実習担当者の確認（印鑑またはサイン）を頂くように指導した。実習終了後には、1回目の事後授業として実習先病院別にグループ（1～3病院ずつ）を作り、グループ毎にそれぞれ1人の教員を配置して、学生が実習を振り返り、意見交換を行い、今後への提言を出してもらっている。これらの取りまとめを配置された各教員が行った。実習中のトラブル等の連絡については、原則として教務・学生課が窓口となり、教務・学生課の業務外時間（平日8時から9時及び17時から20時及び土、日終日）は科目担当教員が大学の携帯電話を当番制で持ち、対応している。

インターンシップについては、学生が在学中に動物に関連する事業を展開する企業や団体等（動物病院を含む）において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことにより、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成及び実務的知識を修得することを目的としている。

具体的な取組みとしては、インターンシップの重要性に鑑み、3、4年次の前期・後期に選択科目として「インターンシップ」（選択、1単位）を開講している。前期にオリエンテーションを1回、事前授業として90分の社会人基礎力に関する講義を7回、インターンシップ先の選定等に関するガイダンスを2回実施し、主に夏季休業中にインターンシップを実施する。その後、後期に事後授業として、体験の振り返りと共有のためのワークショップを2回実施し、今後の就職活動やキャリア形成に繋げている。「インターンシップ」の単位の修得希望者は、予め履修登録をして事前授業及びガイダンスの3分の2回以上の出席、実習計画、実習記録、お礼状のコピーを含むインターンシップレポートの提出及び事後授業の出席を必須としている。インターンシップ先の選定には、大学と企業・団体等の合意に基づき大学経由で応募する場合を中心とし、企業・団体等が公開する公募情報に学生個人が応募する場合や学生個人のインターンシップ希望の働きかけを企業・団体等が受入れる場合もある。インターンシップ先の企業・団体等からは、「インターンシップ修了証明書兼評価報告書」の提出を受け、実施の証明及び現場からの評価としている。インターンシップの実施期間中には、教務・学生課及び科目担当教員がトラブル等の連絡に対応できる体制を整えている。令和2(2020)年度の科目「インターンシップ」の履修者は100人であり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の状況下で受入れを断られる実習先もあったため、実習先の確保に難航したが、企業と新たにオンラインインターンシップを立ち上げるなどの新しい取り組みも行った。その結果、履修放棄8人、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によるやむを得ない履修変更7人を除く85人(延べ113人)が全47企業・団体・動物病院等で16時間以上のインターンシップに取組み、全員が単位を修得した。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

就職については、個々の価値観が多様化する学生に対応した様々な方向から改善を図る。就職委員会及び就職支援課は、多様な学生にマッチングする就職先の求人拡大に努める。

また、相談業務に関しても担当者のスキルを向上させる。動物病院合同説明会・学内企業説明会開催及び新規求人の開拓を図るとともに、教職員の連携による学生面談の回数を増やし、動物病院、企業等に関する求人情報の収集と共有に一層努め、学生の満足度向上に取り組む。

<エビデンス集・資料編>

【資料2-3-1】ヤマザキ動物看護大学動物看護師統一認定試験対策部会規程

【資料2-3-2】ヤマザキ動物看護大学就職委員会規程

【資料2-3-3】就職支援プログラム 2022年度大学案内 p.65

【資料2-3-4】令和2年度就職実績 2022年度大学案内 p.67

【資料2-3-5】動物看護師統一認定試験対策年間予定

【資料2-3-6】令和2年度就職セミナー実施一覧

【資料2-3-7】令和2年度動物病院実習先一覧

【資料2-3-8】ヤマザキ動物看護大学動物病院実習部会規程

【資料 2-3-9】 修了証明書兼評価報告書

【資料 2-3-10】 令和 2 年度動物病院実習 巡回電話記録

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生サービスについては、学生委員会（令和 2(2020)年度は 6 回開催）が中心となり、心身の健康、安全、課外活動及び学生生活全般に関する学生の要望等を検討し、更なる改善をした。

1 健康・学生生活への支援

1) 学生相談室(ステップ)について

① 学生相談室(ステップ)における相談日

例年、南大沢キャンパスにおいて毎週月曜日及び隔週金曜日に独立した学生相談室(ステップ)で、学生のプライベートに配慮しながら臨床心理士・公認心理師（以下、「カウンセラー」という。）が対応してきたが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大に伴い、学生が来校する機会が激減した。そのため、令和 2(2020)年度は、カウンセラーがオンラインや電話でも相談に対応した。

また、毎年、身体的・精神的健康状態を把握するためUPI (University Personality Inventory) 調査を実施し、必要と認められる学生には学生相談室(ステップ)への来室を促している。また、新学期や長期休暇明けには全学生に対して近況を伺うメールを送り、状況を把握している。

② 学生相談室(ステップ)の学生への周知

新入生にはオリエンテーションで学生相談室(ステップ)の存在と意義を伝えている。基本的にカウンセリングは予約制で行っており、E メールまたは直接来室をして申し込みをするが、対応が可能な場合は予約なしでも相談が出来るよう配慮した。

また、来校できない学生のために、オンラインまたは電話相談も可能であることの周知を徹底した。

③ 学生相談室(ステップ)の利用実績

定期的に学生部長、副学生部長、教務・学生課職員、学生相談室(ステップ)のカウンセラー及び医務室(ほっと)の看護師等とミーティングを行い、学生相談室(ステップ)の利用学生について、情報共有を図っている。相談内容の詳細については、個人情報遵守を尊重し、必要な場合はクラスアドバイザーと情報を共有している。

2) 医務室(ほっと)について

南大沢キャンパス 3 号館 1 階に医務室(ほっと)を設け、体調不良の学生の休養の場としている。医務室(ほっと)には平日の 10:00~17:00 まで、看護師が常駐している。学生の体調が急変した場合は、看護師、学生部長及び教務・学生課の連携により、契約病院等に緊急搬送して対応している。

3) 学生休憩スペースの拡充

学生に食事と歓談の場を提供するため、南大沢キャンパス 2 号館 5 階に学生食堂 (スカイダイニング)、2 号館 1 階及び 1 号館 4 階には学生ラウンジを設置している。これらの施設は、通常、昼休みになると満席になることが多く、授業のない空き時間に利用する学生もいる。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の予防対策として、南大沢キャンパス 2 号館 5 階学生食堂、1 号館 4 階学生ラウンジのテーブルすべてに、対面感染防止用の防護フェンスを設置した。

4) オリエンテーション及び健康診断

例年、新入生 (1 年次生) に対しては、入学式前の 3 日間をかけて学内オリエンテーションと健康診断を実施し、2 年次生以上については、各 1 日オリエンテーション及び健康診断を行っている。2 年次生、3 年次生、4 年次生には学年進行による持ち上がりのクラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーが、それぞれ進級時に必要な伝達事項、履修上の注意事項等を中心としてオリエンテーションを実施している。さらに、新入生に対して学生同士及び学生と教職員間の親睦を図り、大学生活に早く慣れるように、例年 4 月に実施しているフレッシュマンレクリエーション (サークル紹介含む) を令和 2(2020)年度も実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大の影響により延期となった。令和 2(2020)年度においては、ガイダンス及びオリエンテーションを令和 2(2020)年 5 月 11 日 (月) から 14 日 (金) まで、新入生から 4 年次生の各学年別にオンラインにて実施し、フレッシュマンレクリエーションについては、令和 2(2020)年 10 月 13 日 (火) に、例年とプログラムを変更して、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の予防対策を行い、学友会協力のもと実施した。

5) 避難訓練

例年、4 月のオリエンテーション時に 1 年次生を対象として本学がある南大沢キャンパスから八王子市が指定する一時避難場所である南大沢小学校まで避難訓練を行っていたが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大の影響で延期とし、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が少し落ち着き、また 1 年次生が対面で必修授業のあった令和 2 (2020) 年 10 月 6 日 (火) の下校時に一時避難場所の南大沢小学校までの避難経路確認訓練を実施した。

6) 交通安全指導

例年、南大沢警察署及び学友会の協力を得て、春季と秋季の年 2 回交通安全指導を行っ

ているが、春季は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響で実施できなかった。秋季は、1年次生が対面で必修授業のあった令和2(2020)年10月6日（火）に、主に新入生を対象に、南大沢キャンパスの通学路（輪舞歩道橋付近）において交通安全指導を実施した。

7) 奨学金給付・貸与に関する支援

①日本学生支援機構奨学金

例年、対面にて説明会を開催する他、特に事情がある学生に関しては随時申請を受付しているが、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大により、可能な限りメール等のオンラインを利用して、資料配布及び学生からの質問受付を行った。令和2(2020)年度の日本学生支援機構奨学金の貸与者は第一種が48人、第二種が148人、第一種と第二種の併用貸与が58人の計254人であり、これらは在籍学生の33.3%に当たる。【表2-4-1】

また、給付奨学金の受給者は、56人である。

【表2-4-1】日本学生支援機構奨学金貸与学生数及び貸与率
(※令和2(2020)年3月11日現在)

		令和2年度
貸与者数	第一種	48人
	第二種	148人
	(第一種と第二種) 併用	58人
	合計	254人
学生数	合計	763人
貸与率 (貸与者数/学生数)		33.3%

②学校法人ヤマザキ学園山崎良壽記念奨学金

将来、動物看護に関する分野の指導者または研究者を目指す学生の人材育成に資すること、並びに家計急変者及び大規模災害被災者の支援を目的として、大学独自の奨学金制度（返還不要）を設けている。【表2-4-2】

【表 2-4-2】山崎良壽記念奨学金制度概略

No	対象年次	支給／免除額	人数	申込時期	資格・条件
1	全学年	年間 30 万円	若干名	在学中	(1) 人物が向学心に富み、学力・技能に優れていること。 (2) 将来動物看護に関する分野の指導者または研究者を目指していること。 (3) 奨学金申請の意思があると認められること
2	全学年	被災状況等に 応じて年間 学費相当額を 上限とする	若干名	在学中	(1) 人物が向学心に富み、奨学金申請の意思があると認められること。 (2) 家計急変者 (3) 大規模災害被災者

③特待生制度

新入生に対して、入学支援を目的とした、大学独自の奨学金制度（返還不要）を設けている。【表 2-4-3】

【表 2-4-3】特待生制度概略

No	支給／免除額	人数	申込時期	資格・条件
1	入学時の学費 15 万円	資格・条件 を満たす者	入学 手続時	総合型選抜試験（A 日程）合格者において 本学専願かつ評定平均値 4.0 以上ある者
2	入学時の学費 15 万円	資格・条件 を満たす者	入学 手続時	学校推薦型選抜試験（Ⅰ期、Ⅱ期）において 評定平均値 4.0 以上ある者
3	入学時の学費 20 万円減免	上限 10 人	入学 手続時	一般入学試験（Ⅰ期）、大学入学共通テスト 利用型選抜試験（Ⅰ期）において優秀な成績 で合格し、本学へ入学する者

8) 学生寮に関する支援

一人暮らしをする学生のために、本学への通学の便と環境を考慮して、信頼できる提携学生寮を選んで提供している。寮長夫妻が常駐し、朝と夕 2 食付き、かつ大学の学生食堂（昼食）の定食が無料となる形態の学生寮から、ドミトリー様式の女子寮・男子寮・男女寮までと提携し、安心して充実した学生生活を支援している。学生寮における食事をはじめとする生活状況については、管理業者から毎月の報告を受けている。令和 2(2020)年度の入居者は 57 人であった。

9) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴う学生支援

令和 2(2020)年度は、学生が大学生活を安心して学びを継続することができるように、

文部科学省が創設した「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」制度や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により経済的に困窮し、修学の継続が困難となった学生を支援するための給付金として設立された「八王子市学生支援特別給付金」等の案内を行い、学生が安心して学びを継続できるように支援を行った。

併せて、全学生を対象とした本学園独自のヤマザキ教育支援金を設立し、令和 3(2021)年 3 月末現在において、第 1 期から第 4 期までの教育支援金による支援を行った。

さらに、学生の図書利用をサポートするため、令和 2 (2020) 年度前期から「郵送貸出サービス」を行った。

なお、自己管理を徹底させるため、体温計未所持学生に対し、体温計を支給し、学生の不安を少しでも解消するように努めた。

2 学生の自治・課外活動への支援

1) 学友会

全学生で構成し、学生自治組織である学友会は、例年、5 月の総会で新役員が選出される。学友会の活動は、4 月に開催されるフレッシュマンレクリエーションで学友会役員会及びサークル活動紹介を行い、11 月に絆祭（学園祭）、12 月にクリスマス会などを開催し、学生活動やサークル活動の支援と、学友会としての体制作りや運営に取り組んでいる。

しかし、令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響で、4 月に実施予定であったフレッシュマンレクリエーションにおける学友会役員会及びサークル活動紹介は 10 月となり、絆祭（学園祭）はオンライン開催になり、クリスマス会は大幅に縮小となり、学友会活動の多くが中止もしくはオンライン等に変更して実施となった。大学はこれら学友会活動に関する施設の使用等に関して便宜を図り、運営について助言している。

2) 学友会公認サークル数と所属学生数

活動実績と所属学生数で決定される公認サークルは 14 サークルである【表 2-4-4】

サークル活動に関わる支援金については、学友会からの助成金のほかに大学後援会においても支援がなされており、活動がより充実している。

【表 2-4-4】サークル数と所属学生数（令和 2(2020)年 3 月末現在）

	サークル数	延人数
公認サークル	14	172
合計	14	172

3) 大学後援会による課外活動支援

保護者により構成される大学後援会は、学生の課外活動に関わる費用を支援している。この助成金は学友会公認サークルに限らず、幅広い学生活動を対象としており、大学は学生からの申請について仲介を行っている。

4) 学園祭

例年、学生の自主的な企画・運営によって絆祭（学園祭）が行われ、教職員も協力・参加しているが、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響で、例年通りの実施が困難となり、オンライン開催となった。内容としては、図書委員会・学友会によるクラウドファンディングプロジェクトの合同主催「秋田犬を知る」をはじめ、第 10 回公開講座～ヒトがイヌと歩くということ～（八王子市、八王子市教育委員会、八王子市学園都市推進会議、大学コンソーシアム八王子、NPO 法人日本動物衛生看護師協会後援）では、（一般社団法人）ヒトとペットの幸せ創造協会会長、（一般社団法人）ペットフード協会名誉会長である越村義雄氏による基調講演と、パネルディスカッションを行った。その他、学友会・同窓会共同企画による本学専任教員の福山貴昭講師による講座「体を整える腸内細菌とネックケア」、学友会企画として、教職員及び学生から集めた思い出写真をつなげた「ピクチャーアピール show」や、大学サークル紹介を行い、学外を含め、アクセス数は 11 月 1 日（土）の 1 日で 805 人がご視聴した。

5) 地域における活動・ボランティア活動

例年、地域社会に貢献する活動の一つとして、八王子市及び八王子市教育委員会、八王子市学園都市推進会議及び大学コンソーシアム八王子後援により、八王子市内の小学生を対象として、小学校の夏休み中に「子ども体験塾」を実施しているが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響で令和 2(2020)年度は中止となった。ただし、教員が大学コンソーシアム八王子に出向いて行う公開講座は、感染対策を徹底して実施された。

6) 学外研修・国内研修・海外研修

令和 2（2020）年度の学外研修、国内研修、海外研修は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響ですべて中止となった。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大により、様々な活動に大きな影響を与えている。学生支援に直結するものとして、学生を精神的・経済的にケアする体制の確立を図り学生同士のコミュニケーションの場の提供、学生相談体制（オンライン、電話対応を含む）の充実、経済的に困窮している学生に対する支援等に関する方策についての推進を図る。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-4-1】令和 2 年度医務室年間利用状況

【資料 2-4-2】令和 2 年度相談室業務統計報告版

【資料 2-4-3】健康調査 U. P. I

【資料 2-4-4】令和 2 年度ヤマザキ動物看護大学ガイダンス・オリエンテーション案内

【資料 2-4-5】南大沢小学校までの避難経路図

【資料 2-4-6】DORMY GUIDBOOK2022 学生寮のご案内

【資料 2-4-7】ヤマザキ動物看護大学後援会会則

- 【資料 2-4-8】 オンライン絆祭 大学公式ウェブサイト
- 【資料 2-4-9】 オンライン公開講座 大学公式ウェブサイト
- 【資料 2-4-10】 令和 2 年度いちよう塾「開講講座」及び「公開講座」提供科目について
- 【資料 2-4-11】 学友会会則 学生便覧 2021 pp. 56-59
- 【資料 2-4-12】 体温計未所持学生の皆さんへ
- 【資料 2-4-13】 体温管理チェックシートによる測定割合集計結果（報告）
- 【資料 2-4-14】 後期授業開始について 大学公式ウェブサイト
- 【資料 2-4-15】 学校法人ヤマザキ学園ヤマザキ教育支援金規程
- 【資料 2-4-16】 「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」のご案内
大学公式ウェブサイト
- 【資料 2-4-17】 郵送貸出サービス
- 【資料 2-4-18】 郵送貸出サービス利用者数
- 【資料 2-4-19】 新型コロナウイルス感染症に対する本学の取り組み

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地・校舎

南大沢キャンパスは、京王相模原線・南大沢駅から徒歩 10 分の距離であり、多摩丘陵の緑豊かな環境に立地する。平成 28(2016)年にワンキャンパスに統合し、全学年次の学生が入学から卒業まで、一貫した学修ができる環境である。

大学の校地・校舎面積は、【表 2-5-1】及び【表 2-5-2】のとおりである。

【表 2-5-1】 校舎名及び校舎面積（令和 3 年(2021) 年 5 月 1 日現在）

校舎名	校舎面積
南大沢 1 号館	3,504.83 m ²
南大沢 2 号館	4,299.37 m ² (守衛所 12.81 m ²)
南大沢 3 号館	2,960.43 m ²
計	10,764.63 m ²

【表 2-5-2】校地面積（令和 3 年(2021) 年 5 月 1 日現在）

キャンパス名	南大沢キャンパス
校地面積	19,066.91 m ²

本学の校地・校舎はすべて自己所有である。大学設置基準の主要数値と対比をすると、校地・校舎面積は設置基準面積を満たしている。

2) 校地・校舎の整備

南大沢 1 号館には、講義室 4 室、演習室 1 室、実習室 5 室、行動観察室、語学学習教室、PC 教室、研究室 12 室、共同研究室、図書館、体育館（セントフランシスホール）、学生控室（学生ラウンジ）、事務室などを配置している。

南大沢 2 号館には、大講義室（セントヨハネホール）、中講義室、実習室 5 室、演習室 2 室、研究室 12 室、ラビットルーム、大学院生共同研究室、学生食堂（スカイダイニング）、学生控室 3 室、学生自習室、就職支援室、学生相談室（ステップ）、医務室、事務室などを配置している。最上階に設置している学生食堂（スカイダイニング）は、学生同士のコミュニケーションの場を提供している。

南大沢 3 号館には、講義室 8 室、演習室 5 室、PC 教室、学部長室、講師控室、会議室、医務室（ほっと）、事務室などを配置している。事務局と看護師の相互連絡の利便性の向上から医務室（ほっと）を 3 号館に設置し、また令和 2(2020)年 1 月より社会問題としてクローズアップされてきた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）防止のため、発熱者隔離の必要性により、医務室を 2 か所（2 号館及び 3 号館設置）とした。さらに、令和 3(2021)年 4 月に開設された大学院教育のために、講義室を設置した。

学生の福利厚生施設として南大沢 3 号館横にフットサルコートを設置している。南大沢の南仏プロバンス地方をイメージした街作りや自然に配慮して植栽を整備し、学生の休憩スペースとしてウッドデッキを設けている。また、ヤマザキ動物看護大学後援会より寄贈されたベンチを 2 号館周辺に複数設置することで学生の休息スペースを確保した。

2 号館と 3 号館の間を結ぶ通路には日没後の移動に支障がないよう、照明装置を設置し、さらに、夏場の暑さを回避するため、通路に天井シャワーを設置してある。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

・実習施設

本学の大きな特色である教育効果に配慮したクラス編成で授業を実施するために、必要な実習施設を整備し、管理している。

実習、演習設備として、南大沢 1 号館には、実習室 5 室、行動観察室、語学学習教室、PC 教室、南大沢 2 号館には、実習室 6 室、演習室 2 室、ラビットルーム、大学院生共同研究室、南大沢 3 号館には、演習室 5 室、PC 教室を配置している。南大沢 1 号館 1 階に設置されている動物臨床看護動物医療機器実習室（ティーチングホスピタル）には、先端の医療機器を豊富に備え実際の医療現場を想定した実習を行っている。

その他、動物看護学科及び動物人間関係学科に関する教育研究環境の充実発展のためにマルチフィールドに管理棟（グリーンガラスロッジ）を設置し、本学の特色である動物飼

育管理実習等の授業に十分な実施設備を学内に整備している。

・図書館

南大沢キャンパス3号館の運用開始に伴い、渋谷キャンパスの図書館は南大沢キャンパスに吸収された。令和元(2019)年4月、ヤマザキ動物看護専門職短期大学の開校にともない、渋谷キャンパス図書館(Ever Green Library 創始者令夫人 山崎緑記念図書館)が開設され、南大沢キャンパス大学図書館と相互協力をしている。令和3(2021)年、ヤマザキ動物看護大学大学院(修士課程)が設置され、南大沢キャンパス図書館を大学院図書館としても利用している。開館時間は【表2-5-3】のとおりである。

【表2-5-3】図書館の開館時間

キャンパス (図書館)	開館時間等
南大沢	9:00～19:00 (月～金)
	9:00～17:00 (第1、3土)
	9:00～13:00 (第2、4土)

蔵書は毎年予算を組んで購入しており、令和3(2021)年3月末時点で合計26,786冊(和書23,469冊、洋書3,317冊)である。その中には、本学ならではの貴重書として、明治期から昭和初期にかけて出版された愛玩動物の飼育書、あるいは英米で19世紀頃に出版された動物絵本等も含まれており、動物看護学及び動物人間関係学を学ぶうえで有用な、特色のある蔵書を形成している。また、それらの貴重書を図書館内で定期的に展示し、学生の興味を喚起している。図書館における特色ある資料保存として、図書館に(元)社団法人秋田犬協会より移管された秋田犬8ミリフィルムをデジタル化資料として活用できるよう検討を平成30(2018)年より始め、平成31(2019)年1月11日から120日間、A-portクラウドファンディングにより、デジタルアーカイブ化を目的として資金援助を一般に公開依頼し資金援助に一定の成果を得た。令和2(2020)年3月までに189巻(全巻の約6割)を業者に委託しデジタル化した。

電子図書及びデータベースとしては、オープンアクセスであるCiNii(Citation Information by NII)やNDL-OPAC(National Diet Library-Online Public Access Catalog)はもちろん、医中誌Web、Academic Search Eliteを含む辞書や新聞記事等のオンラインデータベース(現在4件)、及び学術電子ジャーナル(現在16件)も提供しており、それらは「ヤマザキ動物看護大学図書館利用案内」及び図書館オリエンテーション、Moodleの図書館文献検索講習会にて学生に周知している。学術電子ジャーナルの中には、ScienceDirectのようなパッケージ契約も含まれており、閲覧可能な文献が増加した。他の多くの大学機関と同様に、図書館の電子リポジトリ化のため、JAIROCloudなどの共用リポジトリサービスの導入を行った。第一段階として本学紀要のオープンアクセスを行っている。

図書館組織は、図書館長(兼務)、副図書館長(兼務)、専任職員1人、兼務職員1人、パート職員1人から成り、さらに、図書委員会(委員長、副委員長各1人及び委員4人)

にて、図書、定期刊行物及びオンラインデータベース等の選定、並びに利用環境整備等に係る事項等、図書館運営に関するあらゆる議題の審議を行っている。

現在図書館は、1号館3階の開架式（ビデオ、貴重書など一部資料を除く）図書館と、1号館1階の閉架式書庫に分かれている。閲覧席は【表 2-5-4】のとおりである。

【表 2-5-4】図書館の整備状況

キャンパス (図書館)	閲覧席	視聴覚 ブース	利用者用 パソコン	蔵書検索用 端末
南大沢	28	2	6	2

図書館内で、学生等のプライバシーに配慮するため、閲覧机上に個人用仕切りを導入し、閲覧・自習をしやすいよう図書館環境を整えた。図書館では、学生の読書量を増やす試みとして、読書感想カードの募集及び学生からのその応募感想の公開、テーマ展示、図書館以外の場所（2号館1階学生ラウンジなど）に、視聴覚資料DVDのケースと同じサイズのダミー展示を行い、図書館利用促進に工夫をしている。南大沢図書館内にテーマ展示用のガラスケースを設置し、所蔵の貴重書を順次展示し、展示物に関するリーフレットを作成・配付するなどして、学生の興味を引くよう工夫している。図書館情報の発信を学生が周知しやすいように、電子黒板（デジタルサイネージ）を1号館1階、図書館内にそれぞれ設置している。文献複写及び相互貸借の申込書を図書館ホームページに掲載し、メールで申込みができるようにした。図書館のウェブサービスは元々、在学生向けページの下層ページのみに蔵書検索ページリンクを設置していたが、利用率を向上させるため、平成30(2018)年に大学案内のメインメニューに「図書館」というページを設け、「ヤマザキ動物看護大学 図書館」で検索した際に、蔵書検索の他、図書館からのお知らせなども閲覧できるように改善した。南大沢図書館の付属施設として、同じ校舎内にグループ学習室を設置し、複数名での学習やディスカッションなどに利用できるようにしている。グループ学習室には、パソコン・プロジェクター・スクリーン等が備え付けられているほか、図書館の蔵書を一時貸し出しとして利用でき、グループ学習がしやすい環境が整えられている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止対策に沿った図書館施設利用ができるように、カウンターの仕事設置、閲覧機の人数制限、消毒剤の常備、郵送貸出サービスの導入、入館者の制限、入館者の記録、図書返却本をすぐに配架せずにカウンターで保管するなどハード面及びソフト面から環境を整えている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

1) トイレ

全館に車いす使用者用便房を設置しており、利用しやすい空間が確保されている。また、3号館の車いす使用者用便房にはオストメイト対応の水洗器具が設置されていて、その出入口の有効幅は85センチ以上で、開閉時の動作を考慮して手動式引き戸を採用している。トイレ設置場所は、見やすく分かりやすい標識で案内をしている。

2) 駐車場

障害のある方の優先駐車スペースについては、校舎までの経路が出来る限り短くなる位置に設置しており、段差がなく円滑に利用できるように配慮された構造になっている。また、車の中からでも認識しやすい標識で案内をしている。

3) 敷地内通路

1号館と2号館を結ぶ通路は平坦な構造になっており、階段や坂道のない建物配置になっている。通路から校舎入口の若干の段差は、段差解消板を設置し対応している。

2号館と3号館を結ぶ通路には、アーケードのある緩やかなスロープを設け、車いす使用者の障害になりやすい段差を解消している。また、安全で使いやすいように手すりを設置している。

4) 教室・実習室

全館でエレベーターを設置しており、エレベーターから教室・実習室への動線は平坦で、出入口には段差を設けずに車いす使用者が通過可能な幅を確保している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業時間割編成において、授業内容及び方法等を前年度の履修人数を考慮して適切な教室等の割り当てを行っている。

本学の大きな特色である教育効果に配慮し実際の履修者数及び科目の特性に応じてクラス編成をし、授業を実施するために必要な施設を整備し、管理をしている。

南大沢1号館には、実習室、講義室、演習室など、基本的な施設、設備及び備品が整備されている。収容人数81人の講義室を6室設置しているが、そのうち4室に設置してある間仕切りを操作することで収容人数162人の講義室2室に変更することが可能である。

南大沢2号館には、大講義室（収容人数300人）、中講義室（収容人数180人）を備えている。また、令和3(2021)年度に開設する大学院教育のための大学院生共同研究室を設置した。

その他、就職活動や社会活動の支援をする就職支援室を設置し、検索コーナー・面接室を配置して学生対応を実施している。また、医務室(ほっと)及び学生相談室(ステップ)を設置し、それぞれ看護師及びカウンセラーを置いて学生の心身の健康面をサポートしている。事務局と看護師の連絡等の利便性向上のため、医務室(ほっと)は南大沢3号館に設置し、看護師が平日10:00~17:00まで常駐している。2号館にある医務室は、令和2(2020)年1月に社会的問題にクローズアップされた新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止に対応するため、そのまま利用できるようにしてある。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止対策に沿った教室施設整備のため、指定されたスペース(スカイダイニング、学生ラウンジ等)において学生用無線LAN Wi-fiが利用できるようにした。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究環境については全学をあげて取組み、学生の質向上に努める。

とくに新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止対策に沿った施設設備及び新たな教授方法に沿った施設整備などをさらに検討し、教育研究環境の担保に取り組む。図書館施設整備については、ラーニング・コモンズのスペースを前年度に引き続き、設置検討していく。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止に対応した対策に沿った図書館施設設備などを検討する。

将来、施設設備等の不具合が生じる場合は、法人本部管理部との連携により、学生の教育環境に影響がないよう適宜対応する。また、より良い教育研究活動を推進するための更なる環境整備を行う予定である。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 2-5-1】施設・設備等概要【共通基礎抜粋】
- 【資料 2-5-2】情報センター等の状況【表 2-12】
- 【資料 2-5-3】南大沢キャンパス 1 号館施設 2022 大学案内 pp. 52-53
- 【資料 2-5-4】南大沢キャンパス 2 号館施設 2022 大学案内 pp. 54-55
- 【資料 2-5-5】南大沢キャンパス 3 号館施設 2022 大学案内 pp. 56-57
- 【資料 2-5-6】図書館の利用 学生便覧 2020 pp. 37-41
- 【資料 2-5-7】ヤマザキ動物看護大学図書館規程
- 【資料 2-5-8】ヤマザキ動物看護大学図書館利用規程
- 【資料 2-5-9】平面図及び避難経路 2021 学生便覧 pp. 65-71
- 【資料 2-5-10】ヤマザキ動物看護大学図書だより 第 11 号
- 【資料 2-5-11】ヤマザキ動物看護大学図書館 年度別利用者統計
- 【資料 2-5-12】図書館利用案内 大学公式ウェブサイト
- 【資料 2-5-13】図書館ホームページ 大学公式ウェブサイト
- 【資料 2-5-14】読書のあしあとポスター
- 【資料 2-5-15】展示物に関するリーフレット Hutchinson's
- 【資料 2-5-16】読書のあしあと
- 【資料 2-5-17】文献複写・相互貸借申込書

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各学年・クラスに配置されているクラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーは、令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行のなかでも、オンラインと対面を使い分けながら、前期開始時には担当学生への個別面接を行い、その中で、学修支援に関する学生の意見・要望の把握を行った。情報や要望の分析等は、学生委員会及び教務・学生課を中心として行い、問題解決に努めた。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1) 学生面談

オンラインと対面を使い分けながらのクラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーによる担当学生への個別面接を行う中で、令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行における生活状況変化（アルバイトの減少等による困窮者の把握）、健康状態（特に精神的な不安等）、友人関係及び将来の進路等日常の様子についてヒアリングし、学生の抱える諸問題の早期発見と対応指導を行った。前期開始時のみだけでなく、学生の個別相談にも随時応じた。問題の重要性によっては学生との面談に留まらず、学生部長、副学生部長、教務・学生課、学生相談室(ステップ)及び医務室(ほっと)で連携し、更に保護者との面談にも対応し、問題解決に努めた。

2) クラスアドバイザー・ミーティングの開催

教職員間の連携によって学生との信頼関係を深めるため、学生面談で得られた諸情報や指導のうち、クラスアドバイザー同士が共有することが望ましい事項については、学年ごとに開催されるクラスアドバイザー・ミーティングにおいて共有を図った。全学的な共有の望ましい事項については、学年主任が学生委員会を通じて専任教員連絡会において報告した。また、学生から合理的配慮の要望のあった事項に関しては、学生が望む周知範囲に応じて教職員に伝達し、配慮を要請した。これらは個人情報に最大限配慮の上で行われた。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーによる個別面接の中で、食事場所や更衣室の利用等、キャンパス内の学生生活全般に関わる要望の把握に努めた。個別面談は前期開始時のみだけでなく、必要に応じて学生の個別の相談にも随時応じた。

学生からの要望は、学友会が実施するアンケートによっても抽出され、学生委員会、教授会での承認を受け、学生に還元している。平成 28(2016)年度からは 1 年次生から 4 年次生まで一貫して南大沢キャンパスで学ぶことになった結果、学生食堂を含む食事をする場所の混雑解消に関する要望の他、1 人での食事に対応する要望等の対応も課題となった。

その他、実習前後のロッカー室の混雑について対策を求める要望が多かったが、クラス別であったロッカーの配置を各校舎に分散させることで、同時間帯によるロッカーの集中利用がなくなり混雑が緩和された。

そして、平成 29(2017)年度には学生要望の多かったシャワー室、無料 Wi-fi 施設の拡充（南大沢キャンパス 2 号館 1 階学生ラウンジ及びドッグカフェ）、講義室に新しい椅子等が導入され、利用できるようになった。

また、課外学修活動の充実のために国立科学博物館の大学パートナーシップに加入し、全学生が無料で常設展を見学できる他、様々な学生向け学習プログラムを受けられることとなった。平成 30(2018)年度には南大沢キャンパス 1 号館 4 階、2 号館 1 階、2 号館 5 階にスマートフォン等充電器の設置に加え、学生要望の多かったハンドドライヤーが南大沢キャンパス 2 号館 5 階の男女トイレに導入され、利用できるようになった。

令和元(2019)年、令和 2(2020)年は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴い、オンライン授業が必須となり、学生がコンピュータ等の関連機器を揃えるための資金援助がなされた。また、実習授業での密を避けるための、実習機器の追加補充や、2 教室をつなぐ機器の拡充などを行い、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行の中でも、学修が問題なく比較的スムーズに実施された。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

全学生に向けた学修支援や、学修環境に対し合理的配慮を希望する学生への対応等を含め、クラスアドバイザーと学生相談室（ステップ）及び看護師と情報共有を図った。また、落ち着いて講義外学習や課題に取り組めるよう図書館やその他の教室への学習スペース設置など、学生満足度の向上に向けて検討していく。

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを募集要項、大学案内及びホームページ等に掲載し、また、オープンキャンパスをはじめとする各種の説明会、学校訪問及び受験雑誌においても周知を図っている。今後、一層の充実に向けて学生の受入れを見直し、定員の確保に努めている。大学は建学の精神に基づく大学の使命・目的、教育理念を踏まえて教育の目的を、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの方針に基づきこれを組織的・総合的に教学運営に反映し、充実発展に取り組んでいる。

ディプロマ・ポリシーについては「単位認定・卒業認定等」の基準を規定等に明確化し「履修ガイド&シラバス」等で学生に明示している。学業優秀者に対しては山崎良壽記念奨学金を授与し、成績評価についても厳正に取り組んでいる。

また、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程の編成による「履修ガイド&シラバス」を作成し、CAP 制により、準じた単位数の上限を設定して単位修得における取り組みを実施する等して充実を図っている。

学生サービスについては、教学部門の様々な組織が連携して学生の要望の把握、分析及

び検討を進め、全学生の健康面、安全面及び学修面等の学生生活支援を行っている。また、サークル活動や学園祭、様々な学外研修等の学内外での活動支援を通じ、学生生活の充実及び向上に努めている。

キャリア支援については、教職員が一体となって担当している。学修支援に積極的に取り組んでいるだけでなく、動物看護師の資格取得をはじめとする支援の充実を図り、全学を挙げて学生の支援に取組み、キャリア支援の促進に努めている。

校地・校舎、設備及び実習施設等については、大学設置基準及び法令に適合し、教育研究環境についても整備されている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-6-1】 令和 2 年度大学学年主任・アドバイザー・アシスタントアドバイザー

【資料 2-6-2】 大学パートナーシップ 2020 学生便覧 p. 44

【資料 2-6-3】 第 1 期ヤマザキ教育支援金に関するご連絡

【資料 2-6-4】 コロナ禍における学生支援 2022 大学案内 p.5

【資料 2-6-5】 三つのポリシー(1 学科 2 専攻) 大学公式ウェブサイト

【資料 2-6-6】 卒業要件 令和 2 年度履修ガイド&シラバス p.49

【資料 2-6-7】 2020 年第 1 号 (学生委員会発行) 学生委員会だより

【資料 2-6-8】 学校法人ヤマザキ学園ヤマザキ教育支援金規程

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は日本で唯一の動物看護学部として平成 22(2010)年度にスタートした。当初、卒業後の進路などを考える上で、3 年次生から柔軟に選択できる「ゆるやかな 3 コース制（動物看護コース、動物応用コース、動物介在福祉コース）を設けた。動物看護学部動物看護学科の教育課程は、建学の精神と教育理念に基づいた人材を育成できるように構成した。これを明確化するため、大学設置基準における教育課程の編成方針を踏まえ、ディプロマ・ポリシー（卒業認定および学士の学位授与に関する方針）を定めた。

ディプロマ・ポリシーは、動物看護の高度化、専門分化に対応した、専門知識及び技術を有する教育研究者の育成並びに動物愛護の精神を基盤とした豊かな人間性と幅広い視野を備えるより良質な動物看護師が社会から求められていることを踏まえ、人材育成としての質が保証されるように編成された教育課程にて卒業要件単位（124 単位以上）を修得した場合に、卒業を認定し学士（動物看護学）の学位を授与する、と定めた。

その後、社会のニーズが多様化し変化してきた中で、これらの多様な変化に対応するため平成 28(2016)年度からは、ゆるやかな 3 コース制を見直し、将来学科として独立させることを前提とし、前述の動物看護コースを「動物看護学専攻」、動物応用コースと動物介在福祉コースを 1 つにまとめ「動物人間関係学専攻」の 2 専攻に改正した。両専攻の教養教育科目や専門基礎科目は共通としながらも、それぞれの人材養成目的の違いを明確にすることとした。すなわち、動物看護学専攻は、動物看護師としての高度な知識と技術を修得し、獣医師の信頼できるパートナーになり、動物看護師としてリーダーシップの取れるスペシャリストになることを目的とし、動物人間関係学専攻は、動物介在活動や教育、動物愛護や福祉、コンパニオンアニマルやコンパニオンボードの特性、それらの飼育・行動管理、育種、繁殖技術のみならず実験動物や産業動物の飼育管理技術さらに野生動物の保全等について学び、これらの分野のジェネラリストとして社会における様々な問題の解決に貢献できる人物になることを目的とした。これを明確にするために、当初のディプロマ・ポリシーの内容を見直した。

すなわち、ディプロマ・ポリシーは、修業年限以上在籍し、所定の単位数を修得した学生に対して、卒業を認定し、学士（動物看護学）の学位を授与する。本学の動物看護学教

育では、動物看護学及び動物人間関係学の2専攻を設置し、それぞれの特徴を活かした学修により、基本的理論・技術を修得し、教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野と課題解決能力を身に付け、人と動物の架け橋として社会に貢献する学生に対し、学士（動物看護学）を授与する、と定めた。

この内容については、学生に配布する「履修ガイド&シラバス」に掲載し、ガイダンスなどで周知している。また、大学ホームページ上や大学案内などにも掲載し、広く社会にも周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

授業科目数及び単位数に応じて、専門分野における教育研究上、または実務上に優れた知識、能力及び実績を有する教授、准教授、講師、助教、助手を適切に配置している。

教育課程編成方針は、その実施方針、内容を「履修ガイド&シラバス」に明示している。全授業科目についてシラバスを作成し、到達目標、講義概要、各回における授業内容、履修上の注意、評価方法（評価基準を含む）、教科書、参考書及び教材等を記載している。さらに令和元(2019)年度からは、課題（試験やレポート等）に対するフィードバック方法、事前・事後学修（予習・復習）内容も記載している。

本学は進級基準を特に設けておらず、各学年における単位修得方針を示しており、それに準じた形で履修を進めることにより大学卒業要件に達するよう単位設定されている。年度初めの履修ガイダンスでは履修モデルケースなどを示し、繰り返し学生に履修の進め方について指導を行い、また個別対応が必要な学生にも、教務・学生課の職員が個別指導を行っている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1) 単位認定

単位認定、成績評価を行うにあたっては、学則第22条（卒業単位数）、第23条（単位の計算方法）、第24条（単位の授与）、第25条（成績の評価）、第26条（他大学等における授業科目の履修等）、第27条（大学以外の教育施設等における学修）、第28条（入学前の既修得単位の認定）、更にシラバスに記載された科目ごとの「評価方法（評価基準を含む）」に沿って担当教員が成績を評価している。

単位認定は厳正に運用されている。成績評価は、各科目担当教員が学生の能力を厳正に、綿密かつ総合的に評価することで、公平性を厳密に保持している。成績評価方法はシラバスに明記し、変更があれば、各学期始めに、教場にて学生に周知している。成績評価結果は、教務委員会の審議を経て、全専任教員を構成員とし、各学期に開催される単位認定会議において成績評価結果を確認し、最終的には教授会の承認を得て確定されている。

2) GPA(Grade Point Average)の活用

本学では、個々の学生の学修効果を高める為に、履修指導にGPAを活用している。

また、学修意欲向上を促す為に、将来動物看護に関わる分野の指導者を目指す優秀な学生などに給付する大学独自の奨学金の選抜にはGPAを活用している。

平成22(2010)年度に、本学動物看護学部を開学以降、GPA別(GPAがひとつの学期において2.0未満が2期もしくは3期連続)に、それぞれ学部長、学科長、学年主任及びクラスアドバイザーによる指導を行い、学生の修業、成績、履修指導をしてきた。しかし、学部長、学科長が必ずしも個人を把握しているとは限らないため、教務委員会で、GPAを活用した指導方法について再検討した結果、学生の悩みや不安等に対処できるようにするため、平成30(2018)年度からはクラスアドバイザーとアシスタントアドバイザーの連携による学生指導を中心に据え、ひとつの学期におけるGPAが1.0未満であった場合は、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーが指導を行い、GPA1.0未満の学期が連続した場合は、クラスアドバイザーとアシスタントアドバイザーに加え、保護者を交えた学生指導を行うこととした。令和2(2020)年度現在も、この指導を継続している。

3) 進級判定

単位履修制度を採用しているために、1年次から2年次、2年次から3年次、3年次から4年次になるための進級判定要件は定めていない。ただし、平成28(2016)年度以降の入学学生については、1年次の成績が2年次からの専攻選択基準単位数(8必修単位以上修得)に達していない場合は、学年進行はするが、専攻に所属することはできず、未修得科目の履修を優先させることとした。

大学設置計画通り段階的履修科目を定め、体系的履修ができるようにしている。平成28(2016)年度から、段階的履修科目を一部見直し、1年次においては、講義科目「動物看護学概論」「動物臨床看護学(基礎)」、実習科目「動物臨床看護学(基礎)実習」、2年次においては、講義科目「動物臨床看護学(内科)」、実習科目「動物臨床看護学(内科)実習」、3年次においては、講義科目「動物臨床看護学(外科)」「動物臨床検査学」、実習科目「動物臨床看護学(外科)実習」「動物臨床検査学実習」「動物病院実習」を経て、4年次において、選択科目である「動物臨床看護学(総合)」及び「動物臨床看護学(総合)実習」に設定を変更した。段階的に履修する制度を設け、厳格に単位履修に反映させている。学年ごとの配当科目、特に段階的履修科目及び必修科目の修得には、各科目担当教員、クラスアドバイザーによる支援体制を整えている。

4) 授業と単位

各科目の単位数は、学則別表第1(第21条関係)にて規定され、「履修ガイド&シラバス」に記載されている。具体的には、「教養教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」に大別され、科目群、科目名称、配当年次、必修・選択の別、単位数が記載されている。平成28(2016)年度以降入学学生の卒業要件は、平成28(2016)年度以降入学対象カリキュラム表に記載されている。

履修上の注意点は、年度始めのオリエンテーション、学期始めの「履修に関する説明会」において説明し、学生への周知徹底を図っている。また、専任教員と職員が連携し、クラスアドバイザー指導の下、学生一人一人に対してもきめ細かい履修指導が実施できるよう対応している。

5) 学年と学期

学則第 10 条から第 13 条に基づき、学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。学年を前期と後期の 2 期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定めている。

なお、各年度の暦の上から、授業回数確保を図る為に、教務委員会で審議し、教授会に諮り、学則第 12 条、第 2、3 項に従って、休業日に授業を実施している。

6) 卒業要件と単位数及び卒業認定の基準等

卒業要件として必要な単位数については、学則第 22 条に規定している。「履修ガイド&シラバス」に記載し、その詳細については、年度はじめのオリエンテーションにおいて教務部長が説明し、学期の開始時にも説明会を実施し、学生への周知を図っている。また、教員と職員で連携し、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーが履修相談に応じている。

卒業の認定については、学則第 37 条に規定しており、詳細の実施内容は、オリエンテーションや説明会でその都度学生へ周知している。

修業年限については、学則第 14 条に規定している。

学位授与については、学則第 37 条に規定している卒業要件を満たし、認定された者に、学則第 38 条に基づき、教授会で審議し学長が学位を授与している。

卒業認定については、教務委員会、全専任教員で構成される卒業判定会議にて報告した後、教授会での審議を経て、学長が卒業を認定している。

なお、卒業単位数、卒業の認定、修業年限、学位授与について明確に学則に規定されており、厳正に適用されている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 22（2010）年度に動物看護学部動物看護学科を開学して以来、当初の計画通り、教育課程の編成方針に即した授業科目及び教員を配置し、授業を開講してきた。

平成 26(2014)年度には、教養教育科目の 1 科目「動物とジャーナリズム」及び専門教育科目の 4 科目「動物歯科学」「動物歯科学実習」「ジェロントロジーとドッグウォーキング」「アドバンストイングリッシュ」を増設し、教育改善及び向上させた。実践的な教育目標に沿って、学生による授業評価アンケート（以下「授業評価アンケート」という。）や授業科目の成績分布状況などを活用して、単位修得率の向上と学生の成績向上に役立てており、今後も継続的に教育改善を行っていく。さらに、学生の学修成果、興味の変遷など流動的な変化を捉え、全体的に教育効果が向上するように、変化に即した教育課程の一部変更を検討し、具体的には平成 28(2016)年度から、3 コース制（動物看護コース、動物応用コース、動物介在福祉コース）から、2 専攻制（動物看護学専攻、動物人間関係学専攻）への変更に伴い、段階的教科科目の一部変更、教科科目設定の見直しを行った。

学則や、教務委員会、教授会での審議を経て決定した基準内容に即して、単位認定を今後も実施する。さらに、GPA を履修指導に活用しているが、その基準数値の見直しを学生の実態に即し検討し改善している。平成 22（2010）年度以降は、GPA2.0 未満が 2 期もしくは 3 期連続した学生に対し、学部長、学科長が面接を行っていたが、学生の悩みや不安等

にすぐに対応できるようにするため、平成 30(2018)年度から基本的にクラスアドバイザーとアシスタントアドバイザーの連携による学生指導を中心に据え、GPA が学期を連続して 1.0 未満の場合、クラスアドバイザーとアシスタントアドバイザーに加え、保護者を交えた学生指導を行うこととした。

平成 28(2016)年度からは新学科設置を視野に入れた動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻を配し、平成 29(2017)年 3 月には初めて両専攻への学生配属が行なわれ、教育体制のさらなる充実が図られた。加えて、平成 30(2018)年度からは、新学科設置準備を進めるべく、各専攻内での教育科目の見直しや新規科目設置の検討を始めた。

新学科設置の検討に際しては、動物看護学以外の教育研究分野に興味を持つ、動物好きの学生をできる限り受け入れることを念頭に、大学としての教育の質保証を保つべく、各専攻内で学科構想の検討を重ねた。平成 30(2018)年度には、各専攻内で新学科設置に向けたカリキュラム整備について審議を重ね、令和元(2019)年度、新学科設置申請の届出を行い、動物看護学科、動物人間関係学科の 2 学科体制を指導するための諸々の整備を行った。この結果、令和 3(2021)年度から、動物看護学科及び動物人間関係学科の 2 学科体制が開始されることとなった。また、令和元(2019)年 6 月 21 日には「愛玩動物看護師法」が法制化され、令和 5(2023)年から国家試験が開始されることを受け、近々に主務省（農林水産省・環境省）から公表される受験カリキュラムを基に、本学カリキュラムの再検討を行っている。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 3-1-1】 ヤマザキ動物看護大学学則
- 【資料 3-1-2】 建学の精神、教育理念 令和 2 年度履修ガイド&シラバス pp. 1-2
- 【資料 3-1-3】 三つのポリシー(1 学科 2 専攻) 大学公式ウェブサイト
- 【資料 3-1-4】 試験と評価 令和 2 年度履修ガイド&シラバス pp. 43-46
- 【資料 3-1-5】 段階的に履修科目 令和 2 年度履修ガイド&シラバス p. 39
- 【資料 3-1-6】 授業科目 ヤマザキ動物看護大学学則別表第 1 (第 21 条関係)
- 【資料 3-1-7】 卒業要件 令和 2 年度履修ガイド&シラバス p. 49
- 【資料 3-1-8】 ヤマザキ動物看護大学学位規定

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

平成 22（2010）年度開学当初、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定および学士の学位授与に関する方針）を実現するため、教養教育及び専門教育を行なうとした。教養教育では、人と動物の共生を迫及するために必要な豊かな人間性と幅広い視野を養うための科目を配置し、「人文と社会」「自然と環境」「言語・情報・スポーツ」の 3 つの区分を設けている。専門教育では、動物看護師として必要な動物臨床看護、健康管理、介護、動物応用並びに動物介在福祉に関わる理論と技術を修得させるための科目を配置し、「専門基礎科目」と「専門応用科目」に区分し、段階的に編成した。さらに、科目内容に応じて、「動物看護科目群」「動物応用科目群」「動物介在福祉科目群」及び「共通科目群」と系統的な区分を設けている。また、人文科学・社会科学系科目も開講し、動物看護学の学際的分野からも、人と動物との関係をより深く理解できるようにした。これらのカリキュラムを履修することにより、社会人としての基礎力の育成に努めると共に、4 年次「卒業論文」では自らが設定したテーマに基づく課題探求能力や課題解決能力を育成する、と定めた。

その後、平成 28(2016)年度から「ゆるやかな 3 コース制」を見直し、将来学科として独立させることを前提とし、動物看護コースを「動物看護学専攻」、動物応用コースと動物介在福祉コースを 1 つにまとめ「動物人間関係学専攻」の 2 専攻に改組した時に、それに見合うようにカリキュラム・ポリシーを改正した。

すなわち、カリキュラム・ポリシーは、「動物看護学専攻」及び「動物人間関係学専攻」の 2 専攻において、動物愛護の精神に則り人と動物の共生の思想と倫理観を身に付けることが不可欠であり、以下のような教養教育及び専門教育課程を編成し実施している。

教養教育科目では、人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を養う。

専門教育科目は、専門基礎科目と専門科目と総合科目から編成される。専門基礎科目では、教育の質を保証するために、すべての科目を必修としている。専門科目は、学生の興味や進路に配慮して、動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻においてそれぞれの特色を活かした科目で編成される。なお、実習科目は、講義科目に対応させ、1 年次から 4 年次まで段階的に受講するよう編成している。総合科目は、コミュニケーション能力及び時代に即したトピックを学修するための科目として、「アッセンブリーアワーⅠ（動物と看護）」「アッセンブリーアワーⅡ（動物と環境）」「アッセンブリーアワーⅢ（動物と職業）」「アッセンブリーアワーⅣ（動物と社会）」を配している。

以上の課程の修得により、課題解決能力等の涵養及び社会人としての基礎力の構築に努め、4 年次の「卒業論文」では、全学生がいずれかの研究室に所属し、研究室別に教員の指導のもと、個々のテーマに基づく研究成果をまとめるとともに、少人数体制での人間形成を行う、と定めた。

この内容については、学生に配布する「履修ガイド&シラバス」や大学ホームページ上や大学案内などに掲載し、学内のみならず広く社会にも周知しているところである。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

平成 28(2016)年度から動物看護学専攻と動物人間関係学専攻の2専攻制へ移行し、それに伴ってディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの見直しを図ったが、その一貫性は十分に確保されている。すなわち、カリキュラム・ポリシーの中に2専攻の特性に沿った内容が明記され、それぞれの特色が活かされたカリキュラム構成となっていることが明記されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程編成方針は、その実施方針、内容を「履修ガイド&シラバス」に明示している。全授業科目についてシラバスを作成し、到達目標、講義概要、各回における授業内容、課題(試験やレポート等)に対するフィードバック方法、履修上の注意、事前・事後学修(予習・復習)内容、評価方法(評価基準を含む)、教科書、参考書及び教材等を記載している。

全学年において、職業人としての自立につながる教育課程を編成している。

平成 26(2014)年度は動物医療の専門化に応じて、動物看護教育の充実や伴侶動物の高齢化に対応するために、専門科目「動物歯科学」及び「動物歯科学実習」を、さらに人の健康と伴侶動物との関係を教授するため、「ジェロントロジーとドッグウォーキング」を、国際的な場での活躍を考慮し、「アドバンストイングリッシュ」を増設した。

平成 24(2012)年度から、全国動物保健看護系大学協会コアカリキュラム(本学は加盟団体である)を全教員に開示し、引き続き、動物看護学部における動物看護教育の充実及び動物看護師統一認定試験(一般財団法人 動物看護師統一認定機構が実施する認定動物看護師の資格認定のための全国統一試験)の合格率向上に取り組んでいる。なお、平成 28(2016)年度入学生から、2年次に動物看護学専攻もしくは動物人間関係学専攻に所属する2専攻制が始まり、動物看護学専攻所属の学生は動物看護師統一認定試験受験資格取得に向けた科目が受講できるよう科目配置されているが、動物人間関係学専攻に所属しても、動物看護師統一認定試験受験資格が得られるように科目選択できるよう、科目配置した。

大学設置に係る設置計画履行状況報告書で計画、履行した通り、教育課程の編成方針に即した授業科目を配置し、これに沿って教員を配置している。FD(Faculty Development)委員会による授業評価アンケートなどを実施し、教授方法の工夫・開発に組織的に取り組んでいる。改善点は必ず次年度の初回授業で学生にアナウンスするよう全教員を指導している。教育効果の高い授業方法の工夫、開発などに関しては、FD委員会を中心に恒常的に検討しており、平成 30(2018)年度には授業評価アンケート結果を基に、優れた授業を実施した教員の表彰(Best teacher 賞)を実施するなど、全教員に対する授業改善意識の向上を促している。

3-2-④ 教養教育の実施

語学教育「英語ⅠA～F」、「英語ⅡA～F」、「英語ⅢA～F」及び「英語ⅣA～F」については、入学時に英語の基礎学力テストを実施し、その結果を基に習熟度別に科目編成がなされた

科目を履修し、習熟度に応じた少人数教育を行っている。さらに「情報リテラシ（基礎）」及び「情報リテラシ（応用）」においても、学修能力に応じたきめ細かい教育を行うために小人数クラス編成としている。

授業方法に適した学生数を設定するために、英語と情報リテラシについては 20 人から 25 人程度の学生数に編成し、演習及び実習は 45 人もしくは 90 人程度の学生数に編成している。

総合的な専門応用群の範疇ではあるが、教養教育にも通ずる様々な内容を履修するように、アッセンブリーアワーの授業科目を配置している。アッセンブリーアワーの授業内容（外部講師と演目を含む）は、教務委員会において報告がなされ、情報共有を図りつつ、委員会で出された意見は科目担当教員へフィードバックを行い、自校教育を含め、時代に即した動物看護学に対する教養の充実した内容になるよう努めている。令和 3(2021)年度からは 2 学科制が開始されたが、自校教育を含む本学独自のアッセンブリーアワーを科目として残し、継続して教育する。

大学教育における教養教育の重要性に鑑み、教養教育担当者による組織化を行い、本学における教養教育の在り方に関して検討を行っているが、令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）問題や令和 3(2021)年度から開始される 2 学科制の準備もあり、現時点ではまだ教養教育科目のあり方の検討は十分に行われているとは言えず、今後改めて行っていく。

初年次教育として、4 月に入学時オリエンテーション及びフレッシュマンキャンプを行っていたが、平成 30(2018)年度からはフレッシュマンキャンプに変わりフレッシュマンレクリエーションを実施している。単位履修に関わる学修活動の基礎や図書館の活用法の教育は、入学時のオリエンテーションで実施している。後者では、学生間で一日でも早く友人関係を築けることを重視して、スポーツ競技やレクリエーションを行っている。ただし、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）問題の影響を受け、開催時期をずらし、レクリエーションのみを実施した。令和 3(2021)年度についても、令和 2(2020)年度の内容を踏襲し、実施計画している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1 学期ごとの履修登録単位数については上限 22 単位とし、学生が余裕を持って科目履修できるように配慮している。しかし、平成 28(2016)年度機関別認証評価における調査報告の結果（成績・授業について、就学意欲の高い学生の要望に対応するために、上限設定数を限度内で引き上げることが望まれる）に基づき、CAP 制の運用を検討し、平成 29(2017)年度より以下のように改正実施することを決めた。

- ① 1 学期の履修上限単位数は現行の 22 単位から変更しない。
- ② 平成 27(2015)年度以前入学生対象カリキュラムにおいては、「アドバンストイングリッシュ」及び「卒業論文」を除く、下記の専門教育科目・専門応用科目・共通科目群を履修登録上限単位数に含めない科目とする。

ア) 「アッセンブリーアワーⅠ（動物と看護）」

イ) 「アッセンブリーアワーⅡ（動物と環境）」

- ウ)「アッセンブリーアワーⅢ（動物と社会）」
- エ)「インターンシップ」

③ 平成 28(2016)年度以降入学生対象カリキュラムにおいては、下記の専門教育科目・専門応用科目・共通科目群を履修登録上限単位数に含めない科目とする。

- ア)「インターンシップ」
- イ)「研修・ボランティア活動」
- ウ)「動物実習短期留学」
- エ)「アッセンブリーアワーⅠ（動物と看護）」
- オ)「アッセンブリーアワーⅡ（動物と環境）」
- カ)「アッセンブリーアワーⅢ（動物と職業）」
- キ)「アッセンブリーアワーⅣ（動物と社会）」

また、大学コンソーシアム八王子単位互換制度加盟校として単位互換協定を結び、履修できる制度を設けている。これらの単位互換協定に参加することにより、相互の交流を通じて、教育課程の充実を図り、学生の幅広い視野の育成と学修向上心をもつように編成している。なお、学則第 26 条、第 27 条により、他大学等における授業科目の履修単位は、編入学などの場合を除き、本学において修得したものとみなす単位と合わせて、60 単位を超えない範囲で認め、適切に履修できるように配慮している。

さらに、各学期に全ての授業科目を対象に、授業改善を目的とした学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を全教員へフィードバックし、恒常的に授業改善に努めるよう取り組んでいる。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 22（2010）年度に動物看護学部動物看護学科を開学して以来、当初の計画通り、教育課程の編成方針に即した授業科目を配置し、これに沿って教員を配置、授業を開講してきたが、平成 26(2014)年度には教養教育科目の 1 科目「動物とジャーナリズム」及び専門教育科目の 4 科目「動物歯科学」「動物歯科学実習」「ジェロントロジーとドッグウォーキング」「アドバンストイングリッシュ」を増設し、教育改善・向上させた。実践的な教育目標に沿って、学生による授業評価アンケートや授業科目の成績分布状況などを活用して、単位修得率の向上と学生の成績向上に役立てており、今後も継続的に教育改善を行っていく。全体的に教育効果が向上するように、学生の学修成果、興味の変遷など流動的な変化を捉え、変化に即した教育課程の一部変更を検討している。具体的には、平成 28(2016)年度から段階的教科科目の一部変更、教科科目設定の見直しを行い、新学科設置を視野に入れた動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻を配し、平成 29(2017)年 3 月には初めて両専攻への学生配属が行われ、教育体制のさらなる充実が図られてきた。また、令和 3(2021)年度から開始される 2 学科制の準備を行った。加えて、令和 5(2023)年から始まる愛玩動物看護師国家試験受験のためのカリキュラム再編が必要となることが予想され、主務省（農林水産省・環境省）から提示される内容に基づき、再検討を行っていく。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-2-1】三つのポリシー(1 学科 2 専攻)令和 2 年度履修ガイド&シラバス pp. 1-2

【資料 3-2-2】アッセンブリーアワー 令和 2 年度履修ガイド&シラバス pp. 199-202

【資料 3-2-3】大学コンソーシアム八王子単位互換制度による履修
令和 2 年度履修ガイド&シラバス pp. 50-51

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

**3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の
フィードバック**

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学においては、教学に関する事項については教務委員会が主管となって諸問題を精査して、教授会に提案して協議し、学長の決裁を受けて逐次改善に努めている。

授業評価アンケートに対するフィードバックについては、FD 委員会が主体となって、教員に対して教育目的の達成についての意識向上について「授業改善に関する報告書」を提出させ、教育の達成度、学生からの要望に対する対応策、授業の改善・工夫による自己評価の取組みを実施し、改善策を模索して本学の教育の目的達成に邁進している。その結果を集約してファイルを図書館において公開している。また、次年度授業の冒頭に、学生に対し、授業目標や指摘された点についての改善策など公表することとしている。

また平成 30(2018)年度から、授業評価アンケート結果を基に、優れた授業を実施した教員を表彰する Best teacher 賞という表彰制度を設け、教員の授業改善意識向上を図っている。

本学の教育目的の達成状況の評価の指標として、「一般財団法人動物看護師統一認定機構」の資格取得は、学生の質的保証であり、全学を挙げて工夫・改善に取り組み推進している。本件は学生自身が主体となり、模擬試験や勉強会を行うよう指導を重ねてきたが、令和元(2019)年度、本学の合格率が全国平均を超えるに至った。

1) 資格・免許取得状況

本学が目指す動物看護師養成レベルは、本学の教育目的・目標に密接に関連しており、教育目的・目標の達成評価として、動物看護師統一認定試験合格率が指標となっている。合格率向上のため、本資格の授与機構である「一般財団法人動物看護師統一認定機構」の実施した前年度の試験結果や学内で実施した模擬試験の結果等を基に、試験対策を担う教

員が中心となり、合格に向けた対策講座を実施し、学生に主体性をもたせるよう指導を積み重ねてきた。動物看護師統一認定試験合格率は、平成 28(2016)年度全国平均 84.42%に対して本学は 3 年次生受験の平均 81.97%であり、全国平均を下回っていることは、憂慮すべきであり、全学を挙げて試験結果の点検・評価を行い、それに基づく改善に取り組むことになった。このため平成 29(2017)年度からは教務委員会の中に「動物看護師統一認定試験対策部会」を設置して、学生支援について検討を始めた。平成 30(2018)年度も継続して、この部会と学生から選出された対策委員が対策を検討し、模擬試験の実施や講義の開催、直前講習などを行ってきた。この指導が実り、令和元(2019)年度の本学合格率が全国平均を上回ることとなった。令和 2(2020)年度も動物看護学専攻の 3 年次生の合格率は全国平均を超えており、着実に学内における受験体制が整いつつあると判断できる。今後さらに向上できるよう、学生指導をしっかりと継続していくこととした。また令和 5(2023)年から開始される国家試験を見据え、一層の受験体制を構築していく。

2) 就職状況

教育目的・目標の達成状況の評価として就職状況があげられる。本学の就職支援は自己理解・就職意識の調査・キャリア教育に関する講演、模擬面接・個別相談・就職セミナー・企業見学会等への参加を奨励し、併せて、SPI 対策、エントリーシートの書き方、インターンシップ、就職斡旋、紹介等、就職先や内定状況の把握に努め、学生個別の支援に邁進した。

本学の就職状況は、特化した学部としてその専門性が高く評価されており、動物看護師としての動物病院をはじめ、関連企業等において、平成 28(2016)年度就職率は 98%の高率を達成した。さらに平成 30(2018)年度は 99.2%、令和元(2019)年度は 99.1%に達した。

また新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行下における令和 2(2020)年度においても 99.2%と高水準を保った。

就職を希望する学生は、就職委員会の方針に基づき、就職支援課がその業務を遂行し、指導にはクラスアドバイザー及び卒業論文指導教員が相談に応じ、学生は自己の希望する企業等に直接出向いて就職状況とその進路について十分に対峙し、就職対策を立て「職業人」としての素養と専門性の活躍に期待した活発な就職活動を展開している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

FD 委員会では、学生に対して授業評価アンケートを実施し、集計結果を、授業改善のための参考資料として担当教員にフィードバックしている。さらに、授業改善については、授業評価アンケートの集計結果等に基づく改善点を科目担当教員が授業内で報告することになっている。毎年度各期に授業評価アンケートを行っており、データの蓄積を行うことで、今後も継続して検討・改善を行っていく。

令和 3(2021)年 4 月から 2 学科制が開始されることから、その体制構築の中に組み込んで検討していく。

以上のことから、授業評価アンケートを実施することにより、学生は授業への取組みに

ついて再考し、教員は大学教育の更なる向上を再考する。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

資格取得状況、就職状況については、学内において点検・評価は実施しているが、外部からの点検・評価の実施についての導入も検討する。また、就職先に対するアンケートを実施し、本学のディプロマ・ポリシー（卒業認定および学士の学位授与に関する方針）に則った人材育成となっているかの検証を図り、更なる改善をしていく。さらに平成29(2017)年度から活動が開始された「動物看護師統一認定試験対策部会」における諸々のデータ解析を蓄積し、今後の学生指導に活かすこととした。令和元(2019)年度においては、合格者の傾向等の分析を基に学生指導法を改善したことにより、本試験合格率が初めて全国平均を上回る結果が得られた。今後、国家試験が実施されることを見据え、更なる学生指導のためのデータ蓄積・分析を進めていく。

授業評価アンケートの質問事項については、内容の見直し・修正を図り、また、集計結果や報告書の公開についてもFD委員会でも検討し、より具体的な方針に基づき実施していく。

平成30(2018)年度にはFD委員会の中で具体的な検討が始められたが、令和3(2021)年4月から2学科制の新体制がスタートすることに伴い、実施方法も含めて再検討していく。

【基準3の自己評価】

教育課程の各基準項目は満たしていると思われるが、教育とは常に変遷するものであり、常に向上させるべきものとする。毎年の基準項目の見直しにより問題点を洗い出す作業を通じて、教育現場の一層の充実を図る。

加えて、令和3(2021)年4月から新学科の設置届出が承認されたことから、2学科制の新体制に付随する諸々の体制をここに再検討していく。

令和2(2020)年度は、年度の当初から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が拡大し、教育現場が教育方法等について検討する1年となった。また、令和3(2021)年度以降の教育のあり方について、オンラインを利用した教育や、文部科学省からの情報なども逐次取り入れ、新たな教育のあり方を検討していく。

<エビデンス集・資料編>

【資料3-3-1】令和2年度前期授業評価アンケート集計結果（全体）

【資料3-3-2】令和2年度後期授業評価アンケート集計結果（全体）

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は、大学を代表するとともに校務遂行に必要な権限を有する旨を「ヤマザキ動物看護大学ガバナンス・コード」の 3-1 学長の役割と責務において規定され、大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮しており、そのための学長を補佐する体制として、副学長を配置しているが、現在は学部長が代行している。また、本学では、点検・評価を行う組織として、「自己点検・評価委員会」（基準 4 において以下「委員会」という。）を設置している。「ヤマザキ学園大学自己点検・評価規程」（基準 4 において以下「規程」という。）において教育研究水準の維持と向上を目的として設置している。自己点検・評価の結果については、報告書にまとめ、日本高等教育評価機構による評価を受審し、教育研究等の改善に活用している。

教学に関する重要事項は、全て教授会で審議されるが、それに先立って細部については、各委員会で審議され、その結果を委員長が教授会で説明し、学長に具申する。このように、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の権限及び責任については「ヤマザキ動物看護大学学則」により各職務の適切な分散と責任を明確にしている。令和 2(2020)年度の委員会は、規程に基づき学長、学部長、学科長、図書館長、教務部長、副教務部長、学生部長、副学生部長、教授、准教授、講師、法人本部長、事務局長により構成されている。委員長には学長が就任しており、教学面と管理運営面における総合的な自己点検・評価が展開できる体制を整備している。

自己点検・評価を実施するに当たっては、事務職員によるエビデンス整理、大学事務局の全部署が関与する体制のもとに実施されており、自己点検・評価体制は適切であると判断している。

さらに、各委員会には、必要に応じて専門業務に長けた職員を配置して、各領域における役割を明確にし、教員とともに適切に業務を遂行している。学長の決定事項は、教授会、

教員連絡会、学内イントラネットシステム等を通じて、速やか、かつ適切に全教職員に伝達され、実行されている。教授会や各委員会の組織上の位置づけや役割は、教授会規定や各種委員会規定に定められ、権限の分散と責任の明確化が成され、適切な教学マネジメント体制を構築している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の職員はヤマザキ動物看護大学組織規程第3章「事務組織及び事務分掌」、ヤマザキ学園事務分掌規程第3条「大学事務局」に則り、事務局長は学務課、教務・学生課、入試課、図書課、就職支援課、広報課により適正かつ円滑な事務を処理しております。

職員は自己研磨に努め、建学の精神・教育目的を遵守し、ヤマザキ学園就業規則の定めに従い、本学の教育の発展に邁進しております。

教授会をはじめとする各種委員会等の会議には職員が必ず参画しており、教員との協働の推進に努めました。

特に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学生の修学については、感染状況把握に努め、授業展開の方針と実施が決定次第、全学生にこの情報を速やかに提供して授業の展開について学生に十分な指導を行いました。

職員は業務目的と役割について、マネジメントの責務を果たしております。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

理事会方針の下、学長のリーダーシップをより発揮するため、教育体制と業務執行体制の組織機能を絶えず検証し、更なる組織機能の充実に努めている。また、多様化、専門化する教育研究業務に対応するため、委員会を設け、チェック機能を働かせながら慎重な議論を行っている。しかし、規定上幾つもの委員会に構成員として重複して参画しなければならない委員がいるため、軽減負担の観点から委員会の統合、構成委員の見直し等の業務改善、効率化も図っていききたい。

また、中長期的な視点で事務職員の共有業務を計画的に考え、人事制度の公平性、透明性、納得性を基本とする人材育成の強化、適材適所等の諸施策を検討します。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-1-1】ヤマザキ動物看護大学ガバナンス・コード

【資料 4-1-2】ヤマザキ動物看護大学自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-3】ヤマザキ動物看護大学学則

【資料 4-1-4】ヤマザキ動物看護大学教授会規程

【資料 4-1-5】令和2年度学園及び学校行事プロジェクト編成

【資料 4-1-6】令和2年度委員会構成表

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1) 教育目的に即した教員の確保と配置

教育目的を達成するために、本学の建学の精神及び教育理念を充分理解し、大学設置基準及び職業資格関連の指定基準に合致した教員を確保・配置している。

2) 教育課程に即した教員の確保と配置

教育課程に即した教員の確保と配置については、大学設置基準第 13 条に係る別表第一のイでの基準である 17 人及び別表第二に定められた 12 人に対して、本学では教授 18 人、准教授 3 人、講師 6 人、助教 7 人の計 34 人と基準数を充足している。また、教員の年齢構成は 29 歳以下 2 人、30～39 歳 6 人、40～49 歳 9 人、50～59 歳 2 人、60～64 歳 5 人、65～69 歳 8 人、70 歳以上 2 人である。高年齢の教員の問題に対しては、令和 3(2021)年度以降は 2 人以下にすることを目標としている。

【表 4-2-1】専任教員の年齢構成（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

	職位	29 歳以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	合計
令和 2 年	教授	-	-	2	1	5	8	2	18
	准教授	-		3	0	-	-	-	3
	講師	-	2	4	0	-	-	-	6
	助教	2	4	0	1	-	-	-	7
	合計	2	6	9	2	5	8	2	34

動物看護という特殊な分野のため専門の研究者が少なく、経験豊かな若い教授の確保は困難であり、現在は、学校法人ヤマザキ学園専任教員定年規程に定める退職年齢を超えない範囲で教員を確保している。しかし、将来計画として、教授については、現在の准教授、講師等の研究業績アップを目指し、研究環境を整える必要があると考えている。その対応として平成 25(2013)年度に立ち上げた共用機器整備委員会を、平成 27(2015)年度より教育

実習機器も含めて「教育研究機器備品等検討委員会」を発足させて機器備品等整備の一本化を計った。平成 29(2017)年度には研究委員会内に「教育研究機器備品等検討部会」として再編成した。

動物看護学科は動物看護学専攻、動物人間関係学専攻制をとっていて、両専攻は、教養科目についてはすべての学生が受講するが、基礎科目についても「生命科学概論」「動物遺伝学」「動物形態学」「動物生理学」「動物生態学」「病理学」等の基礎知識を修得して専門の専攻で活かされることから、すべての学生に基礎科目を修得させ、それに必要な専門教員を配置している。

動物看護学専攻は主に臨床における看護学が中心となるため獣医師の資格がある教員を中心に配置しており、令和 2(2020)年度は、内科看護学系、外科看護学系、歯科学系、臨床検査学系、総合看護学系で 20 人を配置している。

動物人間関係学専攻は生命科学、動物の行動、バイオテクノロジー等の知識を修得させることから、それぞれ専門の教員 14 人を配置している。

なお、実習については、11 人の教育助手を配置している。

本学は卒業論文が必修となっていることから、令和 2(2020)年度の卒業論文に対する指導教員は教授 16 人、准教授 3 人、講師 4 人、助教 3 人の 26 人を配置している。なお、一部の学生は教授指導の下で助教が実験などの指導を行い、卒業論文は教授に提出して評価される。また、選択科目においては、他大学や関係機関からの兼任教員も配置している。

1) 教員の採用・昇任

本学は動物看護という特殊な学問領域を標榜していることから様々な専門領域と経験を持ち、かつ動物の診療等を行うため獣医師、動物人間関係学専攻では臨床心理士などの資格を持つ教員や「動物行動学」「動物遺伝学」「バイオテクノロジー」「産業動物学」等の専門知識を備えた教員が必要となる。そこで、採用・昇任に当たっては、教育研究の評価に偏ることなく、教育研究、地域・社会貢献、大学運営等を総合的に評価し、採用・昇任を行なっている。

教員の採用については前述したとおり、特殊な領域の教員を必要としているため、現在は教員採用の方法を公募ではなく学内教員の推薦を中心として教員を確保している。採用・昇任等の手続きと基準は「学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程」「ヤマザキ学園大学動物看護学部専任教員昇格基準」に定められており、これに基づいて採用・昇任等の構築をはかっている。

詳述すると、採用は「学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程」第 3 条に基づき、理事長が学長、副学長及び学部長は関係教員の意見を聴き協議の上、さらに教授会に意見を求め、総合判断した上で最終的に理事長が決定している。令和 2(2020)年度の新規専任教員の採用は退職に伴う補充として教授 2 人、助教 2 人であった。

一方、専任教員の昇格は大学教授会に諮られ、「ヤマザキ動物看護大学専任教員昇格選考委員会規程」に基づき、教授及び准教授の中から学長が指名する委員長及び委員若干名により構成される選考委員会が設置され選考を開始する。選考に当たっては、各候補者から提出された「教員個人調査書」「教育研究業績書」「最終学歴及び学位を証する書類」等を基に、教育研究上の業績、社会的・学会等での活動業績、人柄等について、「ヤマザ

キ動物看護大学動物看護学部専任教員昇格基準」に照らし合わせて審査し、学長、副学長及び学部長を加えて、教員の資質や能力等の適正並びに職位の妥当性を厳正に審査して決定している。また、助手については教育能力や研究成果が認められた場合は助教に昇格させることも検討し、令和 2(2020)年度は 6 人の昇格があった。その内訳は講師から准教授へ 2 人、助教から講師へ 1 人、助手から助教へ 3 人であった。

2) 教員評価

教員の諸活動への支援と啓発並びに本学の教育、研究及び社会貢献等の改善と向上に資するとともに、教員自らの活動を認識し、改善すべき方向を見定め、自己の能力向上・教育力の向上に繋げることを目的に平成 26(2014)年度から「ヤマザキ動物看護大学における教員評価指針」「ヤマザキ動物看護大学における教員評価実施要項」に基づき、評価している。

評価は 3 年に 1 度の割合で実施し、平成 26(2014)年度に初めて実施した。評価領域は 6 つの領域（教育、研究、国際交流、社会貢献、管理・運営、勤務状況）で行った。各領域の一次評価基準は、「極めて高い活動状況である」が 5 点、「高い」が 4 点、「普通」が 3 点、「低い」が 2 点、「大いに問題があり改善を要する」が 1 点とした。

令和 2(2020)年度の学部長による総合評価は、算出された評点に応じて、4 段階として、「優れている」が A、「おおむね適切」が B、「やや問題があり改善の余地がある」が C、「大いに問題があり改善を要する」が D と評価した。確定した評価結果とそれに対する総合所見は、教員全員にフィードバックされた。

結果は、評価の対象者は 32 人で①教育領域（以下領域は省く）は A:29 人、B:0 人、C:0 人、D:3 人、②研究は A:21 人、B:4 人、C:1 人、D:6 人、③国際交流は A:10 人、B:4 人、C:0 人、D:18 人、④社会貢献は A:18 人、B:7 人、C:1 人、D:6 人、⑤管理・運営は A:20 人、B:6 人、C:2 人、D:4 人、⑥勤務状況は A:26 人、B:2 人、C:2 人、D:2 人と領域によりかなりの幅がみられた。しかし、国際交流は全体的にやや問題があり改善の余地がある教員が約 5 割を占めており、今後はこの領域を重点的に改善が必要である。

6 項目の評価を総括すれば、本学の教員は、教育に関しては大きく力を注いでいるものの、両輪の一つである研究に関しては、3 割強の教員は十分な成果を上げているとは言い難い。その大きな理由は令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行の影響もあると思われるが、一部の教員はまったく研究をおこなっていない。やはり教育同様マンネリ化の状態になっていることは否めない。国際交流においても同じ傾向がある。今後、研究設備を含む研究環境の整備をより充実させていく。

これは本学の将来の方向性に大きな影響を及ぼすことであり、改善する必要がある。

【表 4-2-2】各領域の評価結果

領 域 評 価	A	B	C	D
教 育	29	0	0	3
研 究	21	4	1	6
国際交流	10	4	0	18
社会貢献	18	7	1	6
管理・運営	20	6	2	4
勤務状況	26	2	2	2

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

3) 教員の研修・FD活動

本学のFD(教員の研修)活動は、「ヤマザキ動物看護大学学則」第4条の規定に基づき、教員は、動物愛護の精神と豊かな人間性を基礎として、広い知識と専門の学芸を深く教育研究することを任務としている。これらの任務を遂行するために平成22(2010)年にFD委員会を設置し、「ヤマザキ学園大学FD委員会規程」を制定した。

前条の目的を資するため、FD委員会は①教員の質的向上の推進について②教員の授業改善、見直しについて③教員の教育技術の向上について④学生による授業評価等について⑤教員の学会等を始め、学内諸団体等の研修の参加等について、企画、研修を行なっている。

令和2(2020)年度は、FD委員会とSD委員会の合同により8月6日に「若者にはびこる危険ドラッグ(薬物)について」、8月18日に「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)における大学入試とこれから—新しい信頼関係の構築—」、8月26日にはFD委員会・SD委員会合同で「ハラスメント問題の最新動向—2020年6月施行パワハラ防止法を踏まえて」、9月15日には「科研費説明会及びコンプライアンス教育」、3月29日には「IRの基礎講座—高等教育のIRを取り巻く潮流からIRの具体的な活用事例まで—」を実施した。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止対策として、オンラインでの研修会を積極的に取り入れ、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行下においてもFD研修会への取り組みが停滞しないように工夫した。

学生による授業評価は前期・後期に専任教員、兼任教員により行なわれたすべての授業に対して実施し、集計結果のフィードバックと、それに基づく自己点検票の作成を通じて次年度の初回の授業で授業改善に取り組んでいることを示している。学会などの案内は研究委員会が中心となり教員に配信している。

しかし、学生評価については、アンケート項目が現状に合わなくなっており、見直す必要がある。また、現在は学生からの一方的な評価であり、教員側からの学生に対する評価も考える必要があり、今後は学生・教員による評価方法の検討を図らねばならない。

4) 教員の資質・能力向上への取組み

本学の研究に関しては研究委員会を設置しており、その構成員は理系及び文系科目担当教員より編成されている。本委員会では、研究予算、研究に係る各種規程の作成、不正行為の監視と調査、研究の不正行為に関する各種講習会の企画・実施、外部研究資金の募集案内、学会・研究会等の案内、各年度の教員業績集（年報）の編纂等を行っている。令和 2(2020)年度の教員の資質・能力向上への取組みの現状については以下のとおりであった。

本学での教員の研究は、基本的に教員個人による研究の立案と実施であるが（個人研究）、複数の教員による共同研究も行っている。研究内容については個人・共同研究いずれも大学が規制することはなく自由に行っているが、その研究内容については「ヤマザキ動物看護大学研究費規程」及び「ヤマザキ動物看護大学教員個人研究費に関する細則」に沿って計画された研究を行っている。人間に関する研究は「ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針」、動物に関する研究は「ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針」に従って作成し、それぞれ審査員の審査を経て、適切と認められた場合は研究委員長の承認を経て、最終的に学長が承認している。令和 2(2020)年度は 20 件の申請があり、全て承認された。

研究費については、個人研究費は教授、准教授、講師、助教にそれぞれ一律に支給され、さらに共同研究費、教育研究機器備品費として各数百万円計上されている。令和 2(2020)年度における外部資金として日本学術振興会の科学研究費助成事業からの資金獲得採択数は代表研究 4 件、分担研究 3 件、受託研究費は 1 件、奨学寄付金 1 件である。個人研究費、共同研究費、公的研究費等の取扱いについては各種関連規程を作成し、その規定に沿って行っている。

研究室に関しては、教授、准教授はそれぞれ個別の研究室で研究を行い、講師、助教は共同研究室で行っている。さらに、共同実験室（形態系、生理・生化学系、遺伝子解析系、動物行動・心理学系、X 線・心電計等を備えた臨床系の部屋）があり、その他、共通設備として、大型プリンターが設置されている。

教員の研究の質の向上と客観的な自己評価のために年報を発行することが研究委員会で平成 26(2014)年 4 月に決定した。それを受けて、4 年制大学が開学して完成年度を迎えた平成 26(2014)年 10 月に、平成 25(2013)年度の教員の他、平成 26(2014)年度に着任した 5 人の教員を加え、業績集（年報）を作成した。この業績集は教授 17 人、准教授 7 人、講師 5 人、助教 7 人の計 36 人を対象とした。その内容は創刊であることと、若手教員（助手を含む）の今後の研究の足がかりにすることを考慮して、全教員の研究を開始した年度からの著書・論文・学会発表、公的・私的資金の獲得、学会・社会における活動など記載した。平成 27(2015)年度は平成 26(2014)・27(2015)年度を合わせて作成し、平成 28(2016)年 3 月に出版した。記載した教員の内訳は教授 17 人、准教授 4 人、講師 7 人、助教 3 人の計 31 人であった。平成 28(2016)年度は教授 14 人、准教授 5 人、講師 6 人、助教 5 人の計 30 人、平成 29(2017)・平成 30(2018)年度は教授 13 人、准教授 4 人、講師 8 人、助教 4 人の計 29 人、平成 31(2019)年・令和 2(2020)年度は教授 16 人、准教授、3 人、講師 6 人、助教 6 人の計 31 人であった。令和 2(2020)年度の研究成果は論文 25 編、著書 10 編、学会報告 10 編であった。

公的研究費の運営・管理、不正行為に対する対応については、「ヤマザキ動物看護大学公的研究費取扱規程」に従い、不正行為や告発等があった場合は、受付から30日以内に調査の可否を決定し、配分機関に報告することになっている。そのための調査委員会を設置し、受付から210日以内に最終報告書を作成し、配分機関に報告する。不正を認定した場合、調査結果を公表し、悪質性が高い場合は、刑事告発や民事訴訟など法的な手続きをとり、被告発者の公的研究費を使用停止することとなっている。なお、開学以来不正行為は現在までみられていない。

本学は不正行為に関する対応は、該当する規程に従って行っている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は動物看護という特殊な分野のため専門の研究者が少なく、現在は定年規定に定める退職年齢を超えない範囲で教員を確保している。平成26(2014)年度から助教及び助手に対しては、各自、学内の教授もしくは准教授からの指導を受けて研究を行う制度を導入し、その指導教授の選定は年報に教員の過去から現在までの論文や学会報告を記載してあるので、その論文等を参考に決めている。そのためには、研究環境を整える必要があり、平成27(2015)年度から教育研究機器備品等検討委員会（平成29(2017)年度より研究委員会内に教育研究機器備品等検討部会として再編成）を発足させ、5カ年計画を立て無駄のない機器の整備が始まり、研究に必要な機器・器具に対して必要度に応じて順位付けを行い、初年度である平成27(2015)年度は製氷機、純水装置、大型プリンターを、また科学研究費助成事業の間接経費で多解析顕微鏡、高機能スキャナー等を整備した。平成28(2016)年度から平成30(2018)年度は大型超低温冷凍庫、人工呼吸器、超高倍率USBマイクロスコープ、小型スタンド透過照明等が、令和元(2019)年度は動物用血圧計、ポータブルスリットランプ、温覚計等が設置、令和2(2020)年度は純水装置消耗品、双眼実体顕微鏡、HDMIスマートカメラ、小型一体型カメラを購入した。また、平成30(2018)年度からは助手に対して共同研究室を確保し、僅かではあるが研究費も支給することとなった。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 4-2-1】 学校法人ヤマザキ学園専任教員定年規程
- 【資料 4-2-2】 ヤマザキ動物看護大学教育研究機器備品等検討部会規程
- 【資料 4-2-3】 令和2年度専攻所属専任教員
- 【資料 4-2-4】 令和2年度ヤマザキ学園運営組織(4)大学・教育支援室
- 【資料 4-2-5】 学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程
- 【資料 4-2-6】 ヤマザキ動物看護大学動物看護学部専任教員昇格基準
- 【資料 4-2-7】 ヤマザキ動物看護大学専任教員昇格選考委員会規程
- 【資料 4-2-8】 ヤマザキ動物看護大学における教員評価指針
- 【資料 4-2-9】 ヤマザキ動物看護大学における教員評価実施要項
- 【資料 4-2-10】 ヤマザキ動物看護大学学則
- 【資料 4-2-11】 ヤマザキ動物看護大学FD委員会規程
- 【資料 4-2-12】 令和2年度FD・SD研修会一覧

- 【資料 4-2-13】 ヤマザキ動物看護大学研究委員会規程
- 【資料 4-2-14】 ヤマザキ動物看護大学研究費規程
- 【資料 4-2-15】 ヤマザキ動物看護大学個人研究費に関する細則
- 【資料 4-2-16】 ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針
- 【資料 4-2-17】 ヤマザキ動物看護大学動物実験委員会規程
- 【資料 4-2-18】 ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針
- 【資料 4-2-19】 令和 2 年度動物実験受付簿

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学事務局で実施する職員を対象とした研修としては、「ヤマザキ動物看護大学 SD 委員会規程」に基づき SD 委員会を構成し、職員の能力開発に努めている。SD 委員会は、大学事務局長、法人本部総務部長及び学長が指名する若干名で組織される。令和 2 (2020) 年度は、SD 委員会と FD 委員会の合同により 8 月 6 日に「若者にはびこる危険ドラッグ（薬物）について」、8 月 18 日に「コロナ禍における大学入試とこれから—新しい信頼関係の構築—」、8 月 26 日には FD 委員会・SD 委員会合同で「ハラスメント問題の最新動向—2020 年 6 月施行パワハラ防止法を踏まえて」、9 月 15 日には「科研費説明会及びコンプライアンス教育」、3 月 29 日には「IR の基礎講座—高等教育の IR を取り巻く潮流から IR の具体的な活用事例まで—」を実施した。それぞれのテーマに対して参加した教職員は理解を深めた。令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大防止対策として、オンラインでの研修会を積極的に取り入れ、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行下においても職員の資質・能力向上への取組みが停滞しないように工夫した。

また、研修会に参加した職員は、研修内容及び本学として取り組む必要がある事項等を記載した「研修・講習会参加報告書」を提出することになっている。また、研修を通して学んだ内容を全職員に対して報告する機会を与えることで、フィードバック体制を設けている。

本学では、法人本部総務部総務・人事課が全職員の人事考課を取りまとめ、評価 10 項目の総合評価により職員の質的向上について適切な配置に努めている。

他部署間での情報共有や連携を促進する目的として事務局定例会議を行い、諸問題に対する解決策の検討や他会議のフィードバックを行った。事務局定例会議には法人本部もオブザーバーとして出席し、大学と法人との連携も図った。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学においては、社会の要請に対応した大学教育改革を推進する上で、高度な知識を有する職員が求められる。教員は自らの研究のほか、大学運営に関わる業務について理解を深めることが不可欠であり、また職員も教育研究者に対して理解をすることが必要である。教職員が互いに協力することで一体となり、これらの改革に取り組んで行かなければならない。社会変革の中で、高等教育機関として本学に求められる課題について、教職員が共有する目的で研修会等を企画・立案し、総合的な研修を行う。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-3-1】 ヤマザキ動物看護大学 SD 委員会規程

【資料 4-3-2】 令和 2 年度 FD・SD 研修会一覧

【資料 4-3-3】 令和 2 年度大学事務局定例会議 議事録

【資料 4-3-4】 令和 2 年度人事考課の実施について

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学の研究に関しては研究委員会を設置しており、その構成委員は理系及び文系科目担当教員より成っている。本委員会では、研究予算、研究に関係する各種規程の作成、不正行為の監視と調査、研究の不正行為に関する各種講習会の企画・実施、外部研究資金の募集案内、学会・研究会等の案内及び各年度の教員業績集（年報）の編纂等を行っている。

平成 29(2017)年度からは、教員の資質・能力向上への具体的な取り組みが始まり、令和 2(2020)年度も引き続き行われている。研究室に関しては、教授、准教授はそれぞれ個別の研究室で、講師、助教及び助手は共同研究室で研究を行っている。さらに、その他の研究施設としては共同実験室（形態系、生理・生化学系、遺伝子解析系、動物行動・心理学系、X線・心電計等を備えた臨床系の部屋）があり、共通設備としては、 -80°C の超低温フリーザー、クリーンベンチ及び多目的冷却遠心機を設置してある。平成 30(2018)年度の間接経費ではアングルローター、超高倍率 USB マイクロスコープ及び小型スタンド専用透過照明等を購入し、令和元(2019)年度は、検眼鏡ヘッド、TOP 動物用シリンジポンプ、

Hybridization 機器一式及び大判プリンター消耗品を購入した。令和2(2020)年度は純水装置消耗品、双眼実体顕微鏡、HDMI スマートカメラ、小型一体型カメラを購入した。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究内容については、個人・共同研究いずれも大学が規制することはなく自由に行っているが、その研究内容については「ヤマザキ動物看護大学研究費規程」及び「ヤマザキ動物看護大学教員個人研究費に関する細則」に沿って計画された研究を行っている。人間に関する研究は「ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針」において計画、研究を進めるが、一方で動物に関する研究は平成28(2016)年度より研究委員会から独立した動物実験委員会が設置され「ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針」に従って「動物実験計画書」を作成し審査委員の審査を経て、適切と認められた場合は学長が承認している。令和2(2020)年度は20件の申請があり、全て承認された。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費については、個人研究費は教授、准教授、講師、助教及び助手にそれぞれ支給され、さらに、教育研究用機器備品費として毎年400万円計上されている。令和2(2020)年度における外部資金として日本学術振興会の科学研究費助成事業からの資金獲得採択数は代表研究4件、分担研究3件、受託研究費は1件、奨学寄付金1件である。個人研究費、共同研究費及び公的研究費等の取扱いについては各種関連規程を作成し、その規定に沿って行っている。

教員の研究の質の向上と客観的な自己評価のために、年報を発行することが研究委員会で平成26(2014)年4月に決定した。それを受けて、4年制大学が開学して完成年度を迎えた平成26(2014)年10月に、平成25(2013)年度の教員の他、平成26(2014)年度に着任した5人の教員を加え、業績集(年報)を作成した。この業績集は教授17人、准教授7人、講師5人及び助教7人の計36人を対象とした。その内容は創刊号であることと、若手教員(助手を含む)の今後の研究の足掛りにすることを考慮して、全教員の研究を開始した年度からの著書・論文・学会発表、公的・私的資金の獲得及び学会・社会における活動など記載した。平成28(2016)年度版は、平成29(2017)年5月に出版した。記載した教員の内訳は、教授14人、准教授5人、講師6人及び助教5人の計30人であった。研究成果は、平成29(2017)年度から2年ごとに集計することとなり平成29(2017)・30(2018)年度版は令和元(2019)年2月末に出版された。令和元(2019)・2(2020)年度版は令和3(2021)年3月末に出版された。

また、教員研修の一環として、「研究倫理教育」及び「動物実験の為の教育訓練」を開催している。令和2(2020)年度は、動物実験倫理規定(日本実験動物学会作成)のビデオを全教員、学生を対象として動物実験に関する教育訓練を5月～7月に実施した。公的研究費の運営・管理、不正行為に対する対応については、「ヤマザキ動物看護大学公的研究費取扱規程」に従い、不正行為や告発等があった場合は、受付から30日以内に調査の要否を決定し、配分機関に報告することになっている。そのための調査委員会を設置し、受付から210日以内に最終報告書を作成し、配分機関に報告する。不正を認定した場合、調査

結果を公表し、悪質性が高い場合は、刑事告発や民事訴訟など法的な手続きをとり、被告発者の公的研究費を使用停止することとしている。なお、開学以来不正行為は現在までない。本学は不正行為に関する対応は、該当する規程に従って行うことにしている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

開学して10年で、研究に必要な機器備品は整備されつつある。しかしながら、科学の進歩は急速に進んでいるのが現状であり、それに伴い高度な測定機器や解析機器が必要となる。これらの機器は高額なものが多く、毎年の予算が限られていることから、平成30(2018)年度には教育研究機器備品等検討部会で機器備品整備5カ年計画を立て、各教員から必要な機器を報告してもらい、部会で購入時期の順列を検討している。さらに、教員に対しては科学研究費の応募申請を行うよう指導しており、令和2(2020)年度は8割程の教員が応募申請をした。また、他にも民間の外部資金の案内や応募の指導を行っている

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 4-4-1】 ヤマザキ動物看護大学研究委員会規程
- 【資料 4-4-2】 ヤマザキ動物看護大学研究費規程
- 【資料 4-4-3】 ヤマザキ動物看護大学教員個人研究費に関する細則
- 【資料 4-4-4】 ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針
- 【資料 4-4-5】 ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針
- 【資料 4-4-6】 令和2年度動物実験受付簿
- 【資料 4-4-7】 ヤマザキ動物看護大学公的研究費取扱規程
- 【資料 4-4-8】 ヤマザキ動物看護大学公的研究費の管理・監査の実施体制に関する取扱要領
- 【資料 4-4-9】 ヤマザキ動物看護大学公的研究費等の不正防止計画
- 【資料 4-4-10】 ヤマザキ動物看護大学公的研究費の運営・管理に関する行動規範
- 【資料 4-4-11】 ヤマザキ動物看護大学公的研究費内部監査手続要領
- 【資料 4-4-12】 ヤマザキ動物看護大学公的研究費の人件費に関する取扱要領
- 【資料 4-4-13】 令和2年度第1回教育研究機器備品等検討委員会議事録
- 【資料 4-4-14】 令和2年度第2回教育研究機器備品等検討委員会議事録
- 【資料 4-4-15】 令和2年度「研究倫理教育」および「動物実験の為の教育訓練」の受講について

[基準4の自己評価]

教育に関しては、必要な教員の配置は整えているが、退職に伴う教員の補充は専門性が高いものが多く、その人材の確保に苦慮している。令和2(2020)年度の退職者に対する補充対策としては全国の関係大学、研究所に公募した。研究成果については、大学年報や企業誌等への投稿が多いが、権威ある雑誌への投稿は少ない。さらに、学会発表はしているものの論文は少ないのが現状である。今後は権威ある雑誌への投稿、学会発表後の論文の

作成等を指導する必要があり、そのためには国際交流、内外の学会への参加とそれに関わる費用等を整える。また、研究機器については共有できる機器は共用するという考えで、引き続き、教育研究用機器備品費や科学研究費助成事業の間接経費等を計上しており、全体的にみるとほぼ基準に沿っており、良好に整えられている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の運営は、「学校法人ヤマザキ学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に基づき、理事会を最高方針決定機関とし、理事長が学校法人の代表者として執行業務を総理する。

理事、評議員及び監事の選任は、「寄附行為」に基づき適切に行っている。理事会・評議員会は、定期的開催され、監事の業務監査、監査法人の会計監査も適切に行われている。

経営の規律は保たれ、誠実に執行されている。従って、維持・継続性に問題はない。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

経営部門においては、使命・目的を継続的に実現するため、常務理事会が原則として毎月、理事会及び評議員会が隔月開催され、法人経営に係る重要事項について審議が行われている。

教学部門においては、教授会が原則として毎月 1 回開催され、審議が行われている。

使命・目的の実現のために、理事会、常務理事会及び教授会のもとで継続的に努力している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮

電気使用量の減量対策及びゴミの分別収集を実施している。具体的には、夏季節電対策として室温設定を管理し、クールビズで業務を行っている。また、3号館及び1号館では、LED 照明を設置することにより省電力化を図っている。さらに、業務における連絡については、ネットワークシステムを利用することでペーパーレス化を促進し、裏紙の有効利用を行っている。

また、東京都の緑化計画書制度により、道路に接する部分に緑を確保する「接道部の緑化」が義務付けられているため、施設等の緑化を推進している。

2) 人権への配慮

各種ハラスメントについては、「学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する規程」（以下「ハラスメント防止に関する規程」という。）「学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する指針」、「学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する細則」及び「学校法人ヤマザキ学園マタニティ・ハラスメント等の防止に関する規程」を定め、ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント防止に努めている。

個人情報の保護については、「学校法人ヤマザキ学園個人情報保護に関する規程」及び「学校法人ヤマザキ学園個人情報保護委員会規程」を定めている。

「ハラスメント防止に関する規程」第8条により、理事長が任命する教職員10人を構成員とするハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置している。また、防止委員会は、ハラスメントの対応を迅速、適切かつ円滑に行うため、相談員を常設しており、専任教員の中から3人（3人のうち男女を含む）及び専任職員の中から2人（2人のうち男女を含む）を相談員として、理事長が任命している（「ハラスメント防止に関する規程」第10条）。

公益通報については、「学校法人ヤマザキ学園公益通報に関する規程」を整備している。

3) 安全への配慮

「学校法人ヤマザキ学園本部地区防災規程」及び「ヤマザキ動物看護大学防災規程」を整備して、火災、地震等の災害時において、生命及び身体の安全を確保し、災害による被害の軽減を図っている。

毎年4月に教職員及び学生に対して災害時の避難経路等の確認を実施している。また、各校舎にAED（自動体外式除細動器）を設置して救急時に備えている。3年次生対象の授業において「救命救急講習」を行うことで、学生に対してAEDの利用方法等を指導した。

キャンパス内では、定期的に警備員が巡回を行い、学生及び教職員の安全確保に努めている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

18歳人口減少や四年制大学増加等の高等教育機関を取巻く環境変化に伴い、教育機関としては組織機構と教育研究の全般にわたる改革を迫られている。こうした環境において、本学は高等教育の社会的責任の履行を視野に入れ、社会的役割を再構築し、社会からの要請を教育研究に反映して行かなければならない。また、利害関係者への説明責任を果たし、信頼される教育機関を目指すことに努めなければならない。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-1-1】 学校法人ヤマザキ学園寄附行為

【資料 5-1-2】 ヤマザキ動物看護大学教授会規程

【資料 5-1-3】 学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する規程

【資料 5-1-4】 学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する指針

【資料 5-1-5】 学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する細則

- 【資料 5-1-6】 学校法人ヤマザキ学園マタニティ・ハラスメント等の防止に関する規程
- 【資料 5-1-7】 学校法人ヤマザキ学園個人情報保護に関する規程
- 【資料 5-1-8】 学校法人ヤマザキ学園個人情報保護委員会規程
- 【資料 5-1-9】 学校法人ヤマザキ学園公益通報に関する規程
- 【資料 5-1-10】 学校法人ヤマザキ学園本部地区防災規程
- 【資料 5-1-11】 ヤマザキ動物看護大学防災規程
- 【資料 5-1-12】 学校法人ヤマザキ学園常務理事会運営規程
- 【資料 5-1-13】 令和 2 年度常務理事会開催日程
- 【資料 5-1-14】 令和 2 年度役員名簿（理事・監事・評議員）

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

1) 理事会の権限等

本学園の理事会は、「寄附行為」第 16 条により、学園の最高意思決定機関として、理事の選任、諸規程の制定等を行う。

理事会は、理事総数の過半数の出席により成立し、定期開催は年 6 回、臨時開催は状況により随時行う。また、理事会の構成は、大学の学長、専門職短期大学の学長、評議員のうちから評議員会において選任した者及び学識経験者のうち理事会において選任した者で、定員は 9 人となっている。

選出条項ごとの理事の構成は、大学の学長（「寄附行為」第 6 条第 1 項第 1 号）、専門職短期大学の学長（「寄附行為」第 6 条第 1 項第 1 号）及び評議員より 2 人（同第 6 条第 1 項第 2 号）、学識経験者より 5 人（同第 6 条第 1 項第 3 号）の計 9 人。

現在の人員は、大学等教育経験者が 1 人、企業等の経営経験者が 2 人、医師が 2 人、文化人が 2 人及び創始者の一族から 2 人、計 9 人。識見が高く、理事としての職分を全うできる方々であり、平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度までの定例理事会開催状況を【表 5-2-1】で示す。

【表 5-2-1】 定例理事会開催状況（平成 30(2018)～令和 2(2020)年度）

年度	開催月	5 月	7 月	9 月	11 月	1 月	3 月
平成 30 年度	月日	5 月 24 日	7 月 19 日	9 月 20 日	11 月 15 日	1 月 24 日	3 月 14 日
	出席状況	7/9	8/9	7/9	8/9	8/9	7/8
令和元年度	月日	5 月 23 日	7 月 18 日	9 月 19 日	11 月 14 日	1 月 23 日	3 月 12 日
	出席状況	7/9	8/9	8/9	7/9	8/9	8/9
令和 2 年度	月日	5 月 21 日	7 月 16 日	9 月 19 日	11 月 18 日	1 月 21 日	3 月 12 日
	出席状況	7/9	8/9	8/9	8/9	9/9	8/9

2) 理事会への付議状況

「学校法人ヤマザキ学園常務理事会運営規程」（以下「常務理事会運営規程」という。）第 2 条により、理事長及び常務理事で構成される常務理事会において、理事会に付議すべき事項を審議・検討した議案が理事会で審議される。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、学園の運営に資する学外識者を含めて構成されている。理事会は、使命・目的に沿って適切に運営されている。理事会は、社会状況等の変化に対応し、更なる運営向上に努める。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-2-1】 学校法人ヤマザキ学園寄附行為

【資料 5-2-2】 学校法人ヤマザキ学園常務理事会運営規程

【資料 5-2-3】 令和 2 年度理事会・評議員会開催状況

【資料 5-2-4】 令和 2 年度役員名簿（理事・監事・評議員）

【資料 5-2-5】 令和 2 年度理事会・評議員会出席名簿及び委任状

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

1) 法人と教学部門とのコミュニケーション

理事会には、大学の学長が理事として出席している。学長は、大学の代表者として理事会に学則等の改変及び中・長期的展望に立った大学改革プラン等を上申し、教授会での審議・検討事項の報告を行ない、法人と教学部門とのコミュニケーションを円滑に図っている。

また、理事長は大学の学長を兼務しているため、教授会を運営し、理事会での決定事項を通知するとともに、教学側との意思疎通を十分に取っている。

2) 法人と事務部門とのコミュニケーション

毎月「部長会議」を開催し、法人から理事長、理事長室長、法人本部長、法人本部次長及び総務部長、管理部長、大学から事務局長、学務部長、学生支援部長、入試広報部長が出席することで運営及び管理における情報共有を図っている。

また、理事長主催の「理事長ミーティング」を開催し、大学の運営及び管理に関して、理事会及び教授会等の情報を全職員で共有するとともに、建学の精神（職業人としての自立）に則った、SD(Staff Development)の一環としている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会は、法人の最高意思決定機関であり、年6回開催し「寄附行為」に規定する議案を審議している。緊急を要する案件等が生じた場合は、臨時理事会を開催することで不測の事態に対応している。

常務理事会は、理事長、常務理事及び専門職短期大学の学長で構成し、原則として毎月開催している。「常務理事会運営規程」第5条に規定する事項を審議し検討する。教学部門を司る大学の学長と専門職短期大学の学長が参加する常務理事会及び理事会において、経営と教学の戦略目標に対する意識統一を図ることにより、円滑な意思決定を実践している。

また、理事長は、大学の学長を兼務し、教授会、専任教員連絡会、自己点検・評価委員会、学修総合委員会及び入試委員会の各種委員会に出席し、法人部門と教学部門の意思疎通を図っている。

1) 監事の選任とガバナンス

理事長は、「寄附行為」第7条に基づき、監事を選任することになっている。監事は2人（「寄附行為」第5条）であり、現在は、税理士及び会社役員が選任されている。監事は、理事会及び評議員会に原則として毎回出席している。

「学校法人ヤマザキ学園監事監査規程」に基づき、監事は定期監査を年1回、年度末の決算時に行っている。必要に応じて臨時監査を行うこともある。

2) 評議員の選任

評議員は、「寄附行為」第23条に基づき、法人職員で理事会において推薦された者のう

ちから評議員会において選任した者1人、法人が設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者9人及び学識経験者のうちから理事会において選任した者9人で構成される。現在は、理事の評議員兼務者数は3人である。

評議員会は、予算決算、中・長期的計画等の重要事項の諮問に応じており、書面による議決権行使を含め、毎回全員が出席している。従って、相互チェックの機能性に問題はない。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学の交流は十分に図られ、相互チェックの機能性については問題ない。

大学の授業は、平成28(2016)年度から南大沢キャンパスに統合され、教職員の連携、意思疎通が一層円滑になってきており、大学の機能がより強化されている。

<エビデンス集・資料編>

【資料5-3-1】学校法人ヤマザキ学園寄附行為

【資料5-3-2】学校法人ヤマザキ学園常務理事会運営規程

【資料5-3-3】学校法人ヤマザキ学園監事監査規程

【資料5-3-4】令和2年度監査日程、監査計画

【資料5-3-5】監査法人による監査報告書

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学を取り巻く環境は、教育の質の保証を焦点として競争的環境の中にある。本学は教育・研究活動の実践と財政基盤の安定を図るため、短期大学を発展的に改組転換し、四年制大学法人としての認可を経て、平成25(2013)年度に大学の完成年度を迎えた。その後、一層の教育環境の充実を図るため南大沢キャンパスにおいて隣地を取得し、平成27(2015)年度には当地に南大沢キャンパス3号館を建設した。また令和2(2020)年度は、より高度な学術研究を行い、社会で幅広く活躍できる人材を育てることを主な目的とする大学院設置が認可され、令和3(2021)年4月開学が認められた。大学についても令和3(2021)年度新入生より、これまでの動物看護学科に加えて新たに動物人間関係学科を設置し、1学部2学科制となった。学科の増加や大学院開学は、大学の在学生に対しても学習意欲の向上や

より高度な知識の提供といった相乗効果が表れるのではないかと期待している。専門職短期大学については令和 3(2021)年度に完成年度を迎え学生数が増加する一方で、学生に対してより充実した環境下で高度な教育を提供するため、専門学校校舎隣接地を購入し、7階建ての校舎を建設した(令和 3 年 12 月完成引き渡し予定)。

財政面では平成 22(2010)年度から大学の学年進行にともない収入は増加してきた一方で、大学完成時までの設置計画履行状況に伴い人件費及び諸経費も増加してきた。四年制大学として開学してからの収支状況の推移は【表 5-4-1】の通りである。大学の学生募集については、平成 27(2015)年度から定員割れとなったが、平成 28(2016)年度を底に回復基調となり、平成 30(2018)年度の入学者数が 4 年ぶりに定員を上回ったことを皮切りに、その後、現在(令和 3(2021)年)まで定員を下回っていない。一方支出についても職員の新規採用を抑制し、個々の能力を高めることで人件費の節減を実現した。更に令和 2(2020)年度は借入金を全額返済し、無借金経営となったことで、今後施設や教育に対する投資が行いやすくなったことは、本学にとって大きなメリットである。

中長期計画の実現や社会で活躍する人材を育成する教育機関として、その責務を全うするためにも、財政のバランスを重視し、収支規模に応じた財務運営を継続することは本学としての至上命題である。

【表 5-4-1】収支状況の推移(平成 22(2010)～令和 2(2020)年度)

年度	帰属収支差額(千円)	資金収支差額(千円)	適用
平成 22 年度	△81,059	△229,108	四年制大学開学
平成 23 年度	△50,550	△320,972	
平成 24 年度	△29,216	216,033	
平成 25 年度	234,229	410,320	完成年度・校地取得
平成 26 年度	232,093	264,853	
平成 27 年度	198,128	△813,656	南大沢キャンパス 3 号館建設
平成 28 年度	△132,528	503,166	学費改定
平成 29 年度	△ 68,379	36,758	
平成 30 年度	30,683	71,494	専門職短期大学設置認可
令和元年度	64,113	230,301	専門職短期大学開学
令和 2 年度	194,030	77,775	大学院設置認可 渋谷キャンパス 2 号館 B 棟建設

※平成 27(2015)年度より、帰属収支差額は基本金組入前当年度収支差額になる。

単年度の事業・予算については、各年度の収支計算書を参考に各部署からのヒアリングを基に策定し、適切な人件費、経費の節減に努めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校法人ヤマザキ学園（以下「法人」という。）の主な収入は、学生生徒等納付金であり令和2（2020）年度の学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金／経常収入）は91.2%を占めている。四年制大学としての国庫補助金は、平成22（2010）年度から交付されており、令和2（2020）年度の補助金比率は（補助金／経常収入）5.1%となっている。補助金比率は学年進行に伴い増加してきたが、学生生徒等納付金が経常収入に占める割合が大きく、学生数の動向が財政を左右する最大の要素となっている。更に令和3（2021）年度は専門職短期大学の完成年度を迎えるため経常費補助金の対象となることから、更なる収入増加が見込めることとなる。

一方、法人の主な支出は、人件費、教育研究経費及び管理経費で構成されている。その内、人件費比率（人件費／経常収入）は42.4%となっており、従来、この比率は分母が「帰属収入」であったが「経常収入」になることにより、新基準における人件費比率は、高くなるが適切な範囲である。

大学の完成年度までは、設置計画の進行に伴う施設・設備の整備のため、繰越消費支出は基本金組入額の増加によりの超過となっていた。支出の面においても、完成年度に向けて、専任教員の増員による人件費の増加や教育研究経費の増加もあったが、段階的な入学者の確保に伴い消費収支差額は安定してきた。平成26（2015）年度に、消費収支差額は収入の超過となり繰越消費支出は減少したが、平成27（2016）年度は校舎の建設等もあり、基本金を組入ると翌年度繰越収支差額はマイナスとなっている。令和2（2020）年度は借入金を全額返済したことから無借金経営となった。令和2（2020）年度は専門職短期大学の新校舎設立に着手したことから、それに付随する支払いが発生したものの、本学の翌年度繰越支払資金は増加した。この主な原因は学生生徒等納付金収入をはじめほぼ全ての収入項目で増加したこと、そして全教職員が一丸となって経費削減に努めた結果である。

本学の中長期計画は、着々と遂行されており、結果もでてきていることから、基準項目は満たしていると判定した。今後は、現在の水準を維持するだけでなく、より一層の改善に向けて努力をする。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

本学は、これまで動物看護分野に加え、動物応用及び動物介在福祉の分野において教育研究に努力してきた。この分野の充実発展のため、大学完成年度以降の長期計画として、施設・設備の整備を策定し、平成28（2016）年3月で施設に関する整備は一旦終了した。また、大学についてはこれまで渋谷キャンパスと南大沢キャンパスの2キャンパスに分かれていたものを、平成28（2016）年度に南大沢キャンパスに1年次から4年次までの授業を統合し経営効率化を図り、コストダウンや学生の経済的負担軽減を行った。

本学は少子化が進む今日において、平成30（2018）年度以降入学定員を充足していることや、令和元（2019）年6月に愛玩動物看護師法が成立したことなどから、本学園に対する社会的期待はより一層高まっていると感じており、その期待に応えることが本学の使命である。そのためにも学生により充実した環境と高度な知識や技術を提供し続けなければなら

らない。具体的な取り組みとして、令和2（2020）年度は大学院の設置認可を受け、令和3（2021）年度生より新たに大学院生を受け入れた。大学については令和4（2022）年度生より入学定員増に向けた準備を進めており、専門職短期大学については令和2（2020）年度、渋谷に新校舎の建設に着手し、令和3（2021）年12月に完成となる。

昨今は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）や災害など突発的な事象が発生していることから、有事の際にも速やかに対応できる経営基盤を築くことが課題となる。そのために、まずは安定した収入の確保や適切な支出といったバランスのとれた経営を継続していくことが必須となる。収入面については9割を占める学生生徒等納付金を維持するため、入学定員の充足と退学の減少に努めながら、国からの補助金や寄附金等事業活動収入の増加に向けた施策にも取り組む。一方、支出面では教育研究経費の水準を維持しつつ経費の節減を図り、安定した財政基盤を確保することに努めている。

<エビデンス集・資料編>

【資料5-4-1】令和2年度資金収支計算書

【資料5-4-2】令和2年度事業活動収支計算書

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学は、平成27（2015）年に施行された学校法人会計基準に基づき、「学校法人ヤマザキ学園会計及び経理規程」（以下「会計及び経理規程」という。）等の諸規程を整備し、会計処理はこれらに従って適正に処理している。また、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団及び日本私立大学協会等の研修会に担当者が出席し、会計知識の向上に努めており、日常の業務において不明の点があれば、監事や顧問会計事務所及び監査法人に問い合わせ、指導助言を受けている。

事業計画書は、各部門から提出された計画を基に法人本部で作成している。

予算原案については、理事長から示された重点項目に基づき策定し、理事会で決定した予算編成方針を基に各部門に伝達し、各部門より予算要求資料を提出させている。予算案は、現場に主体性を持たせ、教育目的の実現に添うよう編成し、法人本部がヒアリングや調整を行った上で作成している。翌年度予算の編成は、9月から3月にかけて行い、当該年度予算の補正を行う場合は9月から11月にかけて編成する。

事業計画及び予算案は、常務理事会で審議した後、評議員会に諮問し、理事会で決定さ

れる。理事会決定後、法人本部より各部門に予算額を伝達する。

1) 予算執行に関わる経理の流れ

予算は、「会計及び経理規程」第8章（予算）に基づき執行される。執行の手続きは「学校法人ヤマザキ学園稟議規程」「学校法人ヤマザキ学園稟議手続細則」により原則として稟議により理事長の承認を得るが、例外として1件または1組が5万円未満の支出や、継続または反復的な支出に限り稟議なしで予算執行ができる。

2) 出納業務の流れ

- ア 支払伝票、出金伝票の作成（根拠書類添付）
- イ 大学にて支出決裁「担当者 → 部課長 → 大学事務局長」
- ウ 法人本部へ書類一式送付
- エ 法人本部経理課にて予算確認
- オ 法人本部経理課にて内容確認（修正があれば差し戻し）
- カ 銀行等を通じて支払い完了

また、随時予算の執行状況を伝達し、各部署との情報の共有を行っている。会計年度終了後は、決算案を作成し、理事会の審議を経て決算書の確定後、評議員会に報告している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の監査は、監事による会計監査及び業務監査、監査法人による会計監査を実施しており、2人の監事のうち1人は税理士である。理事会及び評議員会には原則毎回出席し、ガバナンスの堅持を図っている。監事は監査法人の中間監査や決算監査時には本学の財務責任者から中間監査の概要、決算原案の概要説明を聴取し、質疑を行っている。また業務の執行状況や財産の状況の監査も行い、監査法人による監査時は監査法人と意見を交換し、監査機能の充実と強化を図っている。

監査法人による会計監査は、学校法人会計基準に沿って元帳や証憑書類等、計算書の照合や現金預金の残高等の確認を定期的に行っている。監査法人との監査日時については、毎年決算承認理事会後に年間スケジュールを決定しており、その期間は9月から5月中下旬頃までとなっている。令和2年度実績については、6人の監査担当者が年間11日間、のべ47人が監査に携わった。これまで公認会計士より指摘された事項はない。【表 5-5-1】

【表 5-5-1】 令和 2(2020)年度 監査法人監査日程表

実施日	監査内容	監査法人
令和 2 年 9 月 28 日・9 月 29 日	当年度の概況把握 期首繰越記帳の検討 資金収支項目の検討	東陽監査法人
令和 3 年 2 月 22 日・3 月 24 日 ※当初 1 月 6・7 日を予定していたが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行に関する緊急事態宣言を受け、スケジュールを変更。	資金収支項目の検討	東陽監査法人
令和 3 年 3 月 22 日・3 月 23 日	資金収支項目の検討 固定資産・図書実査 予算額の検討	東陽監査法人
令和 3 年 4 月 5 日	現預金実査 固定資産・図書実査 確認状発送	東陽監査法人
令和 3 年 5 月 17 日・18 日 ・19 日・20 日	収支項目の検討 資産・負債残高の検討 計算書類の検討 今年度予算差異の検討 審査資料等の作成	東陽監査法人

(3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

学校法人会計基準、「学校法人ヤマザキ学園会計及び経理規程」「学校法人ヤマザキ学園経理規程細則」に準拠して、適切な会計処理を行い、監査等の実施については、円滑に執行されるように協力体制を堅持するよう努めている。また、平成 27(2015)年度から導入された、新会計基準への移行は遅滞なく進行した。

【基準5の自己評価】

本学は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準及び学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、環境保全や人権、安全に配慮しながら運営を行っている。また教育情報及び財務情報についてはホームページにて公開している。

理事会は、「寄附行為」に基づき適切に運営されている。また、理事の選任については、「寄附行為」に従い適切に行い、出席状況も良好である。

学長は、管理運営部門と教学部門との連携が円滑に図れる体制を統括している。また、学内の意思決定機関の組織も適切に管理している。

理事長は、学長を兼務しており、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションを円滑に図っている。監事の選任は、「寄附行為」に則って行われ、理事会及び評議員会に原則毎回出席している。また、監査業務も適切に行っている。

本学の使命・目的を達成するため、健全に機能する事務体制を構築している。

本学の財務状況を全国平均値（日本私立学校振興・共済事業団「令和2年度版 今日私学財政（大学・短期大学編）」）より比較して見ると、以下の通りである。貸借対照表の主要項目は、次の1から3、事業活動収支項目は4から5となっている。

1 固定比率

固定資産の純資産（従来の表記は自己資金）に対する割合である。土地、建物及び施設等の固定資産にどの程度自己資産が投下されているか、資金の調達源泉とその用途とを対比させる関係比率である。固定資産は、学校法人の教育研究事業にとって必要不可欠であり、永続的にこれを維持あるいは更新していかなければならない。固定資産に投下した資金の回収は長時間にわたるため、本来投下資金は返済する必要のない自己資金を充てることが望ましい。この比率は100%を超えないことが望ましいが、本法人は77.4%となっており100%を超えていない。大学法人の全国平均比率は、98.7%となっている。

2 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合である。現金化が可能な流動資産がどのくらい用意されているか、短期的な支払い能力を判断する重要な指標の一つである。一般に金融機関等では、200%以上であれば優良とみなしており、学校法人の場合には必ずしも当てはまらないが、100%を切っている場合には、流動負債を固定資産に投下していることが多く、資金繰りに窮していると見られている。本法人は、287.3%となっており200%を超えている。大学法人の全国平均は251.8%となっている。

3 総負債比率

固定負債と流動負債を合計した負債総額の総資産に対する割合である。この比率は、総資産に対する他人資金の比重を評価する極めて重要な関係比率である。この比率は低いほど良く、50%を超えると負債総額が自己資金を上回ることになり、さらに100%を超えると負債総額が資産総額を上回る状態、いわゆる債務超過になる。本法人は8.6%となっており、全国平均の12.2%と比較しても良い結果となっている。

4 人件費比率

この比率は、学校法人会計基準の改正により分母が帰属収入から、経常的な収入である経常収入に変更された。本法人は 42.4%となっている。人件費の経常的な収入に対する割合を示す重要な比率であることに変わりはない。人件費は経常的支出のなかで最大の部分を占めているため、この比率が特に高くなると、事業活動収支の悪化を招きやすく、また一旦上昇した人件費比率の低下を図ることは容易でない。統計と比較すると、本法人は全国平均の 53.2%より低い比率となっている。

5 教育研究経費比率

この比率も、学校法人会計基準の改正により分母が帰属収入から、経常的な収入である経常収入に変更された。これは教育研究経費の経常収入に対する割合である。この経費は教育研究活動の維持・発展のためには不可欠なものであり、この比率も事業活動収支の均衡を失しない限りにおいて高くなることは望ましい。統計と比較すると、本法人は 29.5%となっている。全国平均は 33.5%となっている。

本学園の財務状況は、総じて全国平均に近い率となっているが、これに安閑とすることなく一層の財務状況の改善に努める。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-5-1】 学校法人ヤマザキ学園会計及び経理規程

【資料 5-5-2】 令和 2 年度事業計画書

【資料 5-5-3】 学校法人ヤマザキ学園稟議規程

【資料 5-5-4】 学校法人ヤマザキ学園稟議手続細則

【資料 5-5-5】 経理規程細則(固定資産)

【資料 5-5-6】 令和 2 年度理事会議事録

【資料 5-5-7】 令和 2 年度評議員会議事録

【資料 5-5-8】 令和 2 年度版今日の私学財政

【資料 5-5-9】 令和 2 年度財務分析一覧表

【資料 5-5-10】 学校法人ヤマザキ学園資産運用規程

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証については、中央教育審議会（平成 28(2016)年 8 月）に準拠して改善を図ることになるが、本学においても教授会、専任教員連絡会等において自立的な保証の取組みとして、日本高等教育評価機構の評価基準に準拠した「ディプロマ・ポリシー」（卒業認定および学士の学位授与に関する方針）、「カリキュラム・ポリシー」（教育課程編成・実施の方針）及び「アドミッション・ポリシー」（入学者受入れ方針）の三つのポリシーに基づく大学教育の質的保証のガイドラインに沿った評価基準に順応している。

本学の内部質保証の仕組み（組織体制）については、教授会・各種委員会に置いて協議され、点検評価をしているが、これを基盤として第三者の視点から評価することも考慮して更なる内部質保証の体制を構築し、整備に努めることにする。また、これを自己点検評価報告書として公開することに努める。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

1) 教育の内部質保証に関する方針と体制の整備

大学が教育研究活動の質と学生の学修成果の水準を保証する方針や体制を整備し、継続的に改善・向上を図った成果を明確にして、これを学生に通知するとともに、学生からの意見を聴取して更なる整備に努めている。

2) 教育プログラムの点検・評価（モニタリングとレビュー）

教育研究活動の質や、学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、大学に 18 の委員会及び 10 の部会を構成して、各委員会は委員会規定に定められた教育プログラム等について点検（モニタリング）や定期的な点検・評価（プログラム・レビュー）を実施し、学内各種委員会はこれを総括し教授会に提出して点検・評価を行い、教育研究活動の見直しを行う。

3) 教育プログラムの新設等の学内承認

新たな教育プログラムの設置においては、教育研究活動の質を保証するために、学内の組織した各種委員会は、教育プログラムの内容について学長に報告し、学長はその改善に努める。

4) 教職員の能力の保証と発揮

教育研究活動を担う教員と教育支援及び学修支援業務にあたる教職員には、研究と自己能力向上に努めさせ、FD委員会及びSD委員会が企画する講演会をはじめとする学内研修や外部研修にも積極的に参加の機会を付与し、その成果を記録に残し、また、学内においても教育研究活動を発表して教員相互の能力の保証と向上をはかった。

5) 学修環境・学習支援の点検・評価

学生の教育支援の施設・設備や、学修環境の整備については、各種委員会での検討に基づき、教授会で協議してその迅速なる支援に努めている。

また、学修の相談についてはクラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーによる面談により個々に対応した相談を徹底し、また、カウンセラーによる指導体制で対応している。

特に、施設設備については常に学生の意見を尊重し、恒例となった「七夕飾りの短冊」に各自が要望事項を書き入れて構内に展示し、全教員による協議の上学生の要望に対応している。

6) 大学や学部・学科の教育研究活動の有効性の検証

大学や学部・学科の使命・目的を実現するため、自己点検・評価の結果を総括し各委員会は教育研究活動が有効に展開されているか否かの検証を行い、必要に応じて大学のテーマ別の点検・評価を行うこと等により、本学の教育研究活動がその使命・目的に照らして適切に行われ、成果を上げたことを検証している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 6-1-1】 令和2年度第2回自己点検・評価委員会議事録

【資料 6-1-2】 令和2年度第3回自己点検・評価委員会議事録

【資料 6-1-3】 令和2年度委員会構成表

【資料 6-1-4】 令和2年度FD・SD研修会一覧

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための個々の取組みは、教科担当教員による評価により継続的に実施され

ている。

例えば、学生に対する教育のサポートや学生による授業評価アンケートに基づいた授業の改善及び教員の「ヤマザキ動物看護大学年報 教育・研究（業績）」を刊行し、これを研究機関や関係する大学等に配布し公表している。

大学の掲げる三つのポリシーについての取り組みと自律的な質保証についての点検評価の結果についての公表についても取り組むこととする。

平成 23(2011)年 4 月「学校教育法施行規則」改正により、9 項目の大学情報公開が義務化され、それによると (1) 大学の教育研究上の目的に関する事 (2) 教育研究上の基本組織に関する事 (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事 (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事 (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事 (6) 学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関する事 (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事 (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事 (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事定められている。

そのうち (1、3、4、7、8) などは大学案内書やホームページ上などで公開しているが現状ではこれらの項目は個々に公開しているが、今後は IR などを活用した十分な調査や分析に基づく質保証の公開に努める。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

データの収集と分析については、入試に関しては入試課が、学生の成績は教務・学生課、研究に関しては学務課がそれぞれ開学から今日までのデータを収集し、各課で分析をしている。

また、これら各課から提出されたデータや解析結果を自己点検評価委員会や FD 委員会で検討して大学における教育の質向上のために対応しているが、IR などを活用した調査・データの収集と分析の総合的な組織体制は十分ではない。

教育研究上の基本組織に関する事、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事、学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関する事、大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事などが個々に公開はされているが、今後は IR などを活用した十分な調査や分析に基づく公開に努めねばならない。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3(2021)年度において IR を活用するための組織体制作りと人材育成及び集積データを活かす組織体制作りが承認された。

自己点検・評価を客観的に検証することのできる、本学の学事顧問や外部委員も参加する組織作りの検討をはかり、教育研究活動の結果や成果の検証法を継続的に見直し及び改

善を推進させる。

<エビデンス集・資料編>

【資料 6-2-1】ヤマザキ動物看護大学自己点検・評価規程

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では「自己点検評価報告書」「ヤマザキ動物看護大学年報」を前者は毎年、後者は隔年で作成しており、その評価結果を周知し、関係部署において改善している。特に令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行の中での教育が行われたため、授業はオンラインによることが多かったこと、実習に関しては対面とした。教育の質保証のため学生への授業や実習に対するアンケート調査を実施して、必要に応じて授業も対面に切り替えて質保証を保持した。しかし、計画、実行、評価、改善というサイクル（PDCA）については令和 2（2020）年については有効に機能しているとは言い難かった。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会活動に外部委員を加える等、組織作りから見直し、大学の中・長期計画の目標とリンクさせることによって、カリキュラムの編成や学修方法の見直しや教育の改善・向上のための PDCA サイクルが有効に機能しているかどうかを検証することができるようにする。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証を効果的に実施していくには、恒常的な組織体制を整備すること、また、その責任体制を明確にすることが必要である。特に内部質保証は、中・長期的な計画に基づき日本高等教育評価機構の結果と評価を踏まえた改善に繋げる体制を構築しなければならない。そのため学長を中心として、自己点検・評価委員会、教授会及び各種委員会は内部質保証のための計画を立案・実行し、評価を行い、誠意改善に努めている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 6-3-1】学校法人ヤマザキ学園中期計画書

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A 監事による教職員面接

A-1. 教職員の質的向上と環境整備

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

令和 2(2020) 年度において理事会は本学の勤務するすべての教職員の質的向上を目的として、監事による面接を実施した。

監事は専任教員 28 人に対して面接し、①研究内容と研究実績、②学生への教育指導、について面接を実施し、次いで、③各専任教員研究室の整備状況の視察を行い、教員環境の整備に供するための現状の把握を実施した。

職員については、課長職以上の職員 12 人に対して面接し、①業務内容、②職上の課題等を聴取した。

監事による教職員に対する相談、聴取の報告書は理事長・学長に提出され、理事会にも説明がされた。

令和 3(2021) 年度には具体的な整備計画に基づく教育環境整備をはかることにした。

本学が更なる教員職員が協労に努め、教育環境を整備することは高く評価できる。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

監事による教職員面談を恒常化し、教職員の質的向上と環境整備についての面接聴取を実施し、更なる教育環境の整備をはかり、また、教学を支援する職員の質的向上についてもスキルの向上を目指す教育環境整備に努める。

本学の教育環境の現状を把握し、これを教学において具現化することは、本学の教育研究目的に努める全教職員の協労の使命であり、その成果は学生の質的向上に反映される。

<エビデンス集・資料編>

【資料 A-1-1】 令和 2 年度ヤマザキ動物看護大学業務監査報告書

V. 特記事項

なし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	ヤマザキ動物看護大学学則（以下、「学則」という。）第 1 条に明記されている目的に従い、その目的を実現するための教育研究を行っている。	1-1
第 85 条	○	学則第 1 条に定める教育研究上の目的を達成するため、動物看護学部を設置している。	1-2
第 87 条	○	学則第 14 条で修業年限を 4 年と定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 28 条で入学前の既修得単位の認定について定めていて、編入学については学則第 20 条に定め適切に運用されている。学則第 26 条では他大学等における授業科目の履修等について定めている。	3-1
第 89 条	-	本学は早期卒業制度を設けていないため該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 16 条で入学資格について定めている	2-1
第 92 条	○	学則第 8 条及びヤマザキ動物看護大学組織規程で明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 9 条及びヤマザキ動物看護大学教授会規程で明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 38 条及びヤマザキ動物看護大学学位規定に従い、学位を授与している。	3-1
第 105 条	-	本学では本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 108 条	○	本学園は実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とした専門職短期大学を設置している。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条及びヤマザキ動物看護大学自己点検・評価規程で明記している。	6-2
第 113 条	○	大学ホームページで教育・研究業績データベースを設け公表している。	3-2
第 114 条	○	学校法人ヤマザキ学園事務組織規程、学校法人ヤマザキ学園事務分掌規程及びヤマザキ動物看護大学組織規程で明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 20 条で大学への編入学について明記している。	2-1
第 132 条	○	学則第 20 条で大学への編入学について明記している。	2-1

ヤマザキ動物看護大学

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則の記載事項については、全て学則に明記している。	3-1 3-2
第 24 条	-	該当しない。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 35 条及びヤマザキ動物看護大学学生処分に関する規程で明記している。	4-1
第 28 条	○	学校において備えなければならない表簿は各部署において保管が されていて、学校法人ヤマザキ学園文書取扱規程で表簿の取扱に ついて定めている。	3-2
第 143 条	-	代議員会等を設置していない。	4-1
第 146 条	○	学則第 28 条に規定している。	3-1
第 147 条	-	本学は早期卒業制度を設けていないため該当しない。	3-1
第 148 条	-	学校教育法第 87 条第 1 項ただし書きに該当しない。	3-1
第 149 条	-	本学は早期卒業制度を設けていないため該当しない。	3-1
第 150 条	○	学則第 16 条で入学資格について明記している。	2-1
第 151 条	-	学校教育法第 90 条第 2 項に該当しない。	2-1
第 152 条	-	学校教育法第 90 条第 2 項に該当しない。	2-1
第 153 条	-	学校教育法第 90 条第 2 項に該当しない。	2-1
第 154 条	-	学校教育法第 90 条第 2 項に該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則第 20 条で大学への編入学について明記している。	2-1
第 162 条	○	学則第 20 条で大学への転入学について明記している。	2-1
第 163 条	○	学則第 10 条で学年の始期及び終期を定めている。また、入学の時 期は学則第 15 条で、卒業の認定については学則第 37 条で定めて いる。	3-2
第 163 条の 2	○	学生及び科目等履修生に成績証明書等を交付している。	3-1
第 164 条	○	本学は特別の課程を設けていないため該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	卒業認定および学士の学位授与に関する方針、教育課程編成・実 施の法人入学者受入方針を定め「履修ガイド&シラバス」に明記 している。また、ホームページ等でも公表をしている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及びヤマザキ動物看護大学自己点検・評価規程で明記 している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況についてホームページ等で情報を公表して いる。	1-2 2-1 3-1 3-2

ヤマザキ動物看護大学

			5-1
第 173 条	○	学則第 38 条及びヤマザキ動物看護大学学位規程に従い学位を授与している。	3-1
第 178 条	○	学則第 20 条で大学への編入学について明記している。	2-1
第 186 条	○	学則第 20 条で大学への編入学について明記している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令が定める基準を満たすとともに、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条で人材の養成に関する目的、教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 18 条で入学者の選考について明記するとともに入学者の選考を適正に遂行するため入学試験委員会規定を定めている。	2-1
第 2 条の 3	○	教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、各種委員会等で教員と事務職員等が連携し、協働により職務が遂行されている。	2-2
第 3 条	○	学則第 5 条により設置されている学部は、適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が適切に運営されている。	1-2
第 4 条	○	学則第 5 条に設置されている学科は、必要な組織を備え適切に運営されている。	1-2
第 5 条	-	学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けていないため、該当しない。	1-2
第 6 条	-	学部以外の基本組織は設けていないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教員を置いている。教員の構成は特定の年齢に偏らないよう配慮している。また、適切な役割分担の下で組織的な連携体制を確保し、責任の所在が明確になるように教員組織を編成している。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目は原則として専任教授または准教授に、主要授業科目以外はなるべく専任の教授、准教授、講師または助教が担当している。また、実習については助手が補助している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	シラバスの作成や教授会の出席などを通じて、教育課程の編成に責任を負っている。	3-2
第 11 条	-	本学では授業を担当しない教員を置いていないため該当しない。	3-2 4-2
第 12 条	○	本学の専任教員は本学に限り専任教員となり、専ら本学における	3-2

ヤマザキ動物看護大学

		教育研究に従事している。	4-2
第 13 条	○	学部の種類、規模及び収容定員に応じ定める専任教員数は、必要数以上の専任教員を配置しており基準を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学運営に関し識見を有している。	4-1
第 14 条	○	学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程で明記している。	3-2 4-2
第 15 条	○	学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程で明記している。	3-2 4-2
第 16 条	○	学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程で明記している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程で明記している。	3-2 4-2
第 17 条	○	学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程で明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定められた収容定員を学則第 5 条で明記している。	2-1
第 19 条	○	ディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	-	本学は連携開設科目を設けていないため該当しない。	3-2
第 20 条	○	学則第 21 条（別表第 1）のとおり、必修科目と選択科目に分け、各年次へ配当し編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 23 条で単位の計算方法について定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 13 条で授業期間を定めていて、35 週にわたることを原則としている。	3-2
第 23 条	○	学則第 13 条で授業は 15 週にわたる期間を単位として行うと定めている。	3-2
第 24 条	○	1 つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、諸条件を考慮し、教育効果が十分に上がるよう配慮して編成を行っている。	2-5
第 25 条	○	授業は講義、演習、実習のいずれかにより行っており、学則及び履修ガイド&シラバスで定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業方法及び内容並びに授業計画については履修ガイド&シラバスで明示しており、評価及び卒業の認定についての基準は学則第 25 条、第 37 条で定め基準に従い適切に行っている。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 4 条及びヤマザキ動物看護大学 FD 委員会規定で教育内容等の改善のための組織的な研修について定めており、実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	-	本学は昼夜開校制の授業を行っていないため該当しない。	3-2

ヤマザキ動物看護大学

第 27 条	○	学則第 24 条で単位の授与について定めていて、試験の上単位を与えている。	3-1
第 27 条の 2	○	ヤマザキ動物看護大学動物看護学部動物看護学科履修規程第 6 条で履修登録の単位数の上限を設けている。	3-2
第 27 条の 3	-	本学は連携開設科目を設けていないため該当しない。	3-1
第 28 条	○	学則第 26 条で他大学における授業科目の履修等について定めていて、60 単位を超えない範囲で認めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 27 条で大学以外の教育施設等における学修について定めていて 60 単位を超えない範囲で認めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 28 条で入学前の既修得単位の認定について定めていて、60 単位を超えない範囲で認めている。	3-1
第 30 条の 2	-	本学では長期にわたる教育課程の履修の制度はないため該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則第 43 条及びヤマザキ動物看護大学科目等履修生規程で科目等履修生に従い単位を与え、適当な人数を受け入れている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 37 条で卒業の認定について定めていて、4 年以上在籍し、124 単位以上を修得することとしている。	3-1
第 33 条	-	本学は単位制をとっているため該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地は教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。また、学生が交流その他に利用できる設備を備えている。	2-5
第 35 条	○	校舎と同一の敷地内に様々な運動が可能で多くの学生が余裕をもって利用できる運動場を設けている。	2-5
第 36 条	○	基準を満たす校舎等施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	基準を満たす校地の面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は基準校舎の面積を満たしている。	2-5
第 38 条	○	学則第 6 条及びヤマザキ動物看護大学図書館規程で図書館について定めていて、教育研究上必要な資料を備えている。また、学術情報の提供に努めている。図書館には専門的職員を置き、図書館内には教育研究を促進できるような適当な閲覧室があり十分な数の座席備えている。	2-5
第 39 条	-	該当する学部または学科を設置していないため、附属施設を置いていない。	2-5
第 39 条の 2	-	薬学に関する学部または学科を設置していないため、薬学実務実習に必要な施設を確保していない。	2-5
第 40 条	○	教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	各校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備	2-5

ヤマザキ動物看護大学

		えている。	
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学の名称は教育研究上の目的にふさわしいものとしている。	1-1
第 41 条	○	学則第 7 条、ヤマザキ動物看護大学組織規程及び学校法人ヤマザキ学園事務分掌規程で定めていて、適当な事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学則第 52 条及びヤマザキ動物看護大学組織規程に厚生補導について定めていて、適当な組織を設けている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	ヤマザキ動物看護大学教授会規程第 10 条第 2 項に基づき、就職委員会を設置している。また、学校法人ヤマザキ学園事務分掌規程第 12 条に従い就職支援課を置き、組織間の連携を図り、適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	学則第 4 条及びヤマザキ動物看護大学 SD 委員会規程に基づき、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	-	本学には学部等連携課程実施基本組織を置いていないため該当しない。	3-2
第 43 条	-	本学には共同教育課程を編成しておらず該当しない。	3-2
第 44 条	-	本学には共同教育課程を編成しておらず該当しない。	3-1
第 45 条	-	本学には共同教育課程を編成する学科を設置しておらず該当しない。	3-1
第 46 条	-	本学には共同教育課程を編成する学科を設置しておらず該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	-	本学には共同教育課程を編成する学科を設置しておらず該当しない。	2-5
第 48 条	-	本学には共同教育課程を編成する学科を設置しておらず該当しない。	2-5
第 49 条	-	本学には共同教育課程を編成する学科を設置しておらず該当しない。	2-5
第 49 条の 2	-	本学には工学に関する学部を設けていないため該当しない。	3-2
第 49 条の 3	-	本学には工学に関する学部を設けていないため該当しない。	4-2
第 49 条の 4	-	本学には工学に関する学部を設けていないため該当しない。	4-2
第 57 条	-	外国に学部、学科その他の組織は設けていないため該当しない。	1-2
第 58 条	-	学校教育法第 103 条に定める大学に該当しない。	2-5
第 60 条	-	本学は段階的整備に該当しない。	2-5 3-2 4-2

ヤマザキ動物看護大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 38 条及びヤマザキ動物看護大学学位規程に従い、学位を授与している。	3-1
第 10 条	○	学則第 38 条に基づき与える学士の名称は、適切な専攻分野の名称を付記している。	3-1
第 10 条の 2	○	本学には共同教育課程を編成しておらず該当しない。	3-1
第 13 条	○	学位に関する必要な事項をヤマザキ動物看護大学学位規程で定めて文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	自己点検評価を実施し、教育の質の向上に努めている。大学ホームページ上で情報公開を行っている。	5-1
第 26 条の 2	○	当該法令を厳正に遵守し、法人及び大学関係者に対して、特別の利益供与が行われないう、厳正に対応する。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の閲覧については、学校法人ヤマザキ学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第 36 条で明確に規定している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条の定めるところにより、理事 9 人、監事 2 人を置き、理事のうち 1 人が理事長となっている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係については、私立学校法が定めるところにより、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 16 条に基づき理事会を置き、同条に基づき適切に運営している。	5-2
第 37 条	○	理事長、理事及び監事の職務については、寄附行為第 11 条～第 15 条に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	理事及び監事の選任について、寄附行為第 6 条及び第 7 条に明記し、遵守している。なお、これら役員を選任には、私立学校法第 38 条第 5 項の規定に基づき、学外者を加えるよう留意している。また理事及び役員を選任について、私立学校法第 38 条第 7 項および第 8 項の規定も遵守している。	5-2
第 39 条	○	監事の選任について、寄附行為第 7 条に明記し、遵守している。	5-2
第 40 条	○	理事及び監事の補充について、寄附行為第 9 条に明記し、遵守している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 19 条において評議員会を置くことを定め、同条に基づき適切に運営している。	5-3

ヤマザキ動物看護大学

第 42 条	○	寄附行為第 21 条により、諮問事項として私立学校法第 42 条に掲げる事項について規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条により、評議員会の意見具申等について規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条により、評議員の選任について定め、これに基づき選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	本学役員は、役割・責務を適切に果たすよう努めている。寄附行為第 48 条及び第 49 条において、役員为学校法人に対する損害賠償責任の軽減について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員は、私立学校法が定めるところにより、第三者に対して損害賠償責任が生じる場合があることを理解している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員は、私立学校法が定めるところにより、連帯債務者となる場合があることを理解している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	本学校法人は役員損害賠償責任等について一般社団・財団法人法の規定が準用されることを理解している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更について、寄附行為第 44 条に明記し、これを遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画については、寄附行為第 33 条において定め、これを遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	決算及び事業の実績について、寄附行為第 35 条に明記し、評議員会に報告のうえ、意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	財産目録の作成および閲覧については、寄附行為第 36 条で定めている。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬等については、寄附行為第 38 条及び学校法人ヤマザキ学園役員報酬等規程で明確に規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度については、寄附行為第 40 条で明確に規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表（公開）については、寄附行為第 37 条で定め、同条に基づき実施している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	ヤマザキ動物看護大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 1 条で目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 5 条に従い、動物看護学研究科を設置している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 17 条で入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 17 条で入学資格を定めている。	2-1
第 156 条	-	本学は博士課程を設置していないため該当しない。	2-1
第 157 条	-	学校教育法第 102 条第 2 項に該当する飛び入学制度を実施していないため該当しない。	2-1
第 158 条	-	学校教育法第 102 条第 2 項に該当する飛び入学制度を実施していないため該当しない。	2-1
第 159 条	-	学校教育法第 102 条第 2 項に該当する飛び入学制度を実施していないため該当しない。	2-1
第 160 条	-	学校教育法第 102 条第 2 項に該当する飛び入学制度を実施していないため該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令等を遵守し設置している。また、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条で人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 19 条で入学者の選考について定め、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えている。	2-1
第 1 条の 4	○	大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、委員会等で教員と事務職員が連携体制を確保し、協働により職務が行われている。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 5 条により修士課程を置いている。	1-2
第 2 条の 2	-	専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設置していないため該当しない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 1 条で目的を定めていて、大学院学則第 14 条で修業年限について定めている。	1-2
第 4 条	-	博士課程を設置していないため該当しない。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 8 条第 10 条及びヤマザキ動物看護大学組織規程で組織について定めていて、適当な規模内容を有している。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 5 条に従い、1 個の専攻のみを置いている。	1-2
第 7 条	○	学部と適切な連携を図る等の措置により、研究科の組織がその目的にふさわしいものとなるよう配慮している。	1-2
第 7 条の 2	-	共同教育課程を設置していないため該当しない。	1-2

ヤマザキ動物看護大学

			3-2 4-2
第7条の3	-	研究科以外の教育研究上の基本となる組織を設置していないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教員を置いていて、学部 の教員等が兼ねている。また、教員の構成が特定の範囲の年齢 に著しく偏ることのないよう配慮している。	3-2 4-2
第9条	○	大学院学則第8条第3項により大学院設置基準に規定する資格を 有する教員を文部科学大臣が定める数以上置いている。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第5条で収容定員を定めている。教育研究にふさわし い環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正 に管理する。	2-1
第11条	○	大学院学則第22条に基づき必要な授業科目を開設し、研究指導計 画を策定して、体系的に教育課程を編成している。また、専攻分 野に関連する分野の基礎的素養を寛容するよう適切に配慮してい る。	3-2
第12条	○	大学院学則第23条別表第1で授業科目等について定めている。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第8条で研究指導を行うものは大学院設置基準に規定 する資格を有する教員と定めている。	2-2 3-2
第14条	-	夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を 行う課程を設置していないため該当しない。	3-2
第14条の2	○	シラバス等により授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間 の授業及び研究指導計画並びに学位論文に係る評価等をあらかじめ 明示している。	3-1
第14条の3	○	大学院学則第4条で教育内容等の改善のための組織的な研修等に ついて定めるとともに、ヤマザキ動物看護大学 FD 委員会規程に 基づき、FD 研修会を実施している。	3-3 4-2
第15条	○	大学院学則第25条（単位の計算方法）、第26条（単位の授与）、 第13条（学年、学期、休業日及び授業期間の学則準用）第28条 （本大学院以外の大学院科目の履修）、第29条（入学前の既修得 単位の認定）、第40条（科目等履修生）で大学設置基準の規定を 準用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第35条で課程の修了について定めている。	3-1
第17条	-	博士課程を設置していないため該当しない。	3-1
第19条	○	大学院学則第52条で教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実 習室、演習室等について定めている。	2-5
第20条	○	大学院設置基準に基づき、教育研究に必要な種類及び数の機械、	2-5

ヤマザキ動物看護大学

		器具及び標本を備えている。	
第 21 条	○	大学院学則第 6 条で図書館について定めていて、教育研究に必要な図書及び学術雑誌を備えている。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障のないよう学部の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	-	2 つ以上の校地を有していないため、該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称は適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしい。	1-1
第 23 条	-	独立大学院を設置していないため、該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	-	独立大学院を設置していないため、該当しない。	2-5
第 25 条	-	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 26 条	-	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 27 条	-	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	-	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	-	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 30 条	-	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	-	2 つ以上の研究科を設置していないため、該当しない。	3-2
第 31 条	-	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2
第 32 条	-	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 33 条	-	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	-	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	-	工学を専攻する研究科を設けていないため、該当しない。	3-2
第 34 条の 3	-	工学を専攻する研究科を設けていないため、該当しない。	4-2
第 42 条	○	大学院学則第 6 条及び第 7 条で事務組織について定めていて、大学院の事務を遂行するための適当な事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	-	博士課程を設置していないため、該当しない。	2-3
第 42 条の 3	○	授業料、入学料、その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を学生募集要項等で明示している。	2-4
第 43 条	○	ヤマザキ動物看護大学 SD 委員会規程を定め、職員へその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けている。	4-3
第 45 条	-	外国に研究科、専攻その他の組織を設けていないため、該当しない。	1-2

ヤマザキ動物看護大学

		い。	
第 46 条	-	学位の授与に係る審査への協力については該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3

ヤマザキ動物看護大学

第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 35 条（課程の修了）及び第 36 条（学位の授与）で定めている。	3-1
第 4 条	-	博士課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 5 条	-	博士課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 12 条	-	博士課程を設置していないため、該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2

ヤマザキ動物看護大学

第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人ヤマザキ学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	ヤマザキ動物看護大学 動物看護学部/動物看護学科 2022	冊子
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	ヤマザキ動物看護大学学則 ヤマザキ動物看護大学大学院	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	ヤマザキ動物看護大学学生募集要項 2021（令和3年度） ヤマザキ動物看護大学大学院学生募集要項 2021（令和3年度）	冊子
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2021（CAMPUS INFORMATION）	冊子
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人ヤマザキ学園 令和3年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人ヤマザキ学園 令和2年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	ヤマザキ動物看護大学アクセスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人ヤマザキ学園規程一覧及び規程集 ヤマザキ動物看護大学規程一覧及び規程集 ヤマザキ動物看護大学大学院規程一覧及び規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・令和2年度学校法人ヤマザキ学園役員一覧（理事・評議員） ・令和2年度理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	・平成28年度～令和2年度計算書類 ・平成28年度～令和2年度監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	令和3年度履修ガイド&シラバス【学部生】 令和3年度大学院シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	ヤマザキ動物看護大学三つのポリシー（1 学科制） ヤマザキ動物看護大学三つのポリシー（2 学科制、大学院）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	・ヤマザキ動物看護大学動物人間関係学科【届出】設置計画履行状況報告書（令和3年5月1日現在） ・ヤマザキ動物看護大学大学院動物看護学研究科動物看護学専攻（M）【認可】設置計画履行状況報告書（令和3年5月1日現在）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成28年度 大学機関別認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	ヤマザキ動物看護大学学則	
【資料 1-1-2】	三つのポリシー(1学科2専攻)令和2年度履修ガイド & シラバス pp. 1-2	
【資料 1-1-3】	建学の精神・教育理念 2021年度大学案内 p. 1	
【資料 1-1-4】	中長期構想委員会構成員	
【資料 1-1-5】	ヤマザキ動物看護大学自己点検・評価規程	
【資料 1-1-6】	ヤマザキ動物看護大学公式ウェブサイト(建学の精神・教育理念)	
【資料 1-1-7】	令和2年度中・長期構想委員会大学部会及び学修総合委員会会議事録	
【資料 1-1-8】	学外に広がる学び-地域活動- 2021年大学案内 p. 36	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	ヤマザキ動物看護大学学則	
【資料 1-2-2】	三つのポリシー(1学科2専攻)令和2年度履修ガイド&シラバス pp. 1-2	
【資料 1-2-3】	令和2年度学校法人ヤマザキ学園運営組織	
【資料 1-2-4】	ヤマザキ動物看護大学研究委員会規程	
【資料 1-2-5】	ヤマザキ動物看護大学教務委員会規程	
【資料 1-2-6】	学校法人ヤマザキ学園中期計画	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	ヤマザキ動物看護大学 学生募集要項 2021 (令和3年度)	
【資料 2-1-2】	2020年度実施 大学学生募集イベント日報	
【資料 2-1-3】	ヤマザキ動物看護大学入学試験委員会規程	
【資料 2-1-4】	ヤマザキ動物看護大学入学試験合格者判定会議細則	
【資料 2-1-5】	ヤマザキ動物看護大学学生募集部会規程	
【資料 2-1-6】	令和2年度大学学年主任・アドバイザー・アシスタントアドバイザー	
【資料 2-1-7】	令和2年度オフィスアワー	
【資料 2-1-8】	令和2年度入学試験委員会議事録	
【資料 2-1-9】	令和2年度第1回学生募集部会議事録	
【資料 2-1-10】	令和2年度いちょう塾パンフレット	
【資料 2-1-11】	令和3年度入学予定対象入学前教育推薦図書一覧	
【資料 2-1-12】	進学ガイダンス等参加状況	
【資料 2-1-13】	入学試験におけるコロナ対策(総合型選抜 A)	
【資料 2-1-14】	入学試験におけるコロナ対策(学校推薦型選抜(指定校制・公募制) 総合型選抜試験 B~D 日程)	
【資料 2-1-15】	ヤマザキ動物看護大学大学院 学生募集要項 2021 (令和3年度)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	ヤマザキ動物看護大学教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	ヤマザキ動物看護大学学生委員会規定	
【資料 2-2-3】	ヤマザキ動物看護大学学修総合委員会規程	
【資料 2-2-4】	ヤマザキ動物看護大学動物病院実習部会規程	

ヤマザキ動物看護大学

【資料 2-2-5】	ヤマザキ動物看護大学動物看護師統一認定試験対策部会規程	
【資料 2-2-6】	ヤマザキ動物看護大学学修サポート部会規程	
【資料 2-2-7】	ヤマザキ動物看護大学リメディアル部会規程	
【資料 2-2-8】	令和 2 年度オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-9】	学生支援 令和 2 年度履修ガイド&シラバス p. 47	
【資料 2-2-10】	令和 2 年度第 1 回、第 2 回研究科委員会運営会議議事録	
【資料 2-2-11】	令和 2 年度受講授業のオンライン・対面に関する学生アンケート調査報告書	
【資料 2-2-12】	オンライン開発プロジェクト	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	ヤマザキ動物看護大学動物看護師統一認定試験対策部会規程	
【資料 2-3-2】	ヤマザキ動物看護大学就職委員会規程	
【資料 2-3-3】	就職支援プログラム 2022 年度大学案内 p. 65	
【資料 2-3-4】	令和 2 年度就職実績 2022 年大学案内 p. 67	
【資料 2-3-5】	動物看護師統一認定試験対策年間予定	
【資料 2-3-6】	令和 2 年度就職セミナー実施一覧	
【資料 2-3-7】	令和 2 年度動物病院実習実施先一覧	
【資料 2-3-8】	ヤマザキ動物看護大学動物病院実習部会規程	
【資料 2-3-9】	修了証明書兼評価報告書	
【資料 2-3-10】	令和 2 年度動物病院実習 巡回電話記録	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	令和 2 年度医務室年間利用状況	
【資料 2-4-2】	令和 2 年度相談室業務統計報告版	
【資料 2-4-3】	健康調査U. P. I	
【資料 2-4-4】	令和 2 年度ヤマザキ動物看護大学ガイダンス・オリエンテーション案内	
【資料 2-4-5】	南大沢小学校までの避難経路図	
【資料 2-4-6】	DORMY GUIDBOOK2022 学生寮のご案内	
【資料 2-4-7】	ヤマザキ動物看護大学後援会会則	
【資料 2-4-8】	オンライン絆祭 大学公式ウェブサイト	
【資料 2-4-9】	オンライン公開講座 大学公式ウェブサイト	
【資料 2-4-10】	令和 2 年度いちょう塾「開講講座」及び「公開講座」提供科目について（通年）	
【資料 2-4-11】	学友会会則 学生便覧 2021 pp. 56-59	
【資料 2-4-12】	体温計未所持学生の皆さんへ	
【資料 2-4-13】	体温管理チェックシートによる測定割合集計結果（報告）	
【資料 2-4-14】	後期授業開始について 大学公式ウェブサイト	
【資料 2-4-15】	学校法人ヤマザキ学園ヤマザキ教育支援金規程	
【資料 2-4-16】	「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」のご案内 大学公式ウェブサイト	
【資料 2-4-17】	郵送貸出サービス	
【資料 2-4-18】	郵送貸出サービス利用者数	
【資料 2-4-19】	新型コロナウイルス感染症に対する本学の取り組み	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	施設・設備等概要【共通基礎抜粋】	
【資料 2-5-2】	情報センター等の状況【表 2-12】	
【資料 2-5-3】	南大沢キャンパス 1 号館 2022 年大学案内 pp. 52-53	
【資料 2-5-4】	南大沢キャンパス 2 号館 2022 年大学案内 pp. 54-55	
【資料 2-5-5】	南大沢キャンパス 3 号館 2022 年大学案内 pp. 56-57	

ヤマザキ動物看護大学

【資料 2-5-6】	図書館の利用 学生便覧 2020 pp.37-41	
【資料 2-5-7】	ヤマザキ動物看護大学図書館規程	
【資料 2-5-8】	ヤマザキ動物看護大学図書館利用規程	
【資料 2-5-9】	平面図及び避難経路 2021 学生便覧 pp.65-71	
【資料 2-5-10】	ヤマザキ動物看護大学図書だより 第11号	
【資料 2-5-11】	ヤマザキ動物看護大学図書館 年度別利用者統計	
【資料 2-5-12】	図書館利用案内 大学公式ウェブサイト	
【資料 2-5-13】	図書館ホームページ 大学公式ウェブサイト	
【資料 2-5-14】	読書のあしあとポスター	
【資料 2-5-15】	展示物に関するリーフレット Hutchinson's	
【資料 2-5-16】	読書のあしあと	
【資料 2-5-17】	文献複写・相互貸借申込書	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和2年度大学学年主任・アドバイザー・アシスタントアドバイザー	
【資料 2-6-2】	大学パートナーシップ 2020 学生便覧 pp.43-44	
【資料 2-6-3】	第1期ヤマザキ教育支援金	
【資料 2-6-4】	コロナ禍における学生支援 2022 大学案内 p.5	
【資料 2-6-5】	三つのポリシー(1学科2専攻)大学公式ウェブサイト	
【資料 2-6-6】	卒業要件 令和2年度履修ガイド&シラバス p.49	
【資料 2-6-7】	2020年第1号(学生委員会発行)学生委員会だより	
【資料 2-6-8】	学校法人ヤマザキ学園ヤマザキ教育支援金規程	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	ヤマザキ動物看護大学学則	
【資料 3-1-2】	建学の精神、教育理念 令和2年度履修ガイド&シラバス pp.1-2	
【資料 3-1-3】	三つのポリシー(1学科2専攻)大学公式ウェブサイト	
【資料 3-1-4】	試験と評価 令和2年度履修ガイド&シラバス pp.43-46	
【資料 3-1-5】	段階的に履修する科目 令和2年度履修ガイド&シラバス p.39	
【資料 3-1-6】	授業科目 ヤマザキ動物看護大学学則別表第1(第21条関係)	
【資料 3-1-7】	卒業要件 令和2年度履修ガイド&シラバス p.49	
【資料 3-1-8】	ヤマザキ動物看護大学学位規定	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	三つのポリシー(1学科2専攻)令和2年度履修ガイド&シラバス pp.1-2	1学科2専攻
【資料 3-2-2】	アッセンブリーアワー 令和2年度履修ガイド&シラバス pp.199-202	
【資料 3-2-3】	大学コンソーシアム八王子単位互換制度による履修 令和2年度履修ガイド&シラバス pp.50-51	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和2年度前期授業評価アンケート集計結果(全体)	
【資料 3-3-2】	令和2年度後期授業評価アンケート集計結果(全体)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	ヤマザキ動物看護大学ガバナンス・コード	
【資料 4-1-2】	ヤマザキ動物看護大学自己点検・評価規程	
【資料 4-1-3】	ヤマザキ動物看護大学学則	
【資料 4-1-4】	ヤマザキ動物看護大学教授会規程	
【資料 4-1-5】	令和 2 年度学園及び学校行事プロジェクト編成	
【資料 4-1-6】	令和 2 年度委員会構成表	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学校法人ヤマザキ学園専任教員定年規程	
【資料 4-2-2】	ヤマザキ動物看護大学教育研究機器備品等検討部会規程	
【資料 4-2-3】	令和 2 年度専攻所属専任教員	
【資料 4-2-4】	令和 2 年度ヤマザキ学園運営組織(4)大学・教育支援室	
【資料 4-2-5】	学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程	
【資料 4-2-6】	ヤマザキ動物看護大学動物看護学部専任教員昇格基準	
【資料 4-2-7】	ヤマザキ動物看護大学専任教員昇格選考委員会規程	
【資料 4-2-8】	ヤマザキ動物看護大学における教員評価指針	
【資料 4-2-9】	ヤマザキ動物看護大学における教員評価実施要項	
【資料 4-2-10】	ヤマザキ動物看護大学学則	
【資料 4-2-11】	ヤマザキ動物看護大学 FD 委員会規程	
【資料 4-2-12】	令和 2 年度 FD・SD 研修会一覧	
【資料 4-2-13】	ヤマザキ動物看護大学研究委員会規程	
【資料 4-2-14】	ヤマザキ動物看護大学研究費規程	
【資料 4-2-15】	ヤマザキ動物看護大学個人研究費に関する細則	
【資料 4-2-16】	ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針	
【資料 4-2-17】	ヤマザキ動物看護大学動物実験委員会規程	
【資料 4-2-18】	ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針	
【資料 4-2-19】	令和 2 年度動物実験受付簿	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	ヤマザキ動物看護大学 SD 委員会規程	
【資料 4-3-2】	令和 2 年度 FD・SD 研修会一覧	
【資料 4-3-3】	大学事務局定例会議 議事録	
【資料 4-3-4】	令和 2 年度人事考課の実施について	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	ヤマザキ動物看護大学研究委員会規程	
【資料 4-4-2】	ヤマザキ動物看護大学研究費規程	
【資料 4-4-3】	ヤマザキ動物看護大学教員個人研究費に関する細則	
【資料 4-4-4】	ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針	
【資料 4-4-5】	ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針	
【資料 4-4-6】	令和 2 年度動物実験受付簿	
【資料 4-4-7】	ヤマザキ動物看護大学公的研究費取扱規程	
【資料 4-4-8】	ヤマザキ動物看護大学公的研究費の管理・監査の実施体制に関する取扱要領	
【資料 4-4-9】	ヤマザキ動物看護大学公的研究費等の不正防止計画	
【資料 4-4-10】	ヤマザキ動物看護大学公的研究費の運営・管理に関する行動規範	

ヤマザキ動物看護大学

【資料 4-4-11】	ヤマザキ動物看護大学公的研究費内部監査手続要領	
【資料 4-4-12】	ヤマザキ動物看護大学公的研究費の人件費に関する取扱要領	
【資料 4-4-13】	令和2年度第1回教育研究機器備品等検討委員会議事録	
【資料 4-4-14】	令和2年度第2回教育研究機器備品等検討委員会議事録	
【資料 4-4-15】	令和2年度「研究倫理教育」および「動物実験の為の教育訓練」の受講について	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人ヤマザキ学園寄附行為	
【資料 5-1-2】	ヤマザキ動物看護大学教授会規程	
【資料 5-1-3】	学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する規程	
【資料 5-1-4】	学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する指針	
【資料 5-1-5】	学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する細則	
【資料 5-1-6】	学校法人ヤマザキ学園マタニティ・ハラスメント等の防止に関する規程	
【資料 5-1-7】	学校法人ヤマザキ学園個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-8】	学校法人ヤマザキ学園個人情報保護委員会規程	
【資料 5-1-9】	学校法人ヤマザキ学園公益通報に関する規程	
【資料 5-1-10】	学校法人ヤマザキ学園本部地区防災規程	
【資料 5-1-11】	ヤマザキ動物看護大学防災規程	
【資料 5-1-12】	学校法人ヤマザキ学園常務理事会運営規程	
【資料 5-1-13】	令和2年度常務理事会開催日程	
【資料 5-1-14】	令和2年度学園役員名簿（理事・監事・評議員）	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人ヤマザキ学園寄附行為	
【資料 5-2-2】	学校法人ヤマザキ学園常務理事会運営規程	
【資料 5-2-3】	令和2年度理事会・評議員会開催状況	
【資料 5-2-4】	令和2年度学園役員一覧（理事・監事・評議員）	
【資料 5-2-5】	令和2年度理事会・評議員会出席名簿及び委任状	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人ヤマザキ学園寄附行為	
【資料 5-3-2】	学校法人ヤマザキ学園常務理事会運営規程	
【資料 5-3-3】	学校法人ヤマザキ学園監事監査規程	
【資料 5-3-4】	令和2年度監査日程・計画	
【資料 5-3-5】	監査法人による監査報告書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和2年度資金収支計算書	
【資料 5-4-2】	令和2年度事業活動収支計算書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人ヤマザキ学園会計及び経理規程	
【資料 5-5-2】	令和2年度事業計画書	
【資料 5-5-3】	学校法人ヤマザキ学園稟議規程	
【資料 5-5-4】	学校法人ヤマザキ学園稟議手続細則	
【資料 5-5-5】	経理規程細則(固定資産)	
【資料 5-5-6】	令和2年度理事会議事録	
【資料 5-5-7】	令和2年度評議員会議事録	

【資料 5-5-8】	令和 2 年度版今日の私学財政	
【資料 5-5-9】	令和 2 年度財務分析一覧表	
【資料 5-5-10】	学校法人ヤマザキ学園資産運用規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	令和 2 年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-1-2】	令和 2 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-1-3】	令和 2 年度委員会構成表	
【資料 6-1-4】	令和 2 年度 FD・SD 研修会一覧	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	ヤマザキ動物看護大学自己点検・評価規程	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	学校法人ヤマザキ学園中期計画書	

基準 A. 監事による教職員面接

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 監事による教職員面接		
【資料 A-1-1】	令和 2 年度ヤマザキ動物看護大学業務監査報告書	